

第4期 阪南市地域福祉推進計画

重層的支援体制整備事業実施計画
成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画

市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり



令和5年3月

阪南市

社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会

ごあいさつ

少子高齢化・人口減少、多様な価値観、近隣関係の希薄化などにより、地域社会は大きく変化し、社会的孤立、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、生活課題も複雑化・多様化しています。

このように地域社会の脆弱化等、社会構造が変化する中で、本市では、第3期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画（平成29年度～令和4年度6か年計画）において、誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らしていくために、地域でのつながりを大切にし、互いに助け合いながら“市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり”の実現に向けた地域福祉を推進してきました。

人口減少・少子高齢社会の下、ウィズコロナを迎え、くらしの問題を解決し、個人の自律を支え、地域が自立・自治力を高めることができるよう、公民が一層連携し、努力していく必要があります。

第3期計画の成果や施策の実施状況を検証するとともに、福祉制度の改正や社会情勢の変化に応じ、地域での福祉・生活課題を把握し、新たな地域課題を解決するための様々な取組等を示した「第4期阪南市地域福祉推進計画」を公民協働で策定いたしました。

地域福祉推進計画は、生活上の問題を解決するために有用に活用できなくてはなりません。Q&Aを作成するなど、市民の皆さんにわかりやすい計画策定に努めてまいります。

また、本計画の策定にあたり、たくさんの貴重なご意見をいただき、特に「担い手不足」という課題が多くあり、できることから地域に広げていくことの重要性について話し合われました。

本市の現状を踏まえ、地域福祉の充実のために策定いたしました本計画では、“「夢・笑顔・ありがとう」があふれる地域づくり”“身近な地域で支え合い輝き合う体制づくり”“みんなで丸ごと受け止める相談支援ネットワークづくり”“未来を切り拓くための地域福祉の計画的・開発的推進”の4つの目標にむけた更なる取り組みとともに、「重層的支援体制整備事業」「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」も含め、これからも“市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり”をめざしてまいります。

今後は、地域福祉推進のパートナーである社会福祉協議会と一体的に、この計画を推進していくとともに、「誰も一人ぼっちにしない、だれも排除しないまち」づくりを進め、誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに過ごすことのできる社会の実現に努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご指導いただきました関西学院大学教授 藤井博志先生をはじめ、ご尽力を賜りました地域福祉推進連絡協議会及び地域福祉推進計画作業委員会の委員の皆さんや、市民アンケートや団体ヒアリングなどを通じて貴重なご意見をいただきました市民、関係団体・機関の皆さんに心より感謝申し上げます。

令和5年3月

阪南市長

水野 謙二



ごあいさつ

少子高齢化の進展や人口減少、単身世帯の増加など、地域コミュニティの変化等に起因し、社会的孤立、虐待、生活困窮、8050問題などの様々な福祉課題が社会全体にも、そして私たちの身近な地域にも現れてきています。また新型コロナウイルスの流行は、私たち住民活動者や福祉関係者が大切に育んできた「つながり」のあり方を深く問いかけました。こうした中、国では社会福祉法の改正が2度行われ、地域共生社会の実現に向けた行政の責務と地域福祉活動への期待が大きく盛り込まれ、真の公民協働のあり方が問われる時代となってきました。



本計画策定にあたっては、第1期計画から脈々と続く住民の声に依拠した公民協働の計画づくりの方針を踏襲しながら、丁寧な策定作業を行っていただきました。

計画の基本理念である「市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり」に立脚し、当事者を含む住民の声や願いを中心としながら諸施策を力強く推進し、住民主体の協議体として公民協働の地域福祉と住民自治を推し進める中核的な役割と責任を社会福祉協議会が担ってまいります。

この地において先人たちが育んできた地域住民同士の絆、蓄積されてきた地域福祉活動、行政や福祉関係者とのネットワーク、何より市民の皆様方のご支援とご参加を大きな糧とし、誰もが安全に、安心して住み暮らし続けられる地域の実現に邁進していく決意です。

結びに、第4期阪南市地域福祉推進計画の策定にあたり、地域福祉推進連絡協議会、同計画作業委員会の皆様、地域の各団体・関係機関の方々、広く市民の皆様には数多くの議論を重ねていただき、多大なご尽力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

また、第1期計画以来約17年間に亘り務めていただいた同志社大学名誉教授井岡勉先生より地域福祉推進連絡協議会会長を引き継いでいただき、さらに一層力強く阪南市の地域福祉を牽引いただいております関西学院大学教授藤井博志先生をはじめ、大阪千代田短期大学准教授本田和隆先生、各部会の諸先生方には第4期計画策定にあたり特段のご指導を賜りましたことに心より感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会

会 長 築 野 由 照

第4期阪南市地域福祉推進計画を進めるにあたって

第4期地域福祉推進計画が策定されました。もちろん、今期の計画はこれまでの阪南市の地域福祉の蓄積の上に策定されたものです。しかし、本計画は第3期までの計画とは一線を画した、福祉、行政、地域の構造改革をめざした計画となりました。

本計画の革新性は次の点にあります。

1点目は、この3年間のコロナ禍を経て、いよいよ、ウイズコロナ、ポストコロナとして、コロナ前以上の住民福祉活動・地域福祉を発展させることをめざしています。

2点目は、少子高齢、人口減少という社会構造変化に対応できる住民自治活動と地域福祉との接点を模索していくことをめざしています。

3点目は、重層的支援体制整備事業実施の計画を組み入れたことです。この間、社会福祉法における地域福祉関連の法改正がなされ、包括的な支援体制の構築が自治体の努力義務となりました。本計画はそのことを踏まえた計画となっています。すなわち、福祉行政をこれまでの子ども、障害、高齢、困窮の属性別制度福祉の蓄積を踏まえて、全世代型、全分野型の制度横断型福祉への変革をめざしています。さらに、多文化共生、多世代共生の社会包摂型の自治的な地域づくりをめざしています。

4点目は、以上のことを進めるために、計画の進行管理をPDCAとしての管理だけでなく、新たなニーズの変化に柔軟に対応する計画の進行管理の考え方を組み入れています。

以上をめざすためには、行政職員や福祉・保健、医療、教育、住宅、就労等の専門職、従事者の縦割りからの意識改革と、地域住民とのさらなる協働が求められます。また、地域住民も福祉とまちづくりの連携や行政職や専門職、企業や事業者との暮らしの場での協働がめざされます。さらに、その協働のためには、民間福祉、地域住民の立場から地域福祉の中間支援機能を発揮できる社会福祉協議会の基盤整備の必要性和さらなる実践が期待されます。

阪南市の地域福祉推進計画は第1期計画から、基本的人権と住民自治を基盤とする公民協働の取り組みとして推進されてきました。そのこれまでの蓄積があるからこそ、この時代の変革期にふさわしい福祉改革をめざす計画が策定されたものと思います。

関係者の協働による第4期地域福祉推進計画の推進によって阪南市の地域福祉が益々発展されることを祈念いたします。

令和5年3月

阪南市地域福祉推進連絡協議会

会 長 藤 井 博 志



第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の期間.....	1
3 計画の位置づけ.....	1
4 国の動向.....	4
5 地域福祉に係る動向.....	7
第2章 阪南市の地域福祉のしくみ.....	9
1 地域福祉推進の圏域.....	9
2 阪南市の包括的な支援体制の仕組み.....	10
第3章 阪南市の地域福祉を取り巻く現状.....	14
1 統計からみる本市の現状.....	14
2 アンケート調査からみる現状.....	16
3 福祉関係団体ヒアリング、作業委員会ご意見からみる現状.....	20
4 第3期計画の評価と課題まとめ.....	22
5 横断的な取組が必要となる「課題」や「問題」.....	24
第4章 計画の理念と重点課題.....	26
1 基本理念.....	26
2 計画の基本目標.....	27
3 計画の重点課題・取組（阪南市重層的支援体制整備事業実施計画）.....	28
4 計画の施策体系.....	31
第5章 計画の施策展開.....	33
基本目標1 「夢・笑顔・ありがとう」があふれる地域づくり.....	33
基本施策1 身近な地域でつながりづくり・居場所づくり.....	33
基本施策2 地域の福祉活動の活性化とまちづくり・産業分野との融合へ.....	38
基本目標2 身近な地域で支え合い輝き合う体制づくり.....	43
基本施策1 社会参加の促進.....	43
基本施策2 地域における相談・支援体制の充実.....	46
基本目標3 みんなで丸ごと受け止める相談支援ネットワークづくり.....	52
基本施策1 多機関協働による包括的な相談支援体制の推進.....	52
基本施策2 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】.....	56
基本施策3 再犯防止対策の充実【再犯防止推進計画】.....	60
基本目標4 未来を切り拓くための地域福祉の計画的・開発的推進.....	64
基本施策1 福祉文化の創造と地域福祉人材育成の推進.....	64
基本施策2 計画的・開発的な地域福祉活動の推進.....	71
別章 ふくしのまちづくりビジョン.....	74
資料編.....	111

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

近年の少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、核家族化により、地域社会での地域住民の社会的なつながりの希薄化など、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。

こうした時代の変化の中、阪南市（以下「本市」という。）では、誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らしていくために、地域でのつながりを大切にし、互いに助け合いながら“共に生き、支え合う社会”の実現に向けた地域福祉を推進しています。

「第4期阪南市地域福祉推進計画及び同実施計画」（以下、「本計画」という。）は、地域福祉の推進に具体的に取り組むため、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」をひとつにしたものです。行政の施策計画分野と社会福祉協議会の活動計画分野を整理し、福祉の総合的な計画として、一体的に策定しています。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行います。

	平成		令和														
年度	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
			第3期														
							第4期(本計画)										
												第5期					

3 計画の位置づけ

（1）法令上の位置づけ

この計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき市町村行政がつくる「地域福祉計画」と、同法第109条に基づき設置されている社会福祉協議会がつくる「地域福祉活動計画」とをひとつにしたものです。

また、地域福祉計画と関わりの深い以下の計画を包含して策定しています。

○社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」

○成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」

○再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」

（２）公民協働計画としての位置づけ

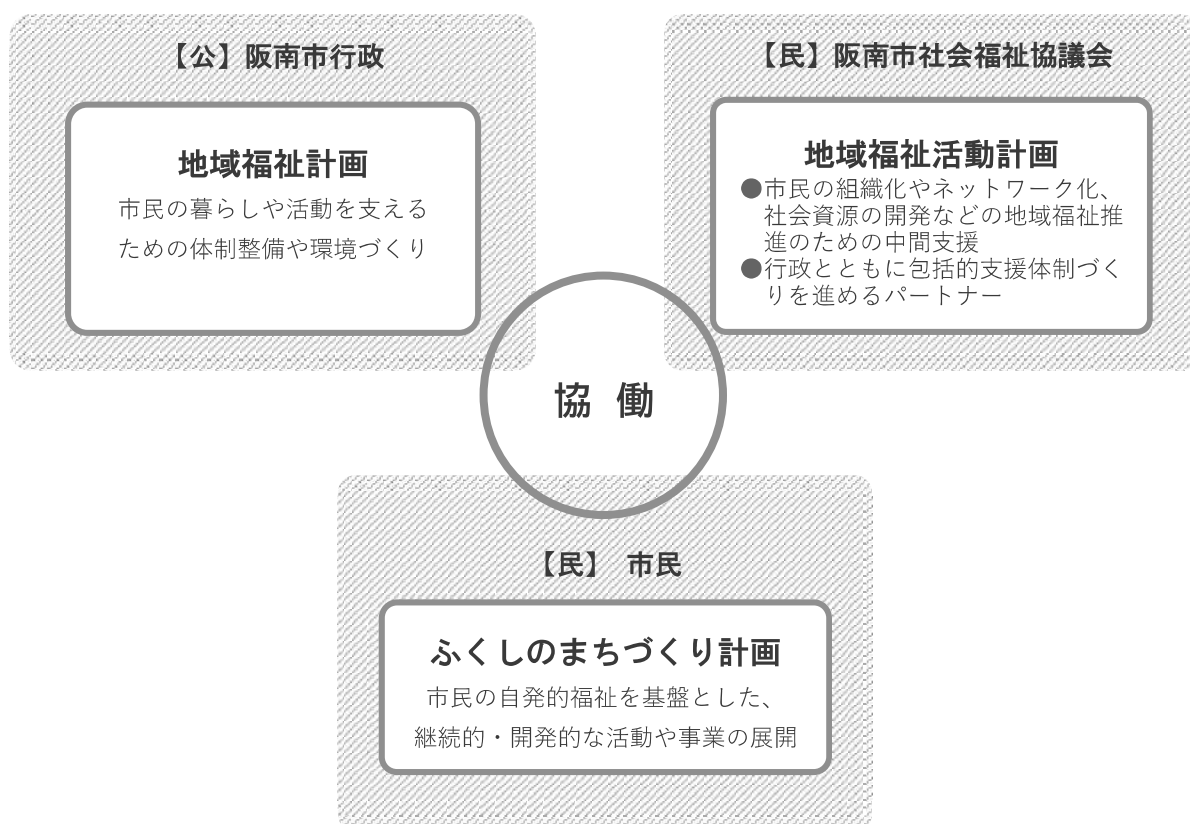
本計画は行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」をひとつにしたものであり、行政の施策計画分野と社会福祉協議会の活動計画分野を整理し、福祉の総合的な計画として、一体的に策定しています。

また、本計画の策定に合わせ、おおむね小学校区において住民の手によって策定する「ふくしのまちづくり計画」も策定し、掲載しています。

特に本市では、第１期計画策定以来、「公民協働」を基本理念のひとつに掲げ、大切に位置づけています。地域福祉を進める上で住民の自発的福祉をその基盤とし、課題を抱える当事者や活動者などの権利や主体性を守りながら、継続的・開発的な活動や事業に取り組んでいます。

そして、こうした住民の暮らしや活動を支えるために行政がその体制整備や環境づくりに取り組み、相互の協力関係と一定の緊張関係を保ちながら協議・協働を重ねています。

また、行政を中心とした「公」と並んで、阪南市社会福祉協議会を「民」の要として、住民の組織化やネットワーク化、社会資源の開発などの地域福祉推進のための中間支援機関の役割を果たすとともに、行政とともに包括的支援体制づくりを進めるパートナーとして位置づけています。

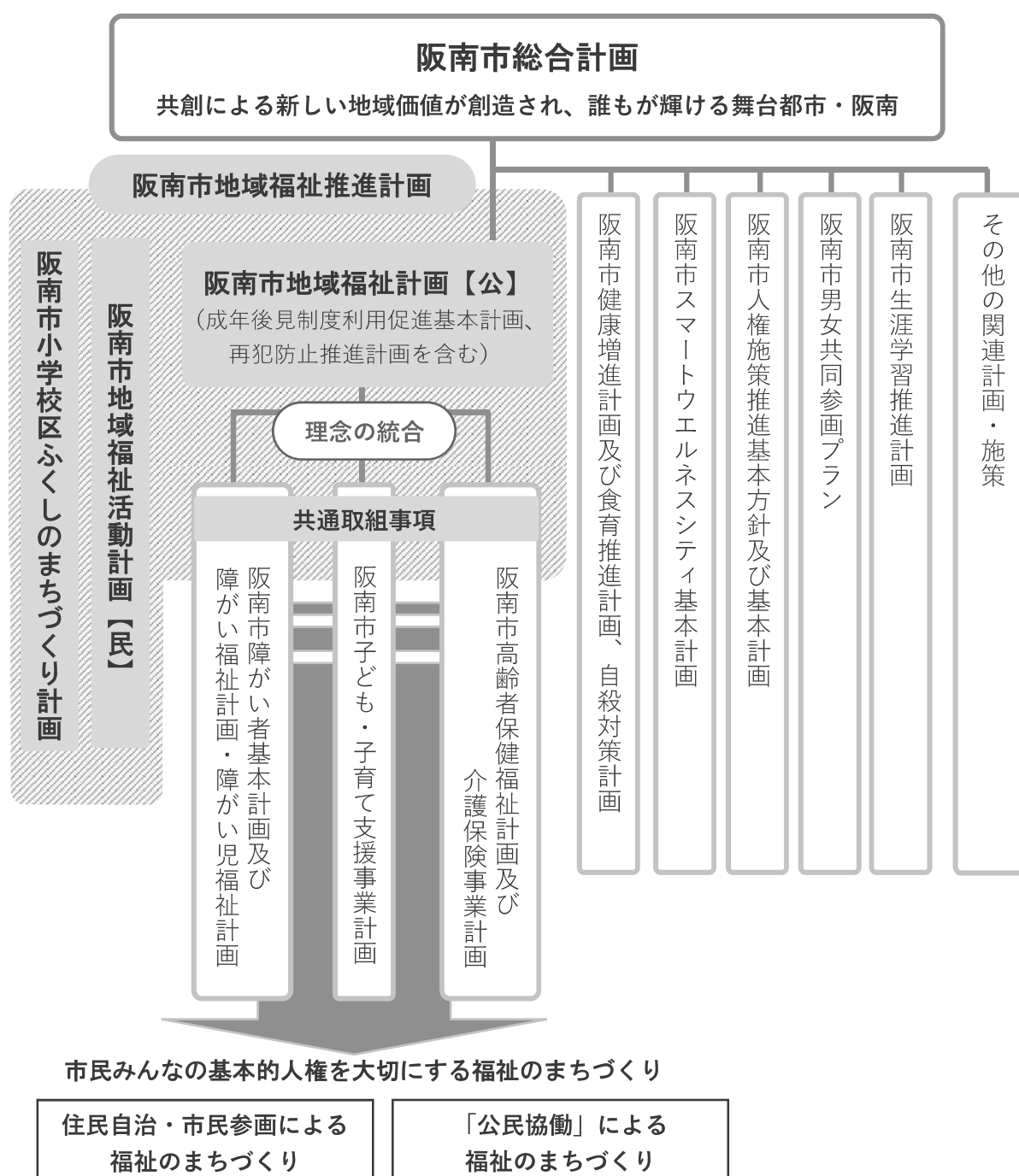


(3) 様々な計画との関わり

地域福祉計画は、阪南市総合計画を上位計画としています。

また、「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などの個別保健福祉計画の理念の上位に立つ計画であり、これら個別計画共通の基盤計画として、共通して取り組むべき事項などを捉え、横断的に地域福祉を推進するための計画です。

第4期にあたる本計画では、特に包括的支援体制を進める中で、自治施策や福祉分野を超えた多様なまちづくりの取組との接点を深めるため、これら保健福祉以外の関連計画との連携を進めていきます。



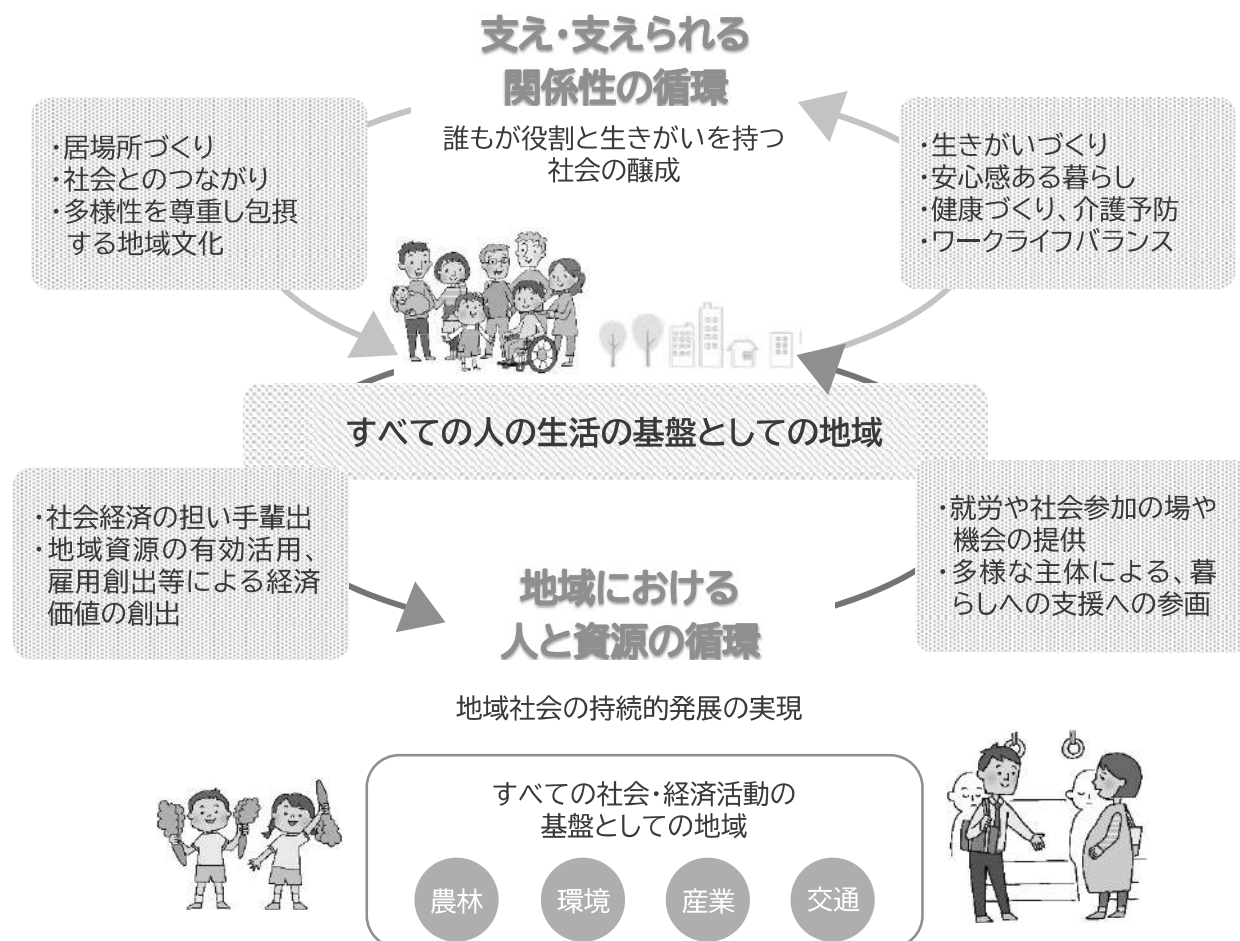
4 国の動向

(1) 地域共生社会の実現に向けて

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

「地域共生社会」の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

◆「地域共生社会」のイメージ



資料：厚生労働省広報誌「厚生労働」令和3年4月号を参照

（２）社会福祉法の改正について

平成 29 年 6 月に、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備のために、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、この法律により社会福祉法の一部が改正されました。

平成 29 年改正社会福祉法の概要

１ 地域福祉推進の理念を規定

- 支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

２ 市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- 主に市町村圏域において、支援関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

３ 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

さらに、令和元年 12 月に国の地域共生社会推進検討会の最終とりまとめで示された方向性を基に、令和 2 年 6 月に、地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備していくため、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正されました。

令和 2 年改正社会福祉法の概要

○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援（重層的支援体制整備事業）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
- 各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添う継続的な伴走支援や多機関協働による支援を実施する。

（３）「重層的支援体制整備事業」について

重層的支援体制整備事業は、困難や生きづらさを抱えるすべての人びとのための仕組みとして、①「相談支援」（介護・障がい・子ども・困窮の包括的な相談支援の体制づくり）、②「参加支援」（既存の取組では対応できない狭間ニーズへの対応）、③「地域づくりに向けた支援」（住民同士の顔の見える関係性の育成支援）の３つの取組を支援の柱に、これら３つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施する事業です。介護・障がい・子ども・困窮と、従来の縦割り型の対応ではなく、相談内容などに応じた横の連携による対応の体制づくりが必要となります。

阪南市では、「地域共生社会の実現」に向けて、平成 29 年度より国モデル事業である「共生の地域づくり推進事業」を実施し、包括的な支援体制の整備と重層的な支援体制の整備に取り組んできました。

阪南市における取組については、「第２章 阪南市の地域福祉のしくみ」にまとめています。

（４）大阪府の動き

「第４期大阪府地域福祉支援計画」は、令和元年度から令和５年度までの５年間を計画期間として策定されました。改正社会福祉法を踏まえ、包括的な支援体制整備や地域づくり等を進める市町村の取組を支援するとともに、多様な地域生活課題に対応するため、従来の取組に加えて高齢や障がい等の福祉サービスや教育・医療等の他分野との連携及び公民協働を一層進め、孤立の防止や制度の狭間を埋めるなど地域福祉のセーフティネットの充実・強化のための取組を進めています。

大阪府地域福祉支援計画（令和元年度～令和５年度）※令和４年３月に中間見直し

〈施策の方向性〉

- １ 地域福祉のセーフティネットの拡充
- ２ 地域における権利擁護の推進
- ３ 地域福祉を担う多様な人づくり
- ４ 地域の生活と福祉を支える基盤強化
- ５ 市町村支援

〈中間見直しで新規追加・拡充した取組〉

- コロナ禍における「生活困窮者への支援」と「新たな地域福祉活動」
- 重層的支援体制整備事業の創設
- ひきこもり支援の充実
- 「ヤングケアラーへの支援」など新たな地域福祉課題への取組

5 地域福祉に係る動向

(1) 介護保険・高齢者福祉

団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していく必要があります。

地域共生社会の実現に向けて、令和2年6月に介護保険法が一部改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等を進めていくことが示されています。

(2) 障がい者福祉

平成30年4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律の施行（平成28年6月に一部施行）により、自立生活援助や就労定着支援といったサービスの創設や、高齢の障がいのある人が、介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

令和3年6月に公布された「改正障害者差別解消法」では、障がいのある人が障がいのない人と同じように行動したり、サービスの提供を受けたりすることができるよう、民間事業者に対し、過度の負担にならない範囲で、それぞれの違いに応じた対応をする「合理的配慮」の提供が義務付けられています。企業や商店、地域住民等の障がいに対する理解を一層深めていくことが求められます。

(3) 児童福祉・子ども・子育て支援

平成27年4月より、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。市町村では、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、質と量の両面から、幼児期の教育・保育の充実が図られています。

近年では、家庭の経済状況や養育環境によらず、すべての子どもが将来にわたって夢や希望を持つことができる社会の構築をめざした「子どもの貧困対策」が講じられるほか、本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども「ヤングケアラー」の問題に対し、対策が求められています。

（４）生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法は、施行から 7 年が経過し、生活困窮者に寄り添った包括的支援が様々な分野の関係機関とのつながりの中で実施されてきました。

また、平成 30 年 10 月に施行された「改正生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や住宅支援の強化」などが盛り込まれました。さらに、同年に実施された内閣府の調査により、中高年のひきこもり状態にある人の存在や引きこもり期間の長期化等の課題が明らかとなり、ひきこもりの状態にある人やその家族に対する相談支援への対応、ひきこもり地域支援センターの連携を強化する方針が示されました。

（５）人権三法

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、同年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、また同年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という差別を解消するための 3 つの法律が施行されました。

この 3 つの法律は、国籍、性別、世代などさまざまな違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きることができる「共生社会の実現」をめざし、施行されました。

いまだに残る差別を解消するため、すべての人が自分のできることを考え、行動し、人権が侵害されることで「生きづらさ」を感じることをない社会を築くことが求められています。

第2章 阪南市の地域福祉のしくみ

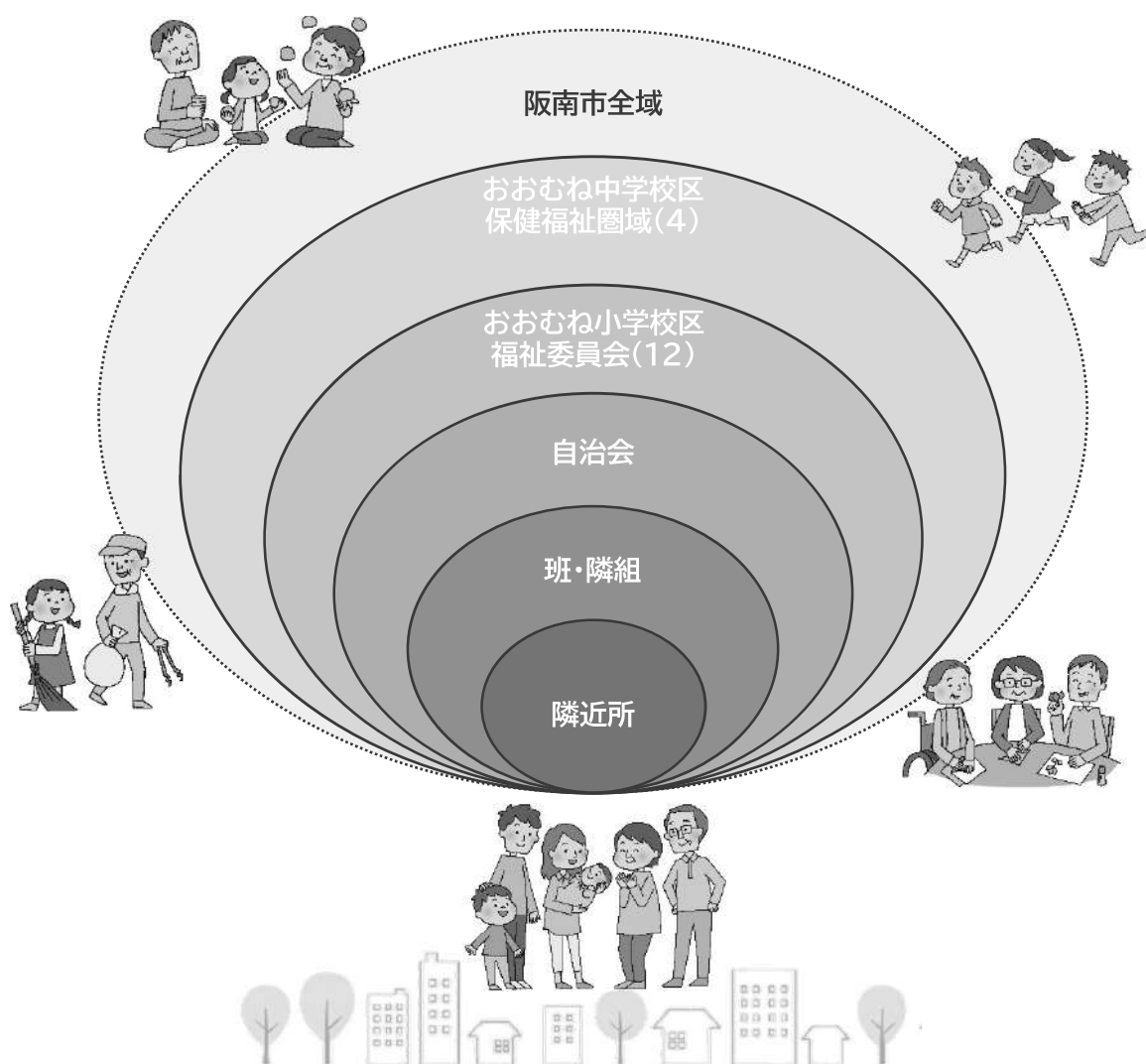
1 地域福祉推進の圏域

住み慣れた地域で、衣・食・住や生きがい活動など、その人らしい暮らしを実現するために、隣近所や隣組（班）、自治会単位・小学校区などの身近な単位でのつながりが特に重要です。

阪南市地域福祉推進計画では、第1期計画当初より、保健福祉圏域をおおむね中学校区、地域福祉活動推進の圏域をおおむね小学校区単位として位置づけています。

ただ、第2期計画以降、本市においても少子高齢化の急速な進展による移動困難の問題や急な坂が多い地域性等の要因から、地区によっては小学校区よりもさらに身近な単位での地域福祉活動圏域の重要性も増してきています。

◆地域福祉活動圏域のイメージ



本市では、現場の専門職や地域活動者の課題、思いに基づいて、様々な支え合いの仕組み、連携の仕組みがつくられてきました。また令和4年度からは重層的支援体制整備事業の実施に取り組み、こうした連携体制のさらなる構築を進めています。これらは、国が示すモデルを踏襲するのではなく、本市で蓄積された地域福祉基盤を大切にしながら、「阪南市版の包括的な支援体制づくり」を進めることが何より重要です。

また、これらの仕組みは、常に現場で生じる新たな課題に対応するべく、本計画掲載以後も随時関係機関の協議・合意のもとで点検・改善を重ねます。

行政

包括的相談支援事業

- 地域包括支援センター
- 基幹相談支援センター
- 委託障がい者相談支援事業
- 子育て世代包括支援センター
- 自立相談支援機関

多機関協働事業

- くらし丸ごと相談室
- 共生の地域づくり市内連携推進会議
- 重層的支援会議・支援会議

参加支援事業

- ひきこもり・地域の居場所づくり支援
- 草の根ネットワーク

地域づくり事業

- 地域活動支援センター
- 地域子育て支援拠点事業
- 住民主体型サービス B
- 生活支援・介護予防サービス協議会

はなていネット
(医療と介護の多職種連携会議)

地域包括支援センター

アットリーチ等を通じた継続的支援事業

CSW

エリア会議

社会福祉協議会

生活支援

コーディネーター

校区(地区)福祉委員会

民生委員 児童委員

社会福祉法人

施設連絡会

支え合い会議

- ・くらしの安心ダイヤル
- ・企業等との見守り協定

共生型サロン

子ども食堂

まちなかサロンカフェ

まちなかほっこり相談

参加支援 (地域福祉)

少年院

少年院ボランティア

子ども福祉委員

ボランティアセンター

地域づくり支援 (まちづくり)

農福連携

漁福連携

漁福連携会議

漁業者

市民活動センター

地域運営組織
(地域まちづくり協議会条例)

SSW
(子ども)ラウンドテーブル

学校

《障がい》版南市坪町地域自立支援協議会

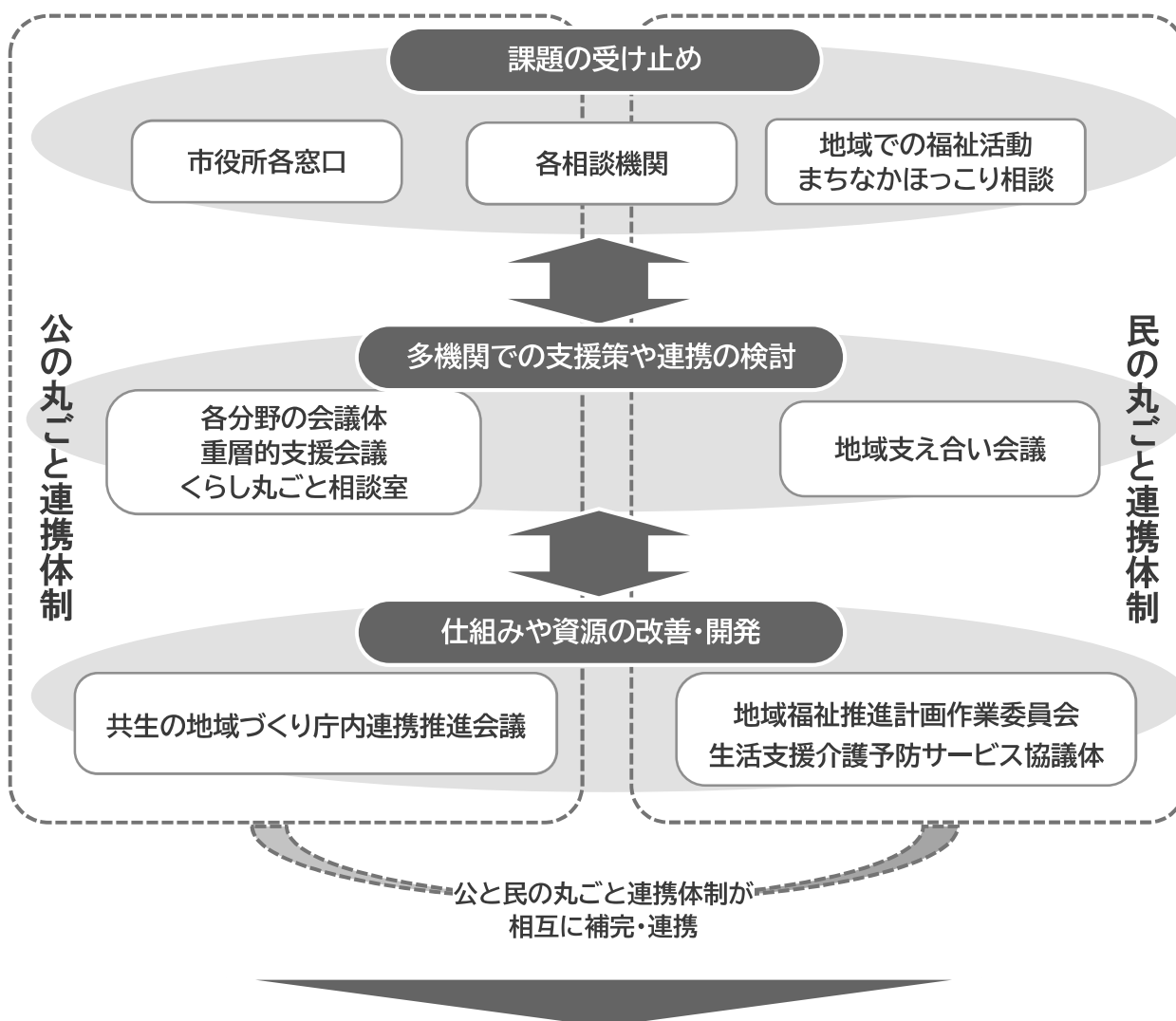
地域

(1) 相談支援の仕組み

【阪南市の考え方】

分野や世代を超えて支援が必要なケースや、制度の狭間の問題など様々な地域生活課題に対して、包括的な相談支援の仕組みを整備します。市役所各課をはじめとする公の丸ごと連携体制づくりを進めるとともに、地域活動者や民間事業者・社会福祉協議会などの民の丸ごと連携体制と相互に補完・連携することで、個別支援から地域づくりまで一体的な支援体制づくりを進めます。

◆包括的な相談支援による課題把握から解決・開発までの流れ



個別支援から地域づくりまで一体的な支援体制づくり

基本施策3-1 多機関協働による包括的な相談支援体制の推進 など

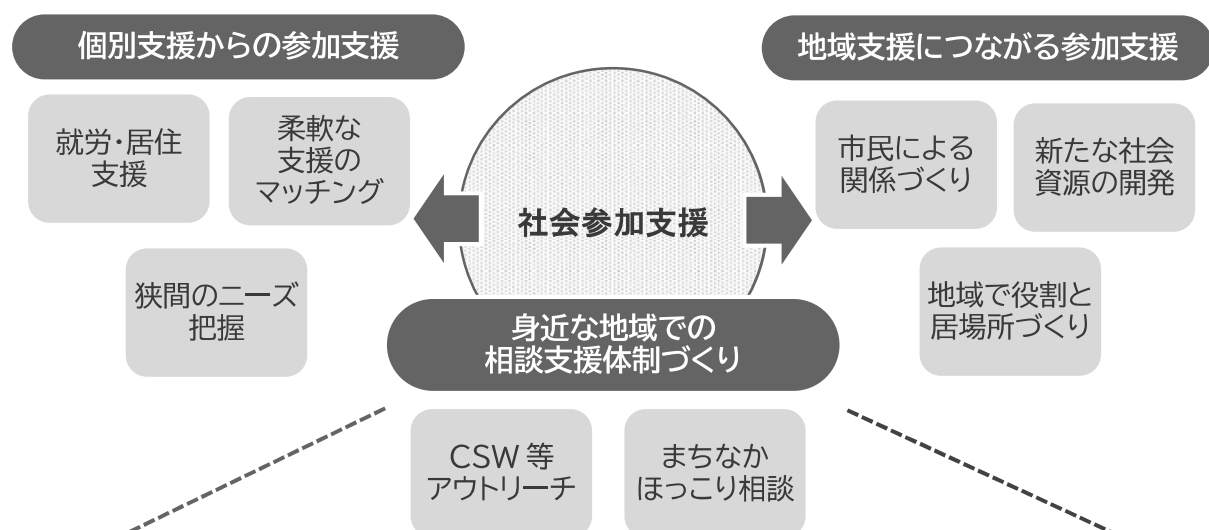
(2) 参加支援の仕組み

【阪南市の考え方】

生活上の困りごとを抱えた人や孤立しがちな人などが地域のつながりの中で自立した生活が送れるよう、社会参加を支援します。本市では、社会参加支援を「個別支援からの参加支援」と「地域支援につながる参加支援」の2つの側面から捉えます。個別支援においては、就労等の自立に向けた支援と合わせて、社会との関係性や地域の中での居場所へのマッチングなどを柔軟に行います。また、個人への相談支援に終わらず地域活動者と協働し、本人が活躍できる場や資源の新たな開発といった地域支援につながる参加支援を合わせて進めます。

これらの基盤となるのが「まちなかほっこり相談」などの「身近な地域での相談支援体制づくり」です。地域活動者と専門職が協働で取り組むことで、地域の中で課題の発見から伴走支援・資源開発などを一体的に行うことをめざします。

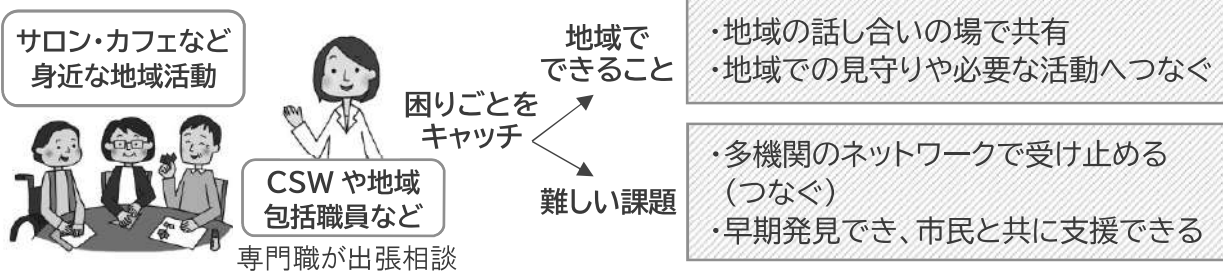
◆参加支援の仕組み



基本施策2-2 地域における相談・支援体制の充実 など

○まちなかほっこり相談（社会福祉法第106条の3第1項第2号「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備）

『どこに相談すればいいかわからない』『敷居が高い』といったハードルを下げ、身近な地域活動の場で気軽に困りごと相談にのる仕組みです。専門職が定期的に地域に出向きます。キャッチした困りごとは、地域活動者や専門職それぞれの強みを生かしながら解決を図ります。



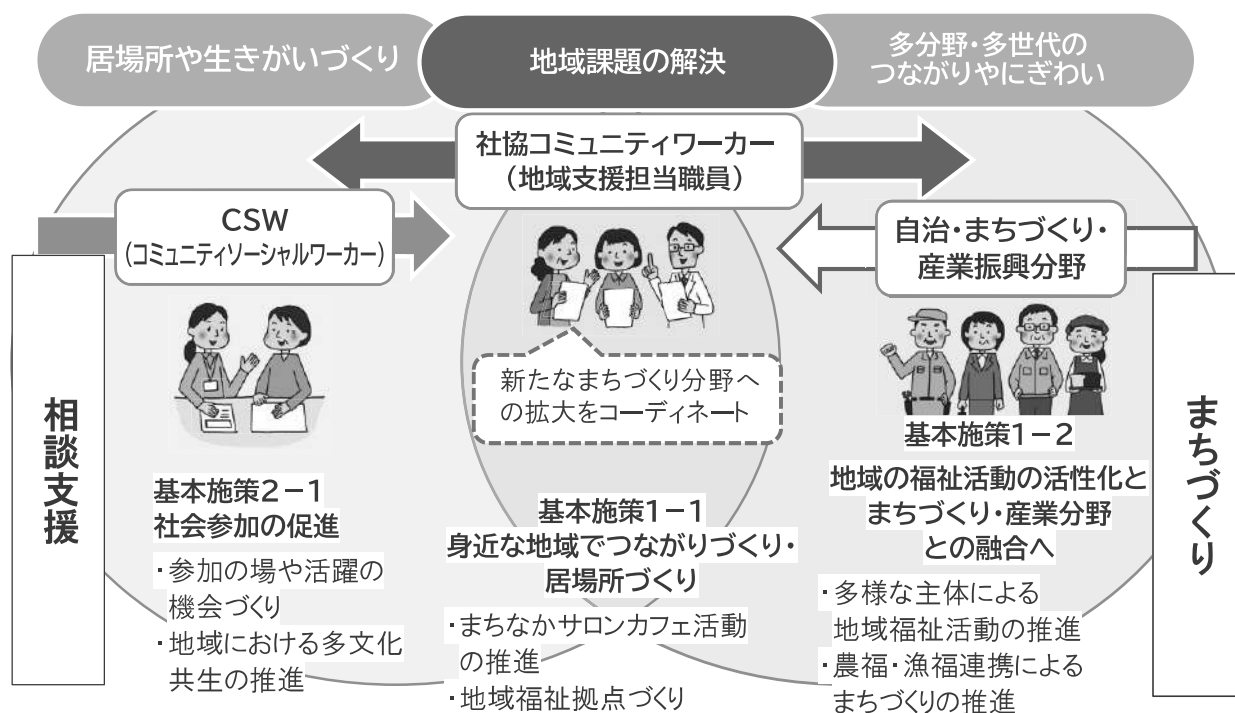
(3) 地域づくりに向けた支援の仕組み

【阪南市の考え方】

これまでの第3期までの期間で、まちなかサロン・カフェなどの居場所の広がりや担い手の拡充など、地域福祉基盤が形成されてきました。第4期では、この基盤のもと、相談支援から派生する新たな参加の場づくり、産業やまちづくりと連携した地域コミュニティ全体の活性化へと発展させていきます。

地域づくりの推進にあたり、地域づくりの専門機関として社協のコミュニティワーカー（地域支援担当職員）が相談支援との連携、新たなまちづくりへの拡大のコーディネートを行います。これにより、生きづらさを抱えた人もみんながいきいきと暮らすことができ、かつその人たちも含めみんなが魅力的でにぎわいのあるまちづくりの担い手になる、阪南市流の「誰もが主役になれるまちづくり」を進めていきます。

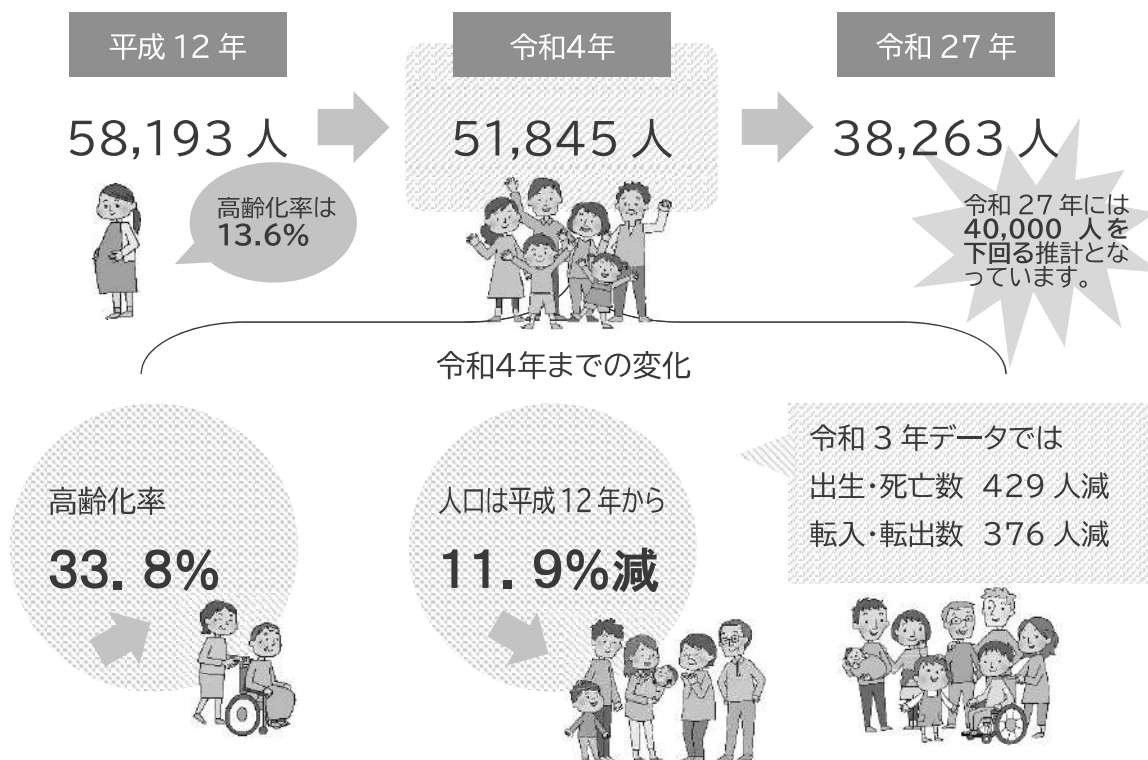
◆地域づくり支援の仕組み



第3章 阪南市の地域福祉を取り巻く現状

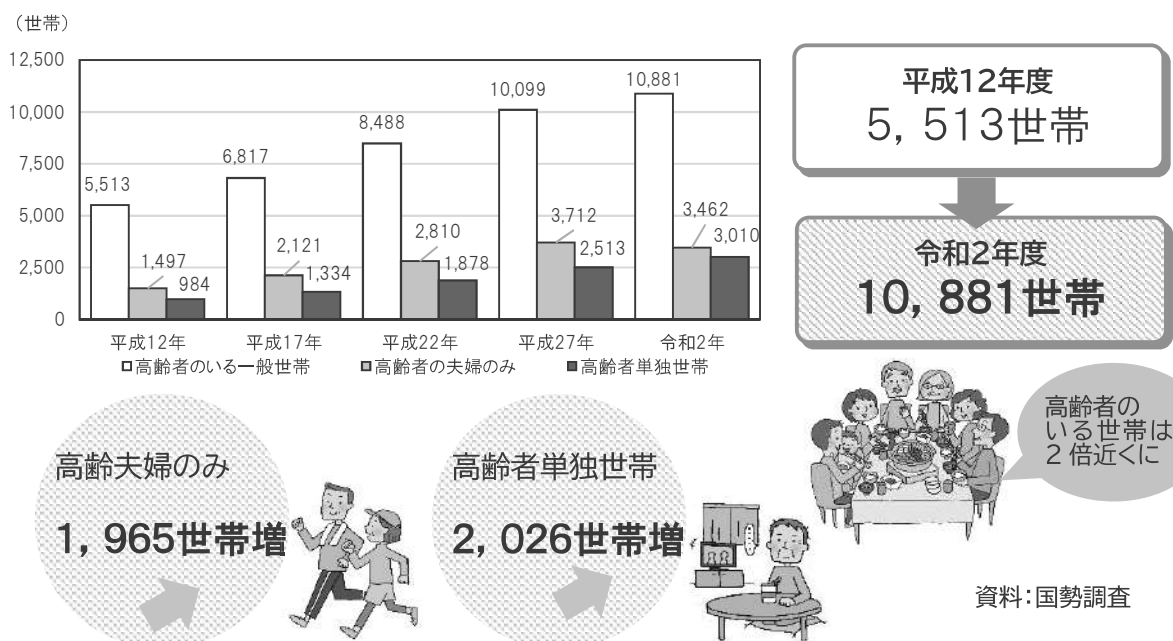
1 統計からみる本市の現状

(1) 人口の推移と推計



資料：国勢調査、住民基本台帳人口、阪南市総合計画

(2) 世帯の推移



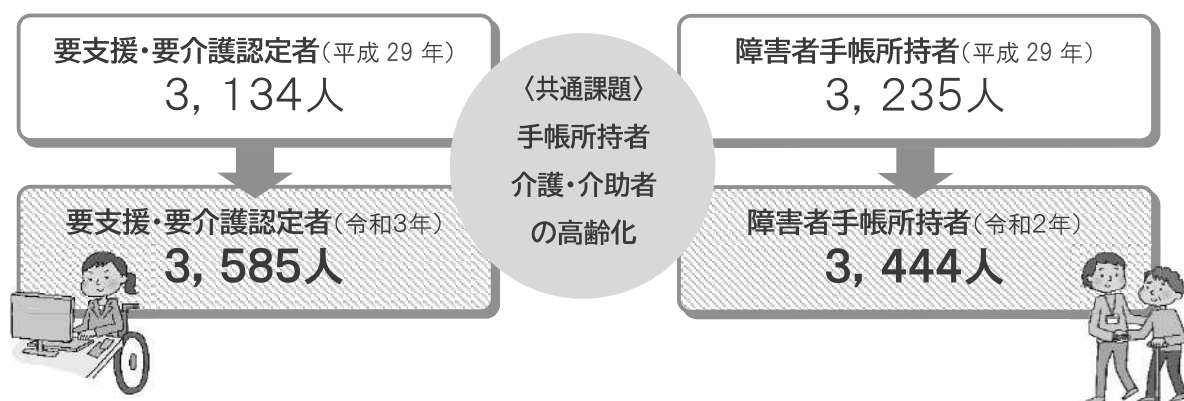
(3) 支援を必要とする人の状況

〈要支援・要介護認定者数〉

要支援・要介護認定者数の推移をみると年々増加しており、平成 29 年と令和 3 年を比較すると、451 人の増加となっています。

〈障害者手帳所持者数〉

障害者手帳所持者数の推移をみると年々増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 29 年から令和 2 年にかけて 130 人の増加となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末）

資料：第 4 次阪南市障がい者基本計画及び第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画

2 アンケート調査からみる現状

本計画の策定にあたり、「地域のつながり」や「日常の困りごと」を把握し、「相談支援」の充実などを図るべく、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

(1) ご近所付き合いの程度



(2) 必要と思われる市民同士の助け合い活動



(3) 災害時の避難先の認知度



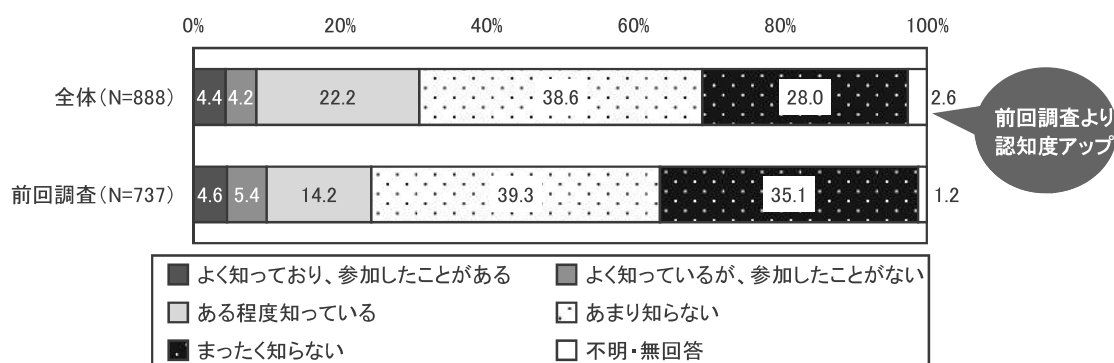
(4) 災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）の認知度



（５）校区（地区）福祉委員会（小地域ネットワーク活動）の役割の認知度

校区（地区）福祉委員会の役割を知っているかについては、「あまり知らない」が38.6%と最も高く、次いで「まったく知らない」が28.0%、「ある程度知っている」が22.2%となっています。

前回調査と比較すると、「ある程度知っている」が8.0ポイント増加しています。



（６）新型コロナウイルス感染症について

＜流行前との暮らしの変化＞

外出時の制限	70.0%
交流機会が減少した	40.8%
運動・スポーツの機会が減少した	27.4%

＜コロナ禍で大切だと感じたもの・こと＞

家族の存在	62.5%
健康な心身	59.5%
医療	50.3%

(7) 地域活動等への参加について

＜地域活動や学習・教養活動に参加できる条件＞

そもそも参加するつもりがない…… 41.7%

きっかけさえあれば …… 26.0%

＜地域活動に参加するうえで、支障になること＞

仕事を持っているので時間がない…… 38.4%

健康や体力に自信がない …… 22.5%

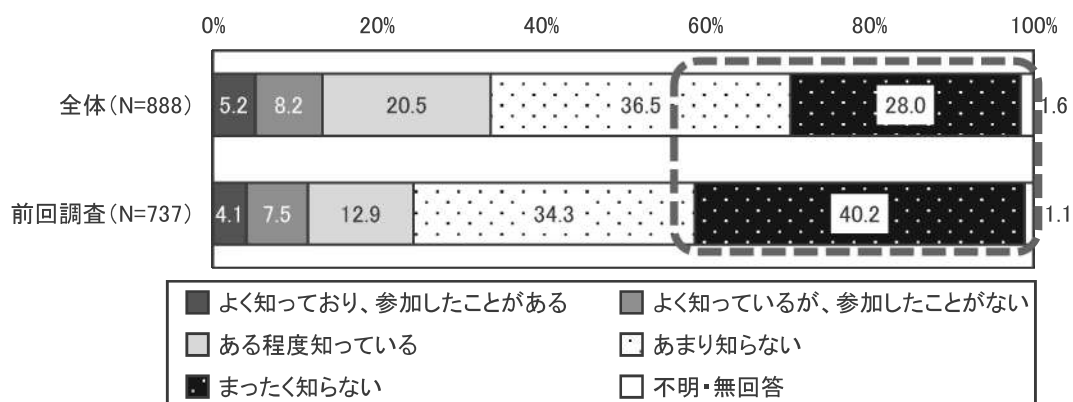
人間関係がわずらわしい …… 19.4%



(8) まちなかサロン・まちなかカフェの活動

まちなかサロン・まちなかカフェの活動について知っているかについては、「あまり知らない」が36.5%と最も高く、次いで「まったく知らない」が28.0%、「ある程度知っている」が20.5%となっています。

前回調査と比較すると、「まったく知らない」が12.2ポイント減少しています。



(9) 活動の拠点としてどのようなところを活用するのがよいか

住民センター・集会所…… 57.5%
 公民館等の社会教育施設 …… 10.5%
 小・中学校…… 6.9%

前回調査比
10.7ptアップ

(10) 地域活動やボランティア活動の拠点の条件

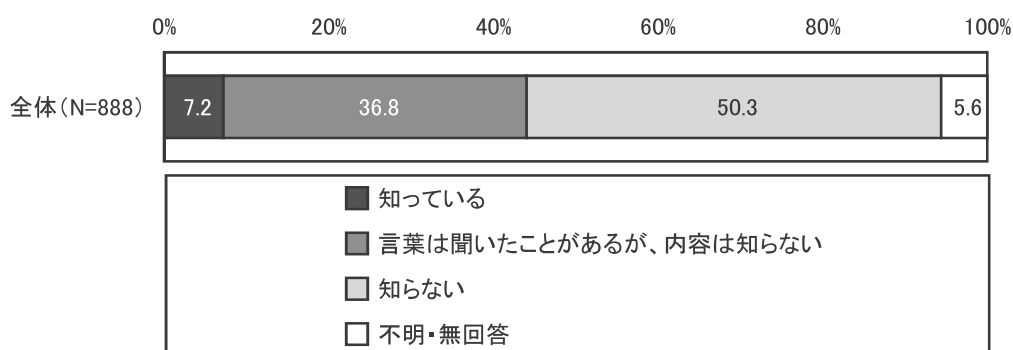
＜「重要」の割合が高いもの＞

- 第1位 … 利用したいときにいつでも利用できる
第2位 … 行政や民間サービスの情報が得られる

「ボランティアの養成や
紹介をしている」は
前回調査比 11.6ptダウン

(11) 「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」の認知度

再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、再犯防止を推進していることを知っているかについては、「知らない」が50.3%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が36.8%、「知っている」が7.2%となっています。



(12) 刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるように支援すること

- 地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ…………… 39.1%
市役所など行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ …… 33.1%
一般住民として生活できるよう事業所や市民への啓発が必要だ…………… 30.2%

3 福祉関係団体ヒアリング、作業委員会ご意見からみる現状

福祉に関わる活動を展開している市内 11 団体および 12 校区（地区）福祉委員会のご意見と本計画の策定にあたって開催している地域福祉推進作業委員会からのご意見と併せて、キーワードを抽出しています。

引きこもりについて

- ・虐待、孤独死のケースが見えにくい
- ・地域と専門職とのより一層の連携、話し合う場づくりが必要
- ・近所づきあいも必要
- ・幼少期からのケア

8050世帯について

- ・課題を見つけるためにも身近な地域での相談窓口(まちなかほっこり相談)の充実



多世代・居場所について

- ・身近な場所での開催で来る人が増えた活動だけでなく、行きたいと思える学習の場も必要
- ・子どもの居場所づくりも必要



認知症・介護予防について

- ・相談する側ではなく、相談を受ける側になれる場所があればいい
- ・身近な地域で開催する体操への参加者が増えている



若い世代のまちづくりについて

- ・農作業・漁業などこれまで福祉とつながることの少なかった「まちおこし」の活動とも連携していく



買い物支援・移動支援について

- ・身近なエリアでのニーズ調査が大切。そこから支援の輪がひろがっていく
- ・地域からの支援ニーズがある。障がいがある人への生活支援や見守り活動も大切
- ・移動支援は市街地にもニーズがある
- ・高齢者にとって隣の住民センターでも遠い
- ・免許を手放した後の代替え手段が課題





拠点について

- ・空き家、住民センター、統廃合跡地など、使われていない住民センターを福祉委員会の拠点として使いたい
- ・いつでも気軽に集まれる活動拠点として利用したい

子どもの参加について

- ・子ども福祉委員は地域の高齢者からも「助かっている」の声あり
- ・子どもへの支援(子ども食堂など)、関わりに力を入れてほしい
- ・子ども福祉員など早くからボランティア活動に参加することも必要



相談支援について

- ・相談窓口が増えて分かりづらい
- ・福祉委員とケアマネの意見交換会を定例で実施でき、情報共有が進んだ

コロナ禍・孤立について

- ・社協・包括・CSW の支援の対象となる人をもっと市役所が見つかる動きが大切
- ・地域のつながりを絶やさないということは大切にしながら、コロナ禍やコロナ終息後の活動を見据えて活動する必要がある



地域組織の課題について

- ・担い手発掘のためには、活動の可視化、周知が大事
- ・若い人々を活動に巻き込むには有償ボランティアを考える時代に来ている
- ・自治会も魅力ある組織になればいい
- ・各自治会に福祉委員やボランティアがおらず、内情がわからないので関わりにくい



災害について

- ・くらしの安心ダイヤルは「日頃の見守り」という意味で、役割を果たしている
- ・必要であるという認識は高いが、自主防災組織にまで体制を整えるのは、難しい
- ・自治会、民生委員・児童委員、福祉委員が互いに連携した安否確認の体制づくりが必要
- ・前もって避難できるような体制づくりが必要



4 第3期計画の評価と課題まとめ

第3期計画の内容を振り返り、各基本目標に対する具体的な取組内容の進捗や成果、課題を取りまとめています。

基本目標1 “話し合いのススメ” ～様々な人が話し合う機会・場の充実～

取組	○公民協働の取組として課題別プロジェクトチームを設置しました。 ○市民と市役所の協働によるまちづくりや自治会など地域住民組織への活動支援、校区（地区）福祉委員会の設置・運営と基盤強化などに取り組んできました。	意見	○阪南市の自然を生かした場や、ボランティア活動など役に立てる場、自分の好きなことに気づいたり、人とのつながりが大事に思えます。 ○あらゆる参加の場があることも重要です。
----	--	----	--

基本目標2 “日常時も災害時にも安心なまち”

～要介護者を把握し共に助け合える体制づくり～

取組	○くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進について重点的に取り組みました。 ○個別支援計画の策定や自主防災組織の設立・育成の支援、防災意識の高揚により災害時における支援体制の整備を図り、防犯対策や交通安全対策の充実などに取り組んできました。	意見	○地域内で指揮を執る役割の方に 30 歳代～50 歳代が少なく、高齢化が進んでいます。 ○日頃の付き合いが大切です。 ○行政、専門職や団体、福祉委員等の役割を整理し、要配慮者を支援していくことが大切です。
----	--	----	--

基本目標3 “つなぐ、つながる”

～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～

取組	○小地域ネットワーク活動事業の推進やC S Wの配置、介護予防・日常生活支援総合事業の実施、生活困窮者自立支援の推進などに取り組み、地域福祉のネットワークの構築を推進しました。	意見	○民生委員等の地域の要となる人同士がつながってもらうことが必要です。 ○ケアマネ等の関係機関等との集まりが定期的に持てたら良いと思います。
----	--	----	---

基本目標4 “みんなが担い手に” ～地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり～

取組	○買いもの支援推進事業や様々な世代や男性が参加できる地域福祉活動の場づくりなどに取り組んできました。 ○地域活動の継続のために市民活動センターによるボランティアやNPO団体、当事者団体への支援を行いました。	意見	○働きながら地域活動できるよう負担を減らすことが大事です。 ○より若い世代や外国籍市民など、次世代の担い手・子どもや親世代の地域参加が重要です。
----	--	----	---

基本目標5 “出会う・過ごす・活躍する” ～より身近な多機能型の居場所づくり～

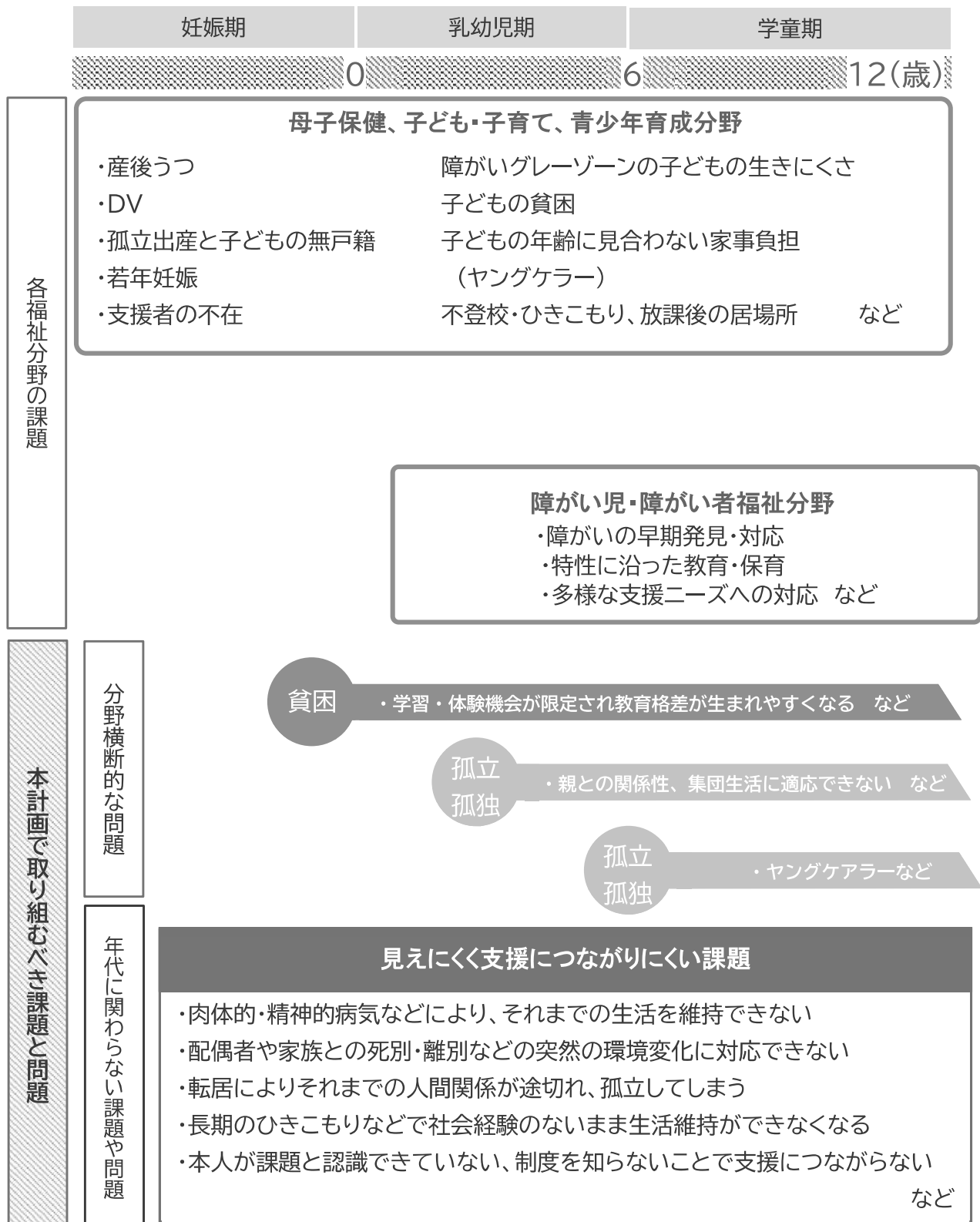
取組	○まちなかサロン・まちなかカフェ推進に対して支援しました。 ○より身近な多機能型の居場所づくりのため、公共施設や空き家など既存施設の有効活用、校区福祉委員会の拠点確保などに取り組み、一人ひとりの個性が輝く居場所づくりの充実を図りました。	意見	○いろんな特技をもった人が活躍できる場が増えればいいと思います。 ○「ほっこり相談」など、カフェ等の場に行政が参加することで、市役所を訪ねてまでは相談しにくい、漠然とした不安も気軽に相談でき、実際の支援につながりました。
----	---	----	---

基本目標6 “「他人事」から「私事」に” ～『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり～

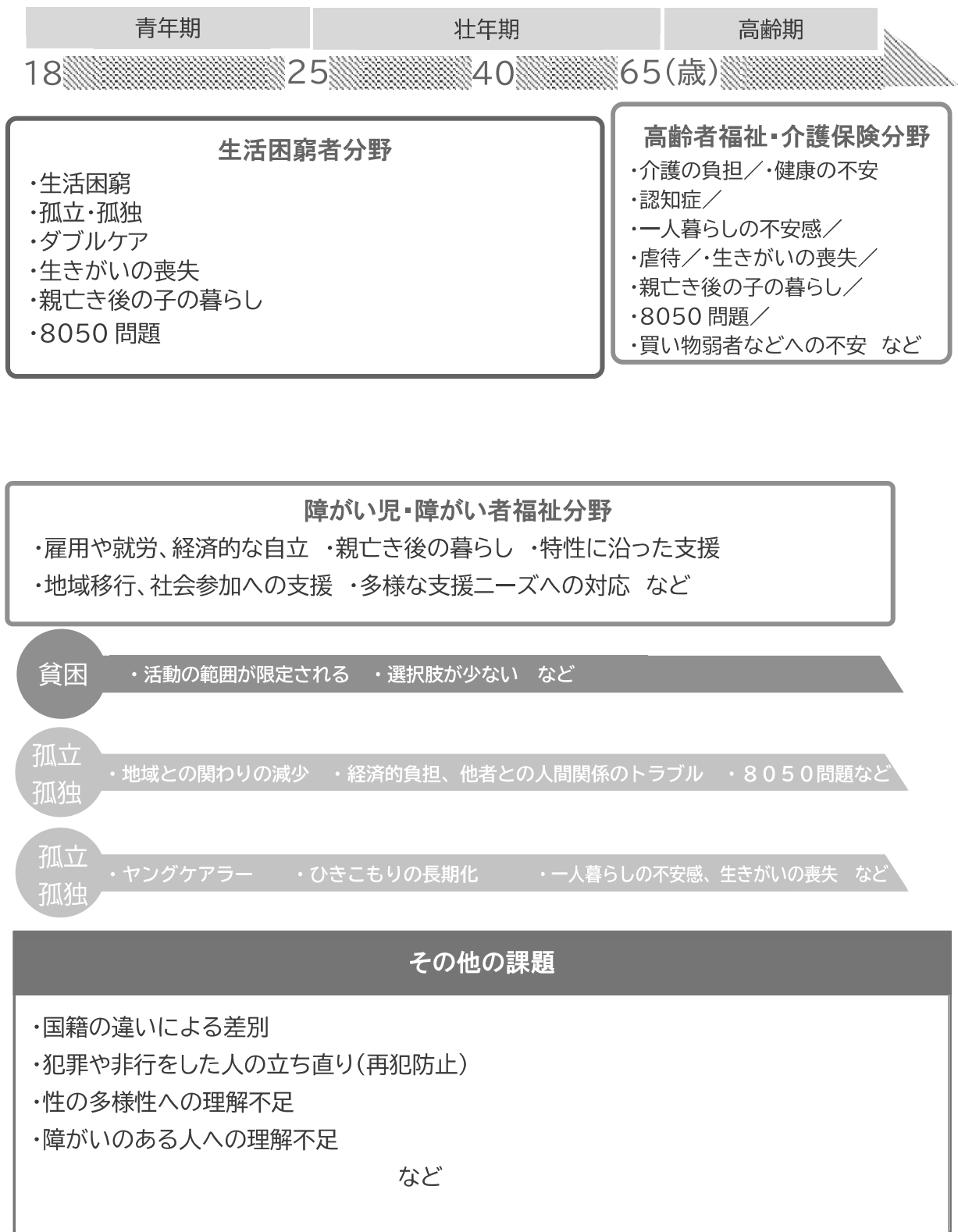
取組	○福祉出前授業や体験型講座などを実施し、福祉教育を推進しました。 ○障がいを経験する差別解消の推進、人権啓発・人権学習の推進などに取り組み、人権意識の高揚を図りました。	意見	○ボランティア前後の感想で、「自分事」として捉えている回答が増加するというデータがあります。 ○少年院ボランティアや子ども福祉委員等、ボランティアを通して、他者に対する自分の行動に対し、「ありがとう」という気持ちが言葉や態度で返ってくる経験は、人生の1つのステップになります。
----	---	----	---

5 横断的な取組が必要となる「課題」や「問題」

社会問題は時代と共に変化し、またその中で生まれる課題の内容や受け止め方は、性別、年齢、家族構成や国籍、暮らしの状況によりさまざまであり、それぞれのライフステージによっても変化していきます。



この図は、各福祉分野で考えられる一般的な課題や問題の主なものを整理し、特に本計画で取り組むべき横断的かつ年代を超えた課題や問題に対応する内容をまとめて示しています。



第4章 計画の理念と重点課題

1 基本理念

第4期計画を策定するにあたっては、第1期計画から掲げている3つの基本理念を引き継ぎ、この基本理念のもと、ニーズ調査に基づく基本目標及び重点課題を設定し、施策展開を図ります。

●●●●● 目標理念 ●●●●●

市民みんなの基本的人権を大切にする福祉のまちづくり

市場化された保健福祉サービスが、何らかの社会的支援を必要とする高齢者、子ども、障がいのある人などの人権侵害を起こさぬよう、従来以上に市民の基本的人権を守る施策・サービスとして調整・管理するとともに、市民一人ひとりが人権を尊重し合うことができる地域社会づくりをめざします。

●●●●● 原則理念 ●●●●●

住民自治・市民参画による 福祉のまちづくり

市民のライフサイクル（生涯周期）の変化に伴う日常生活上の不安や困難を、生活している地域で解消し、生涯にわたって生きがいに満ちた生活を楽しめる真に豊かな地域社会の実現をめざし、「市民一人ひとりが人権と福祉のまちづくりボランティア」として主体的にその取組に参加するという市民の交流と連帯、住民自治と市民参画を基本とする地域社会づくりに取り組みます。

「公民協働」による 福祉のまちづくり

すべての市民が憲法に保障された幸福な日常生活を営む上で必要な基本的施策の整備・拡充と、人間としての尊厳や生きがいが保ち続けられる生活をしていくための社会的な仕組みづくりをそれぞれの地域の実態に合わせて、公民協働で推進していきます。

2 計画の基本目標

基本目標 1 「夢・笑顔・ありがとう」があふれる地域づくり

不安や悩みを抱える人が家庭や学校・職場以外で相談したり、安心して過ごせる場として、福祉分野に捉われない多様な交流の場・居場所づくりを進めます。

ボランティアや活動団体への支援により、地域で活発に地域福祉課題の解決に向けた取組が実施される地域づくりを進めます。

基本目標 2 身近な地域で支え合い輝き合う体制づくり

市民と専門職や相談窓口をつなぐため、身近な地域に出向いての相談支援や、市民と専門職のネットワークづくりを進めます。

地域で安心して生活できる環境づくりのため、支援を必要とする人が安全に避難できるための支援体制など、防災、防犯体制を充実します。

基本目標 3 みんなで丸ごと受け止める相談支援ネットワークづくり

市民同士・地域での支え合い・助け合いでは解決できない複雑な課題や、既存の制度では支援につながりにくい課題を抱える人に対し、多機関協働による包括的・重層的に支援する体制づくりを進めます。

基本目標 4 未来を切り拓くための地域福祉の計画的・開発的推進

包括的・重層的な支援体制は、従来の固定化された体制ではなく時代や地域課題の変化に合わせて、常に柔軟に運用していく必要があります。

持続可能な地域福祉活動のため、中長期的な視点で地域福祉人材を育成するとともに、計画的、開発的な推進により創造性の高い地域福祉活動を展開します。

3 計画の重点課題・取組（阪南市重層的支援体制整備事業実施計画）

本計画では、4つの基本目標における取組のうち、包括的な相談支援体制を形成するために特に重要な取組を「重点取組」に設定し、本計画期間中に優先的に取り組むこととします。また、この「計画の重点課題・取組」を社会福祉法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」と位置づけます。

関連する取組については、第5章で **重点** マークをつけています。

（1）市民主体の地域福祉活動の推進と新たな地域サービス・居場所づくり

地域づくり

本市は、12の校区（地区）福祉委員会があり、市民が主体となって地域の暮らし・福祉を考え話し合い、必要な活動を行っています。校区（地区）福祉委員会の活動を通して、多様な福祉課題を身近な地域で発見し、市民と専門職が共に見守り支え合う体制づくり、世代や属性を超えて交流できる場づくりが進んでいます。

しかし、近年の複雑化・複合化する地域課題に対応するには、より様々な分野の関係者が集い、つながりの中からさらなる展開を生み、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化していくことが求められます。

さらなる交流・参加、学びの機会を生み出すため、行政や社会福祉協議会のコーディネート機能を強化するとともに、まちづくりや産業分野との連携を促進します。

重点取組

- 1-1-特に協働する取組(1) まちなかサロン・カフェ活動の推進(34P)
- 1-1-特に協働する取組(3) 地域づくりに向けた支援の一体的推進(34P)
- 1-1-特に協働する取組(4) 地域福祉拠点づくり(35P)
- 1-1-公の取組(2) ゆるやかなつながりを生かした地域運営の推進(36P)
- 1-1-民の取組(2) くらしの中での居場所づくり(37P)
- 1-2-特に協働する取組(1) 校区(地区)福祉活動の推進(39P)
- 1-2-特に協働する取組(3) 多様な主体による地域福祉活動の推進(40P)
- 1-2-民の取組(2) 市内企業等と連携した多様な担い手の拡充(41P)
- 1-2-民の取組(4) 農福・漁福連携によるまちづくりの推進(41P)
- 4-1-民の取組(1) 子ども・若者への地域での福祉学習・地域参加の推進(70P)
- 4-2-特に協働する取組(2) 福祉文化創造プロジェクトチームの設置(72P)

(2) 制度の狭間にある人が地域・社会とつながりを持つための支援の展開

参加支援

近年、介護・障がい・子育て・健康などに関する課題を複合的に抱える人や、引きこもりやヤングケアラーなど、制度の狭間に落ち込み、社会的孤立に陥っている人が増えています。

地域共生社会の実現のためには、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つ、社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の推進が重要となっています。誰もが孤立・孤独を感じることなく、経験や知識を生かしながら、地域社会の一員としていきいきと活躍できるよう、社会とのつながりをつくるための支援、ニーズを踏まえた丁寧なマッチング、本人への定着支援と受け入れ先への支援等の必要な支援を行います。

重点取組

- 1-1-民の取組(2) 暮らしの中での居場所づくり(37P)
- 1-2-民の取組(4) 農福・漁福連携によるまちづくりの推進(41P)
- 2-1-公の取組(1) 地域活動支援センターや事業所と連携した社会参加・就労支援(44P)
- 2-1-民の取組(1) 参加の場や活躍の機会づくり(45P)
- 3-3-特に協働する取組(1) 「泉南学寮グリーンサポーター」活動を通じた社会復帰支援(61P)
- 3-3-公の取組(1) 就労や住まいの確保に向けた各種制度の運用(62P)
- 3-3-民の取組(1) 矯正施設出所後の支援(63P)
- 3-3-民の取組(2) 市内矯正施設など在院生への支援(63P)
- 3-3-民の取組(3) 少年院出院時の伴走的コーディネート(63P)

(3) 包括的支援体制を推進するための公民協働の仕組みづくり

包括的相談支援、多機関協働

本市では、くらし丸ごと相談室において相談者本人や世帯の年齢や属性に関わらず、あらゆる地域の課題を受け止め、解決のためにコーディネートする取組を進めています。

近年、制度の狭間で苦しむ人や複合的な課題を抱えた人、世帯など、個別の福祉分野では対応が難しい状況がみられます。ひきこもりや生活困窮、判断能力が不十分な人の権利擁護等に関する問題は、分野横断的なものであるため、相談先がわからない、相談しづらいと感じる市民がいる一方、相談を受ける側も対応に苦慮するケースがみられます。

こうした課題を解決するには、現在の取組に加え、属性を問わない相談支援や、自ら助けを求められない人にアプローチし支援につなげること、困りごとを既存の制度にあてはめていくのではなく困りごとを抱えた一人ひとりに寄り添った支援を行うことが大切です。

行政や社会福祉協議会の相談窓口と関係機関や事業所、関係団体とのコーディネート機能を強化し、制度の狭間で苦しむ人や複合的、分野横断的な課題を抱えた人、世帯に対して、あらゆる福祉関係者と連携した支援を行うとともに、支援を必要とする人に寄り添った支援やサービスの提供を行うことができる仕組みづくりを進めます。

重点取組

- 2-2-特に協働する取組(1) 身近な地域での困りごと相談の実施(47P)
- 2-2-特に協働する取組(2) 市民と専門職のネットワークづくり(47P)
- 2-2-公の取組(1) 地域の福祉相談の推進とニーズキャッチ(48P)
- 3-1-特に協働する取組(1) 生活圏域でのエリアチームの設置(53P)
- 3-1-公の取組(1) 公民による横断的な相談支援体制づくり(54P)
- 3-1-民の取組(2) 社会福祉法人による公益的な取組の推進(55P)

4 計画の施策体系

課題	▼少子高齢化や核家族化、未婚化、高齢者のみの世帯の増加など家族構造の多様化 ▼地域活動における参加者の高齢化と固定化、自治会加入率の低下
めざしたい姿	○福祉分野に捉われない多様な交流の場・居場所づくり ○地域で活発に地域福祉課題の解決に向けた取組が実施される地域づくり



〈基本目標1〉

「夢・笑顔・ありがとう」があふれる地域づくり



〈基本施策〉

基本施策1 身近な地域でつながりづくり・居場所づくり

基本施策2 地域の福祉活動の活性化とまちづくり・産業分野との融合へ

課題	▼孤立・孤独を感じることがない地域づくりの推進 ▼今後予測される大規模災害への備え ▼高齢者、障がいのある人、乳幼児等の災害時において特に配慮が必要となる人の避難
めざしたい姿	○市民と専門職や相談窓口をつなぐ ○地域で安心して生活できる環境づくり ○防災、防犯体制を充実



〈基本目標2〉

身近な地域で支え合い輝き合う体制づくり



〈基本施策〉

基本施策1 社会参加の促進

基本施策2 地域における相談・支援体制の充実

課題	▼地域社会を取り巻く環境の変化により、福祉ニーズの複雑化・多様化 ▼認知症や障がい等を理由に、意思の決定や実現に困難を抱えている人の意思決定支援 ▼再犯防止対策の視点から刑期を終えて出所した後、生活のしづらさを抱え、支援を必要とする人等の円滑な社会復帰の支援
めざしたい姿	○支え合い・助け合いでは解決できない複雑な課題解決 ○支援につながりにくい課題を抱える人に対する支援 ○多機関協働による包括的・重層的に支援する体制づくり



〈基本目標3〉

みんなで丸ごと受け止める相談支援ネットワークづくり



〈基本施策〉

- 基本施策1 多機関協働による包括的な相談支援体制の推進
- 基本施策2 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】
- 基本施策3 再犯防止対策の充実【再犯防止推進計画】

課題	▼地域における人材不足が顕著化 ▼福祉分野に限らない多方面から担い手の発掘や育成 ▼障がいの有無、ジェンダー、LGBTQ に関わらず、一人ひとりの人格と個性の尊重
めざしたい姿	○中長期的な視点で地域福祉人材を育成 ○計画的、開発的な推進により創造性の高い地域福祉活動を展開



〈基本目標4〉

未来を切り拓くための地域福祉の計画的・開発的推進



〈基本施策〉

- 基本施策1 福祉文化の創造と地域福祉人材育成の推進
- 基本施策2 計画的・開発的な地域福祉活動の推進

第5章 計画の施策展開

基本目標 1

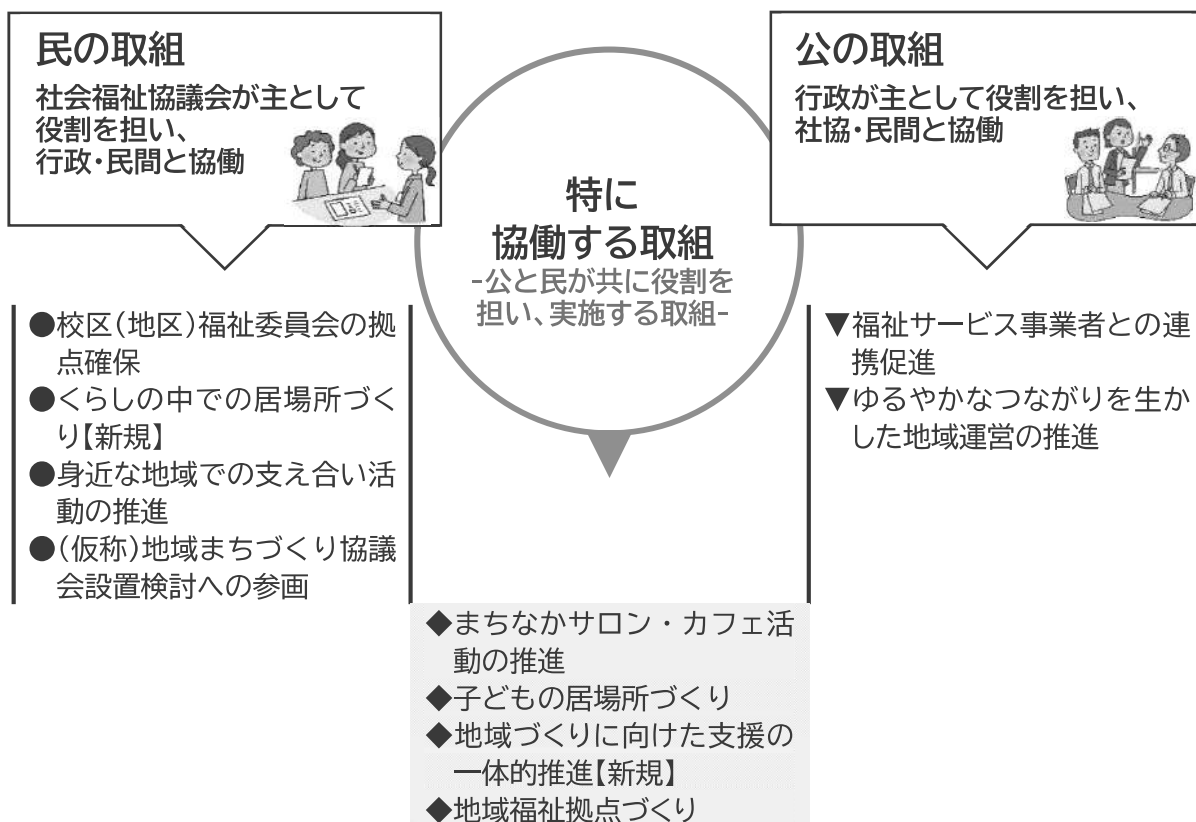
「夢・笑顔・ありがとう」があふれる地域づくり

基本施策 1 身近な地域でつながりづくり・居場所づくり

地域では、子どもから高齢者まで様々な世代の人たちがともに暮らしており、少子高齢化や核家族化、未婚化、高齢者のみの世帯の増加など家族構造の多様化と、家族の支え合いの機能の低下やライフスタイルの変化などにより、人と人とのつながりや地域の支え合いが希薄化しています。

本市では、これまで自治会や校区（地区）福祉委員会が中心となり、地域の見守り活動や居場所づくり活動に取り組んできました。各種活動における参加者の高齢化と固定化、自治会加入率の低下が課題となる中で地域のつながりづくりを進めるため、多様な世代の参画とNPO法人や地縁団体など多様な団体の連携を促進し、多様な価値観を受け止める地域づくりに取り組みます。

取組の全体像



特に協働する取組

(1)	まちなかサロン・カフェ活動の推進 重点
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課、政策共創室 【民】社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会
公の役割	・サロン活動等へ市職員の参加を促し、市民との意見交換や情報提供、相談等を通じて、地域の課題解決や施策への反映などを図ります。
民の役割	・身近な地域で誰もが集い交流できる「まちなかサロン・まちなかカフェ」について、歩いていける居場所を増やすため、小学校区内のより小さな範囲（自治会単位等）での開催を推進します。 ・担い手同士の横のつながりをつくる「まちなかサロンカフェネットワーク連絡会」を推進します。 ・多世代が参加しつながることができる場づくりを推進します。
(2)	子どもの居場所づくり
主な担当課・担い手	【公】こども支援課、生涯学習推進室 【民】社会福祉協議会
公の役割	・地域子育て支援センターやつどいの広場を拠点として、子どもの遊び場の提供、育児不安等に関する相談指導、子育てサークルの育成支援、子育て情報の提供、電話相談など子育て家庭に対する支援を行います。 ・子育て総合支援センターを拠点として、保護者と子どものふれあい活動や、子育て支援事業の推進、地域の団体・サークルの活動の支援を実施します。 ・保護者が就労等の理由により、昼間家庭にいない児童に適切な遊び及び生活指導の場を提供する留守家庭児童会事業の推進により、児童の健全育成を図る場づくりに努めます。
民の役割	・身近な地域での子どもたちの居場所として、子ども食堂や学習支援活動の立ち上げ支援や運営支援を行います。 ・子どもの居場所づくり活動を推進する活動者のネットワークづくりとして、子どもの居場所に関するネットワーク連絡会を実施します。
(3)	地域づくりに向けた支援の一体的推進【新規】 重点
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課 【民】社会福祉協議会
公と民の役割	・市民福祉課、介護保険課、政策共創室、社会福祉協議会等、地域づくりに深く関わる関係機関の情報交換を行い、市全体共通の地域づくりの方向性について共有し、各種施策を効果的に推進します。

(4)	地域福祉拠点づくり 重点
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課、政策共創室、生涯学習推進室、都市整備課、介護保険課 【民】社会福祉協議会、社会福祉施設
公の役割	・住民センター、公共施設、空き家等の地域の資源を地域福祉の拠点として有効に活用できるよう、周知啓発するほか、利用しやすい運営形態等について検討します。 ・大阪府や全国の助成金情報、他市町村の拠点活用方法を情報収集・提供し、地域活動を支援します。 ・地域交流館を拠点として、市民による自主的で公益的な活動、地域での福祉活動及び生涯学習の活動の場を提供し、これらの活動が相互に連携を図ることにより、それぞれの場が有する機能を効果的に発揮し、市民参画による協働のまちづくりを推進します。
民の役割	・地域福祉拠点を活用し、校区（地区）福祉委員会拠点や気軽に立ち寄れるまちなかサロン・カフェの開催を進めます。 ・社会福祉施設のスペースを積極的に地域活動に活用できるよう進めます。



まちなかサロン・まちなかカフェ

「まちなかサロン」は手芸や映画の上映など様々なプログラムを通じた交流の場、「まちなかカフェ」はボランティアによる喫茶コーナーで、幅広い世代の居場所・出会いの場所になっています。高齢者を対象に始めるカフェ・サロンが多いですが、いつしか多様な年代の人たちに利用されるところも。身近に集える場所がどんどん生まれています。



つながることで、仲間や
生きがいに



移動販売車が来て、買い物
ができるサロン・カフェも

公の取組

(1)	福祉サービス事業者との連携促進
主な担当課・担い手	市民福祉課、介護保険課
内容	・社会福祉施設等が持っている豊富な人材や専門的な知識を地域での研修等に活用したり、地域住民との交流や体験学習の場として社会福祉施設を開放するなど、社会福祉施設と地域住民等が互いに理解を深め、支え合える関係づくりとなるよう、公民協働で取り組みます。 ・地域の人々が気軽に集え、情報交換や交流ができる就労支援事業所のカフェ活動を啓発します。また、CSWや地域の関係団体・機関と連携して、就労支援事業所における居場所づくりを支援します。 ・障がい者のグループホームや高齢者の地域密着型サービス等の基盤整備に取り組みます。 ・福祉サービス提供事業者がサービスの質を高め、市民に良質かつ適正なサービスを提供できるよう、また利用者が適切にサービスを選択できるように、自己評価と第三者評価の実施について、周知啓発します。
(2)	ゆるやかなつながりを生かした地域運営の推進 重点
主な担当課・担い手	政策共創室、関係団体、関係各課
内容	・まちづくりの担い手や後継者不足に対応するため、各種行事や活動などへの若い世代の参加促進や、転入者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。 ・地域で活動しようと考えている人材を発掘したり、活躍している人材からノウハウを学んだりするなど、地域づくりに取り組みます。 ・地域運営組織などを中心として、様々な地域の情報を共有し、まちづくり拠点の運営や自立した地域運営を行います。

民の取組

(1)	校区（地区）福祉委員会の拠点確保
主な担当課・担い手	校区（地区）福祉委員会、社会福祉協議会
内容	・事業の企画立案や連絡調整、相談活動、専門職との協働や協議など、小地域ネットワーク活動展開の要としての拠点の活用を進めます。 ・校区や行政、関係機関との協議を進め、活動拠点未設置校区での拠点づくりを促進し、全地区での拠点設置の実現をめざします。
(2)	くらしの中での居場所づくり【新規】 重点
主な担当課・担い手	校区（地区）福祉委員会、社会福祉協議会
内容	・福祉農園等の取組を通じて、誰もが参加できる新たな「つながりの場」「共生の居場所」づくりを進めます。 ・阪南の海や海産物を通じて、子どもや若者、高齢者などが気軽にふれあえる居場所づくりや社会とのつながりが弱い人、生活に困っている人への就労支援を進めます。
(3)	身近な地域での支え合い活動の推進
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、民生委員児童委員協議会、CSW、市民公益活動団体
内容	・校区（地区）福祉委員会や民生委員・児童委員などによる身近な地域での見守り訪問活動を推進します。 ・地域の課題や実情に応じ、市民による困りごと支援・生活支援活動を推進します。 ・市民主体の活動を基盤にしつつ、必要に応じて行政が進める総合事業を活用します。
(4)	（仮称）地域まちづくり協議会の設置検討への参画
主な担当課・担い手	自治会、校区（地区）福祉委員会、各種団体、社会福祉協議会
内容	・行政が進める（仮称）地域まちづくり協議会の主要な構成団体として、地域にとって望ましい施策となるよう、議論に参画します。

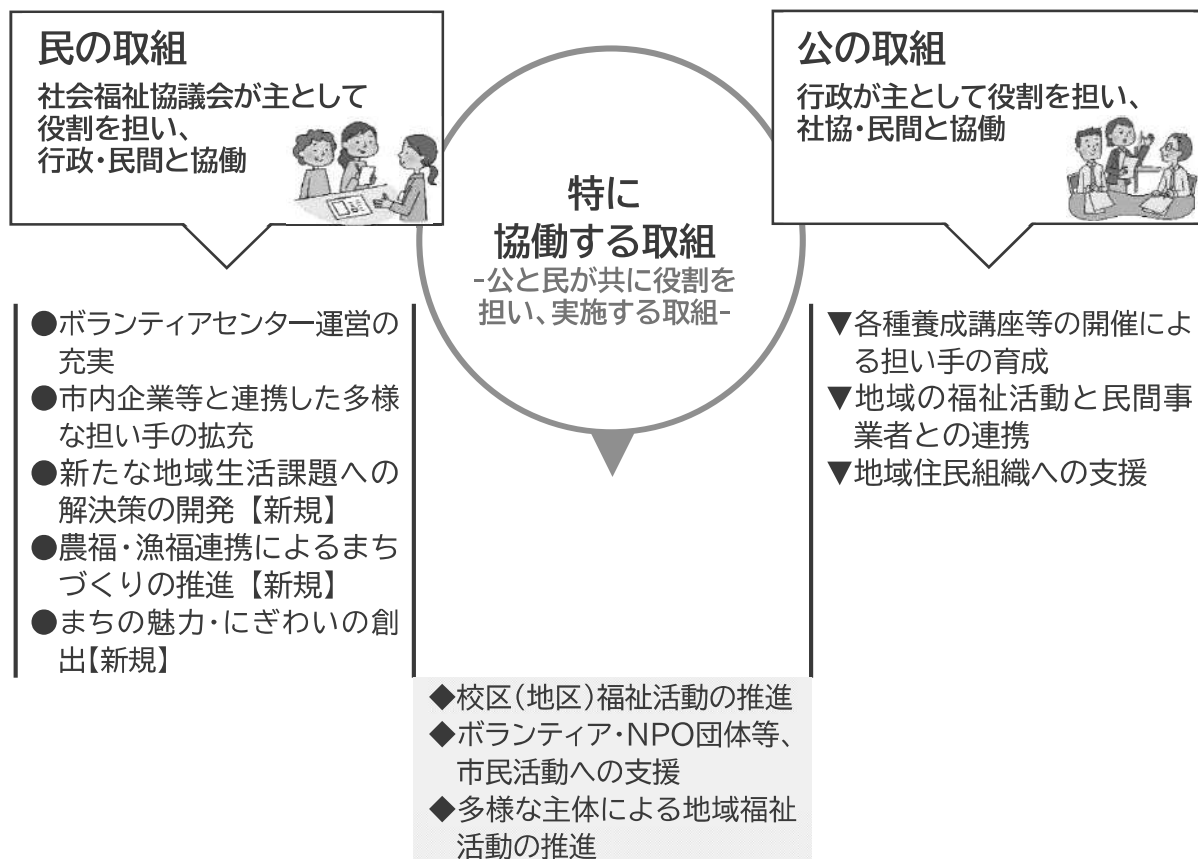
基本施策2 地域の福祉活動の活性化とまちづくり・産業分野との融合へ

地域包括ケアシステムの構築や包括的支援体制の構築は、「福祉の視点を取り入れたまちづくり」とも言え、高齢者福祉や障がい者福祉などの福祉分野間の協働だけではなく、まちづくり・産業分野との協働がより重要となっています。また、近年では、SDGsへの関心の高まりから、環境・社会問題の解決に取り組む企業も増えています。

本市では、企業や漁協と連携して漁師や地域の高齢者、福祉施設に通う人など、地域の多様な人が共に働き、つながる「漁福連携」や「農福連携」を進めています。今後は、本市の特徴ある漁業・農業分野との連携を強化するほか、より多様なまちづくり・産業分野とのつながりづくりを検討していくことが求められます。

校区(地区)福祉委員会とまちづくり協議会の協働をはじめ、活動団体や企業など多様な団体が互いに連携を図り、地域の課題や諸問題などの解決に向けて共に取り組むことができるよう、情報交換、情報共有の場づくりと仕組みづくりを進めます。

取組の全体像



特に協働する取組

(1)	校区（地区）福祉活動の推進 重点
主な担当課・担い手	【公】 市民福祉課 【民】 社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、C S W、地域包括支援センター
公の役割	・小地域ネットワーク活動補助金を交付し、おおむね小学校区を単位として、校区（地区）福祉委員会が実施している見守り・声かけ等の個別援助活動や食事会・サロン等のグループ援助活動を推進し、地域でのネットワークづくりに取り組みます。 ・広報誌等を通じて、より多くの市民の認知度の向上に努めます。 ・校区（地区）福祉委員会と地域まちづくり協議会との連携・協働を促進し、小学校区での多様なネットワークづくりを支援します。 ・地域内で様々な団体や機関が連携できるよう、校区（地区）福祉委員会を核にネットワークづくりを進めます。 ・市職員や地域包括支援センター等の専門職の参画を促進し、より幅広いネットワークづくりをめざします。
民の役割	・校区（地区）福祉委員会については、各校区（地区）福祉委員会と専門職との連携強化、より多様な団体の参画促進により、基盤強化を図ります。 ・地域での課題等を把握するため、必要に応じて調査活動を実施します。 ・各種団体が参画し地域の課題を話し合う役割と、課題に対して福祉活動に取り組む役割を強化するよう研修や運営支援を行います。 ・社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）やC S W及び生活支援コーディネーターにより、校区（地区）福祉委員会の運営支援や連絡調整を行います。
(2)	ボランティア・N P O団体等、市民活動への支援
主な担当課・担い手	【公】 政策共創室、市民福祉課、市民活動センター 【民】 社会福祉協議会
公の役割	・ボランティアやN P O団体等の市民公益活動団体による活動を支援するため、市民活動センターを運営します。 ・コロナ禍に対応した活動を支援するため、I C Tを活用したつながりづくりの事例や、ツールの活用方法についての情報提供を行います。 ・30 歳代～50 歳代の若い世代の地域参加を促進するための方法について、調査研究を進めます。
民の役割	・「市民活動センター」とボランティアコーディネーター等が連携し、講座の開催やコーディネーターの養成など、市民活動に関する情報発信や交流促進のほか、団体同士のマッチング支援に取り組みます。 ・校区（地区）福祉委員会等の地縁型組織とN P O団体等のテーマ型組織が交流・連携できる場づくりの支援に取り組みます。 ・市民による市民活動拠点の運営と各種事業の開催、活動団体同士の交流会等の開催等を通じて、市民活動センター運営の充実を図ります。

(3)	多様な主体による地域福祉活動の推進 重点
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課、介護保険課 【民】社会福祉協議会
公の役割	・高齢や障がいなどにより買い物をすることが困難になっている人を支援するため、移動販売の実施、校区（地区）福祉委員会や多様な団体機関と連携した買い物支援のための地域福祉活動を推進します。 ・高齢者や障がいのある人等が気軽に社会参加でき、様々な交流を深めることができるよう、社会福祉法人やNPO団体等に福祉有償運送事業への参入を促進し、地域の交通手段の充実を図ります。 ・介護予防・生活支援サービス事業の推進により、新たな生活支援サービスの担い手養成等に取り組みます。 ・地域が主体となった福祉有償運送事業の活動が他の地域にも波及するよう、啓発を進めます。 ・生活支援・介護予防サービス協議体を、地域づくり活動全体に波及させるため、協議体の運用について検討を進めます。
民の役割	・生活支援コーディネーター及び協議体の活動を通じて、新たな地域福祉活動の立ち上げ支援のほか、地域の活動者の相談にのり、多様な市民活動が継続するための支援を行います。 ・共生の地域づくり推進事業の実施により、退職者世代から若い世代までの様々な世代参加できる地域福祉活動の場づくりに取り組みます。 ・「共生型サロンきらきら」「マスターズカフェ」のような当事者による自主的な活動が、地域の多様性をひろげる存在となるよう支援します。

公の取組

(1)	各種養成講座等の開催による担い手の育成
主な担当課・担い手	市民福祉課、こども支援課、介護保険課、健康増進課、生涯学習推進室
内容	・地域福祉に関する各種養成講座等を開催し、人材育成を図り、そこで得た知識、能力を地域での活動につなげる活動の場づくりに努めます。
(2)	地域の福祉活動と民間事業者との連携
主な担当課・担い手	政策共創室、まちの活力創造課、市民福祉課、介護保険課
内容	・生活上の困りごとや移動困難などの課題解決に向け、地域の福祉活動の有償化も含め、民間事業者との連携などの視点を取り入れた新たな仕組みづくりを検討します。

(3)	地域住民組織への支援
主な担当課・担い手	政策共創室、介護保険課、生涯学習推進室
内容	・自治会や老人クラブ、婦人会など地域住民組織を中心とした活動を支援するため、補助金を交付するとともに、各団体の活動の活性化に向けて支援します。

民の取組

(1)	ボランティアセンター運営の充実
主な担当課・担い手	ボランティアセンター（社会福祉協議会）
内容	・ボランティアコーディネーターを中心に、グループ化やグループ運営支援、担い手養成の講座やプログラム等を充実させます。 ・ボランティアセンター運営委員会等の協議の場を活用し、市民活動センターとの連携やボランティア活動の拠点づくり、地域住民同士の支え合いや様々な専門機関や団体との協働等、幅広い団体の連携・協働を促進します。

(2)	市内企業等と連携した多様な担い手の拡充 重点
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、商工会、協同組合、事業者
内容	・行政や商工会、フリーランス等と連携し、企業等と地域の関係団体等との情報の共有化や啓発機会の充実を図り、企業等の社会貢献の機運を高め、社会貢献活動や地域活動への参加促進に向けた取組を検討します。

(3)	新たな地域生活課題への解決策の開発【新規】
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、市民公益活動団体、事業者
内容	・移動困難やその他生活上の困りごと、地域生活課題に対し、新たな活動や仕組みの開発を進めます。

(4)	農福・漁福連携によるまちづくりの推進【新規】 重点
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、市民公益活動団体、協同組合、事業者
内容	・農業・漁業と福祉分野が連携して、就労や社会参加、生きがいづくり等新たな地域活動を創出できるよう、福祉と農業・漁業事業者のニーズをマッチングさせる仕組みの構築を進めます。 ・農福・漁福連携の推進にあたり、地域活動者や市内事業者の理解を促進するため、広報・啓発に取り組みます。

(5)	まちの魅力・にぎわいの創出【新規】
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、市民活動センター、公民館、校区（地区）福祉委員会、各種団体
内容	・20 歳代～50 歳代等、これまで地域福祉活動への参加が少なかった世代の地域活動への参加を進めます。 ・若い世代が楽しく参加できる行事や活動を開催します。 ・SNSなどを積極的に活用し、幅広い世代への活動の周知啓発・情報発信を進めます。



農福・漁福連携

阪南の農地や海を通じて、子どもや若者、高齢者などが気軽にふれあえる居場所づくりや社会とのつながりが弱い人、生活にお困りの方への就労支援を進めています。農園では野菜や果物を栽培し、生活に困っている方等に寄付したり、海では生き物に親しむイベントや子ども食堂を実施するなど、阪南市の自然を活かした福祉のまちづくりを進めています。



漁港での子ども食堂には
たくさん子ども達が



農園で外国籍の人がお手伝い
してくださることも

基本目標 2

身近な地域で支え合い輝き合う体制づくり

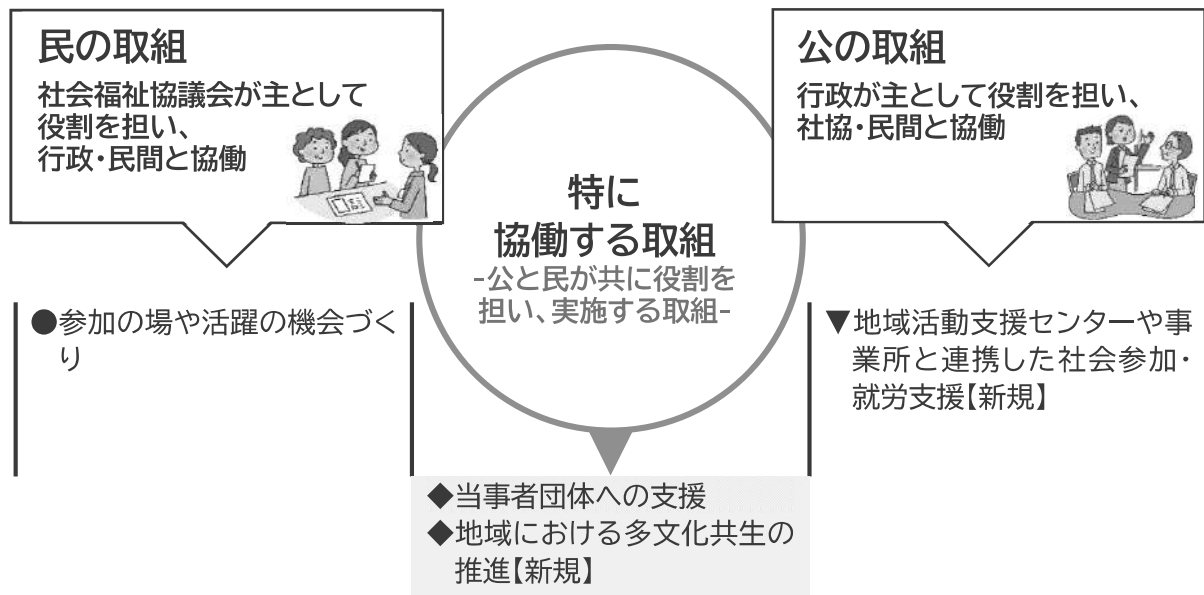
基本施策 1 社会参加の促進

地域共生社会の実現のためには、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つ、社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の推進が重要となっています。社会に参加することにハードルがある人に対して、障壁となっている課題を取り除き、参加しやすい環境づくりを進めていくことが求められます。

本市では、これまで年齢問わず誰もが気軽に寄り、交流できるサロンである「共生型サロンきらきら」や、男性介護者のつどいからはじまった「マスターズカフェ」など、当事者が主体となり、地域住民の誰もが気軽に集える憩いの場づくりを進めています。このように、本市では当事者組織の活動が地域に開かれた活動へと発展し、重要な市民活動、地域資源のひとつとなっています。

今後も、誰もが孤立・孤独を感じることなく、経験や知識を生かしながら、地域社会の一員としていきいきと活躍できるよう、就労支援や他者につながる居場所への参加促進など、多様な社会参画のための機会づくり、活動機会の提供等の必要な支援を行います。

取組の全体像



特に協働する取組

(1)	当事者団体への支援
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課 【民】社会福祉協議会、CSW、地域包括支援センター
公の役割	・自主活動を支援するため当事者団体（障がい者（児）団体連絡協議会等）へ補助金を交付します。 ・地域住民との交流や相談活動などが展開できるよう、必要な支援を行います。
民の役割	・当事者団体が自立して自主的に運営できる組織となるよう、活動を支援します。 ・市やCSW等と連携し、同じ悩みや当事者団体の組織化、育成に努めます。
(2)	地域における多文化共生の推進【新規】
主な担当課・担い手	【公】生涯学習推進室 【民】社会福祉協議会、市民活動センター、公民館
公の役割	・誰もが互いに多様性を認め、尊重し合う地域づくりに向けて、外国籍市民に配慮した情報・福祉サービス提供や日本語学習などのコミュニケーション支援、地域生活や子どもの教育への支援に取り組みます。
民の役割	・外国籍市民と日本人市民の交流促進、外国籍市民の地域活動への参画のきっかけづくり等、地域で多文化共生の意識を高める取組を行います。

公の取組

(1)	地域活動支援センターや事業所と連携した社会参加・就労支援【新規】	重点
主な担当課・担い手	市民福祉課、生活環境課、生活支援課	
内容	・継続的な見守り支援を通じて関係性を築く中で地域や社会との関わりに意欲が出てきた人に対し、地域活動支援センター、既存の福祉サービス事業所や協力事業所の利用を働きかけるなど、社会参加に向けた支援を行います。 ・既存の福祉サービス事業所や新たな協力事業所を開拓し、就労や就労体験など生産活動の機会を提供できるよう支援を行います。	

民の取組

(1)	参加の場や活躍の機会づくり 重点
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、CSW、地域包括支援センター
内容	・「共生型サロンきらきら」「マスタースカフェ」などの当事者が主体となり、当事者同士や地域住民の誰もが気軽に集える憩いの場づくりをより一層充実させます。 ・サロンカフェなどにおいて、支援する側受ける側ではなく、参加する誰もが活躍できるような働きかけを進めます。 ・CSWや地域包括支援センター等の専門職と連携し、障がい者や閉じこもりの人等のサロン等の地域活動への参加や、農福・漁福連携による新たな参加の場、雇用へのマッチングを行います。



当事者組織：パーキンソン病患者・家族の会「あざみ会」

様々な当事者の方々が社会とつながり、参加する機会づくりを行っています。そのひとつがこの「あざみ会」。パーキンソン病の当事者が代表を務め、その家族とともに会を運営しています。当事者同士の悩みごとを話し合い、医療や介護の専門職ともつながることで、より安心して病と向き合い、明るく生きていきたいと声をあげてくださっています。



基本施策2 地域における相談・支援体制の充実

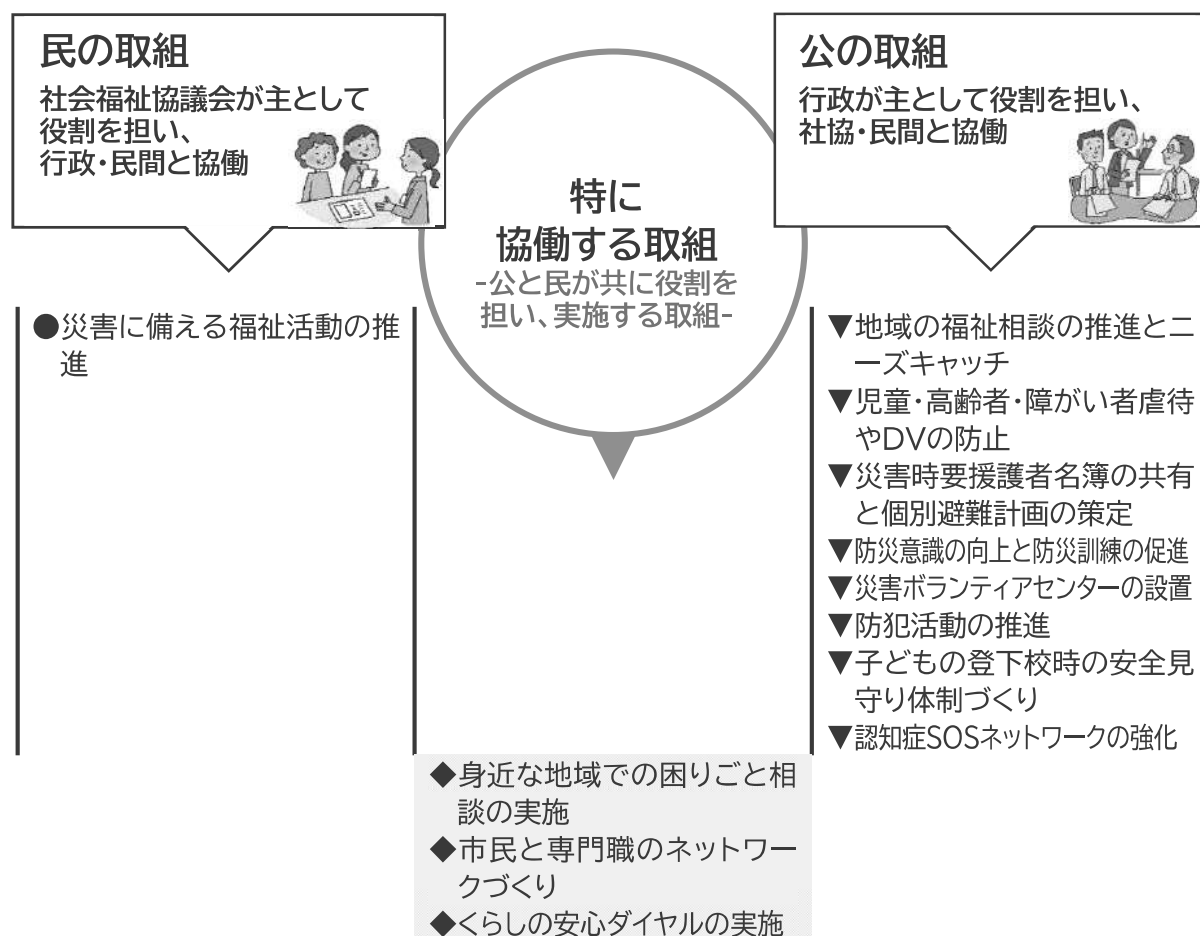
日ごろから身近な地域での生活課題を把握すること、お互いが安心して暮らせるよう気にか
け、見守ることは、災害の発生等のいざという時にも安心な地域づくりにつながります。

そのため、CSW や地域包括支援センターとまちなかサロン・カフェ等の地域の居場所の協働
や、支え合い会議等のネットワークを活用して、地域の生活課題の把握と支援へのつながりを強化
します。

また、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時において特に配慮が必要となる人の避難につい
て、個人ごとの避難行動要支援者計画(個別計画)の作成と支援者の確保、防災訓練などへの積
極的な参加促進により、災害時の適切かつ迅速な避難につなげます。

さらに、子どもや高齢者、障がい者に対する虐待や配偶者等に対する暴力を防止するため、広
く周知・啓発を図るとともに、早期発見・早期対応のための仕組みづくりなどを推進します。

取組の全体像



特に協働する取組

(1)	身近な地域での困りごと相談の実施 重点
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課 【民】社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、民生委員児童委員協議会、C S W、地域包括支援センター
公の役割	・「まちなかサロン・カフェ」に市職員、地域包括支援センター職員やC S W等の専門職を派遣します。
民の役割	・C S Wや地域包括支援センター、社協と地域活動者と協働して、まちなかサロン・カフェ等の身近な場で、「まちなかほっこり相談」を実施し、市民の福祉課題の把握に努めます。 ・通常の福祉活動を通じて随時市民の課題、困りごとの把握に努めます。
(2)	市民と専門職のネットワークづくり 重点
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課、介護保険課 【民】社会福祉協議会、C S W、地域包括支援センター
公の役割	・医療、介護等の多職種による知識や情報の共有、関係強化を図るとともに、地域住民等との協働により、ネットワークの構築を推進します。 ・郵便局、電気・水道・ガス事業者をはじめ、新聞・牛乳配達業者、生活協同組合、福祉サービス事業者などと連携し、要援護者の早期発見や見守り体制の構築に公民協働で取り組みます。
民の役割	・「個別支えあい会議」の開催を通じて、市民等の強みを生かし、伴走体制をつくるとともに、課題解決を図ります。 ・校区（地区）福祉委員会活動等への専門職の巻き込みを進め、協働した見守り支援体制を構築します。



個別支えあい会議～〇〇さんだけの問題ではない～

〇〇さんが抱える困りごとを我が事として考え、その地域で生活していくにはどうすればいいかを住民と専門職が話し合う会議を開催しています。

地域内で新たな取り組みに発展したり、研修会のテーマになったりと、〇〇さんの困りごとがいろんな“カタチ”になって、地域づくりに好影響を与えています。



(3)	くらしの安心ダイヤルの実施
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課、介護保険課、危機管理課 【民】社会福祉協議会、C S W、校区（地区）福祉委員会、民生委員児童委員協議会、自治会、自主防災組織
公の役割	・くらしの安心ダイヤル事業の周知啓発と登録内容の更新、小地域での見守りづくりの支援に取り組みます。 ・社会福祉協議会やC S Wと連携し、災害時要援護者の安否確認や継続した支援が実施できるよう、日常から地域各関係団体が連携・協働できる仕組みづくりに取り組みます。 ・重度の障がい者や要介護者について、個々に応じた支援計画の策定や支援者確保への協力を進めます。
民の役割	・災害時要援護者の安否確認や継続した支援が実施できるよう、日常から地域の各関係団体が連携協働し、見守り活動を行うとともに、支援の仕組みづくりに取り組みます。

公の取組

(1)	地域の福祉相談の推進とニーズキャッチ 重点
主な担当課・担い手	市民福祉課
内容	・C S Wの活動を通して、社会や人との関わりが困難な人、必要な支援が届いていない人に対して、アウトリーチによる継続的な見守り支援を行います。 ・C S W連絡会への関係機関の参加を促進し、C S Wの取組や課題等の情報交換、情報の共有化を図ります。 ・市民の認知度を高めるため、広報誌等を活用し、C S Wの役割や活動内容等を周知します。
(2)	児童・高齢者・障がい者虐待やDVの防止
主な担当課・担い手	こども支援課、介護保険課、市民福祉課、学校教育課、人権推進課
内容	・児童、高齢者、障がい者への虐待防止や早期発見・早期対応を図るため、市民をはじめ、民生委員児童委員協議会、福祉・介護サービス事業者、警察など地域の関係団体・機関と連携し、啓発活動や見守り活動などを推進します。 ・DV防止及び被害者支援のため、男女共同参画の社会づくりに向けた講座等を開催するとともに女性総合相談及びDV相談を実施します。 ・DV被害者に対しては、市役所内の連絡体制を整備し、情報共有を行うことでワンストップで支援するとともに、警察や大阪府女性相談センターなどの関係機関と連携を図り、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。

(3)	災害時要援護者名簿の共有と個別避難計画の策定
主な担当課・担い手	市民福祉課、介護保険課、危機管理課
内容	・ 阪南市災害時要援護者支援プランに基づき、同意者の災害時要援護者名簿情報を自治会・自主防災組織、民生委員児童委員協議会及び校区（地区）福祉委員会など地域の関係団体に提供し、災害時における安否確認、情報連携を行います。 ・ 災害時において生命の危険を及ぼす可能性の高い重度の障がい者や要介護者については、個別支援計画の策定を促進します。
(4)	防災意識の向上と防災訓練の促進
主な担当課・担い手	危機管理課、市民福祉課、介護保険課
内容	・ 出前講座等を通じて、市民に対し、災害や防災に対する正しい知識の習得と防災意識の高揚、地域で行われる防災訓練への参加促進などに取り組みます。 ・ 世代交代等をきっかけに組織の衰退が起こらないよう継続的に自主防災組織の重要性や必要性を周知し、各自主防災組織の活動を支援します。 ・ 災害時に備えた民間企業等との相互支援協力の協定や浸水の可能性のある区域における垂直避難が可能な津波避難ビルの指定について、検討、協議を進めます。 ・ 介護を必要とする高齢者や障がい者等が災害時に避難できるよう民間事業者に協力を求め協定書を締結するなど、福祉避難所の確保に努めます。 ・ 広報誌や出前講座等を通じて防災ボランティア制度を周知し、登録促進を図ります。
(5)	災害ボランティアセンターの設置
主な担当課・担い手	危機管理課、社会福祉協議会、ボランティアセンター（社会福祉協議会）
内容	・ 地域防災計画に基づき、大規模災害が発生した際には、市と社会福祉協議会が緊密に連携し、被災市民の災害復旧・生活支援をサポートする災害ボランティアセンターを設置します。

(6)	防犯活動の推進
主な担当課・担い手	生活環境課、学校教育課
内容	・警察と連携し、学校等で交通安全教室や講習会を実施するなど、交通安全意識の啓発を図ります。 ・防犯委員会による防犯教室や街頭啓発活動等を通じて、市民の自主防犯意識の高揚を図るなど、公民が一体となって地域の安全に向けた取組を行います。 ・訪問販売・電話勧誘販売とその契約等に関する苦情や相談に対して消費生活相談員が相談に応じ、問題解決のための助言、情報提供等を行います。 ・消費者トラブル未然防止として、当事者のみならず、周りの人も気づいてもらえるよう、校区（地区）福祉委員会など地域の関係団体・機関と連携し、出前講座やサロン活動などを通じて情報提供や周知啓発を進めます。
(7)	子どもの登下校時の安全見守り体制づくり
主な担当課・担い手	学校教育課、生活環境課、社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、スクールサポーター
内容	・通学路における安全確保のため、子どもの安全見守り活動の趣旨について周知し、市民の主体的な参画を推進します。 ・犯罪のない安全・安心なまちづくりの実現のため、市職員による青色防犯パトロール車での防犯啓発活動を実施します。 ・登下校の見守り活動やスクールサポーター活動、青色防犯パトロール等を通じ、子どもたちをめぐる犯罪が起きない地域づくりを進めます。 ・各団体別々の活動とするのではなく、市、教育委員会や地域の各種団体と連携して進めます。
(8)	認知症ＳＯＳネットワークの強化
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉・介護サービス事業者、民生委員児童委員協議会、民間企業、介護保険課
内容	・阪南市認知症高齢者等ＳＯＳメール配信システム「さつきネット」登録数のさらなる増加をめざし、普及啓発に取り組みます。また、登録者及び協力機関の拡大に努めます。 ・福祉・介護サービス事業所や民間企業、民生委員・児童委員、校区福祉委員等による見守りネットワークで認知症個別ケースを支援し、地域における見守り体制の強化につなげます。

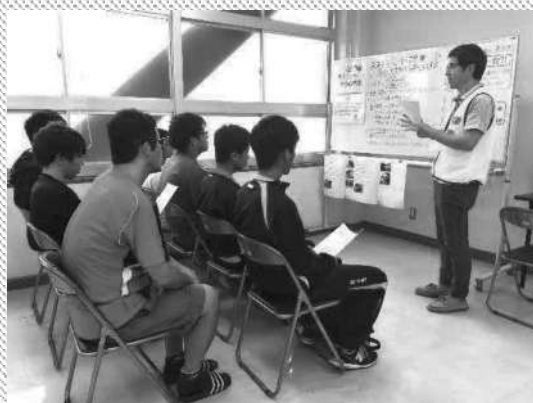
民の取組

(1)	災害に備える福祉活動の推進
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、CSW、校区（地区）福祉委員会、民生委員児童委員協議会
内容	・災害時にスムーズに見守り支援ができるよう、平時より見守り支援ネットワーク構築のため、登録者のマップづくりや要援護者の避難訓練など、地域に合わせた防災福祉活動を実施します。 ・災害時に備え、多世代で学ぶ防災福祉学習を推進します。



災害ボランティアセンター

社会福祉協議会が中心となり、被災者宅や被災地域の復旧のお手伝いとして、市内外からボランティアを募集し、必要とする人におつなぎします。センター運営は地元の行政や民間機関、ボランティア、外部の支援団体・NPO等とも協働して行います。本市では、平成30年の台風21号災害の際に設置・運営しました。



日々のつながりが、積極的な取組参加に

基本目標3

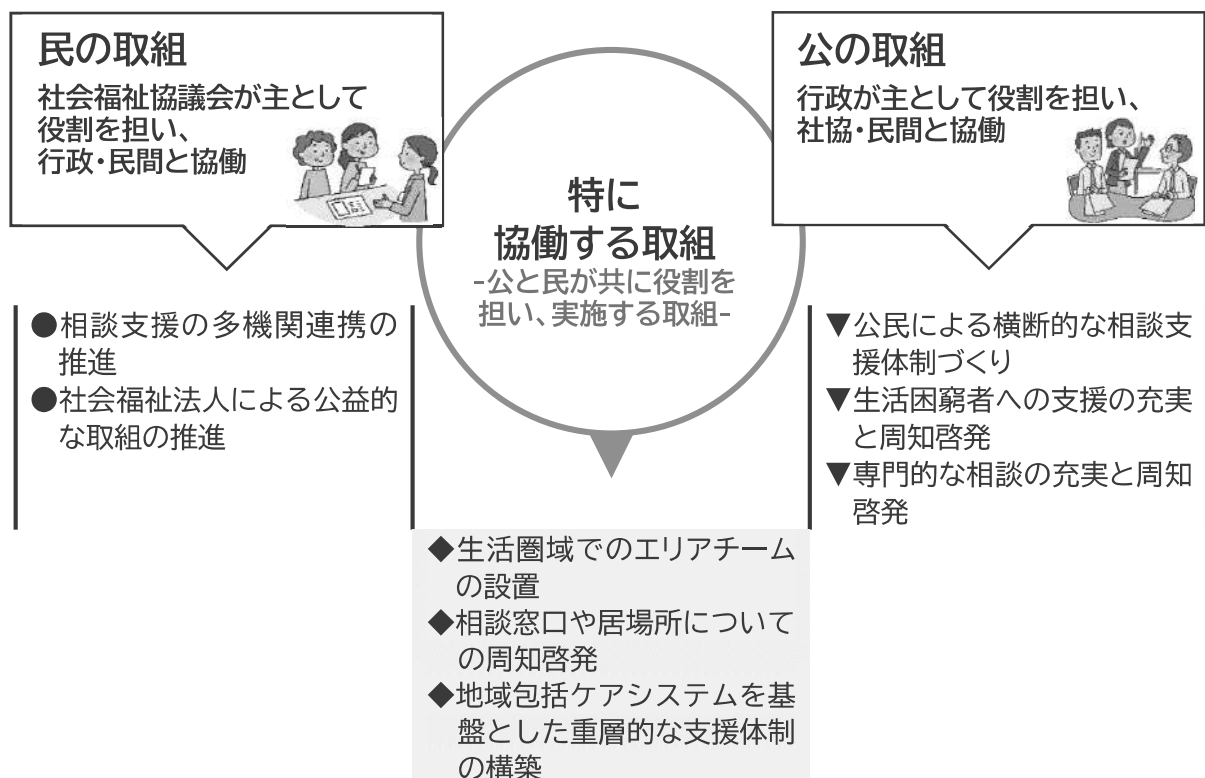
みんなで丸ごと受け止める相談支援ネットワークづくり

基本施策1 多機関協働による包括的な相談支援体制の推進

地域社会を取り巻く環境の変化により、市民の抱える福祉ニーズが複雑化・多様化しており、従来の縦割り型の支援ではなく、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型の包括的な支援が求められています。

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、「ワンストップ」で受け止める相談窓口としてくらし丸ごと相談室のさらなる充実を図るほか、関係機関・支援者が、包括的な視点をもって「チーム」として連携・協力し、課題解決できる仕組みの構築に取り組めます。また、必要な支援が届いていない人に対しては、「アウトリーチ」により継続的な支援を届けるよう取り組むなど、包括的な支援体制を構築します。

取組の全体像



特に協働する取組

(1)	生活圏域でのエリアチームの設置 重点
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課 【民】社会福祉協議会
公の役割	・地区担当の保健・福祉等行政専門職を配置し、生活圏域でのエリア会議に参加するなど、社会福祉協議会と連携して複雑化・複合化した地域生活課題の解決に取り組みます。
民の役割	・支援を必要とする人や世帯の、複雑化・複合化した地域生活課題を解決するために、地域包括支援センター、社会福祉協議会、社協コミュニティワーカー（地域支援担当職員）、CSW等、複数の相談支援機関等による生活圏域でのエリア会議を実施し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性について協議する仕組みを構築します。
(2)	相談窓口や居場所についての周知啓発
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課、介護保険課、生活支援課 【民】社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、CSW、地域包括支援センター
公の役割	・障がいのある人や外国籍の人、加齢・認知症等で十分な理解ができない人など、その人に応じた情報提供を行います。 ・広報紙やホームページ、ブログ等の情報発信媒体を通じ、地域の活動情報や相談窓口、福祉サービス等、必要な情報提供を行います。
民の役割	・広報紙やホームページなどの媒体に加え、地域内での広報物や地域でのサロン活動や活動者からの口コミを通じて各種相談窓口の周知徹底を図ります。
(3)	地域包括ケアシステムを基盤とした重層的な支援体制の構築
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課、介護保険課 【民】社会福祉協議会、地域包括支援センター、CSW
公の役割	・高齢者を支える地域包括ケアシステムを基盤に、多世代が相互に支え合い、多様な地域生活課題の解決をめざす重層的な地域づくりを進めます。 ・福祉・介護サービス事業所や民生委員・児童委員、校区（地区）福祉委員等による見守りネットワークで認知症個別ケースを支援し、地域における見守り体制の強化につなげます。
民の役割	・地域包括ケアシステムのもとに進めてきた高齢者が参加の中心となっている活動に、市民と専門職等が連携して、多世代型の取り組みや居場所になるよう努めます。 ・地域における多様な課題を把握し、専門職等とともに解決する地域づくりを進めます。 ・生活圏域で、専門職と住民活動者等がエリアネットワークを広げるため、意見交換の場や交流の場を設けます。

公の取組

(1)	公民による横断的な相談支援体制づくり 重点
主な担当課・担い手	市民福祉課
内容	・共生の地域づくり市内連携推進会議を通じて、行政のたて割りを解消し、市民相談に横断的に対応する、包括的支援体制の構築を進めます。 ・くらし丸ごと相談室で、市民の暮らしに関する相談を丸ごと受け止めるとともに、相談支援包括化推進員を配置し、複雑化・複合化した事例の調整や関係機関と連携し支援すべき相談をコーディネートします。 ・相談支援包括化推進員を中心とし、複雑化・複合化した事例の支援の方向性の決定や、各相談支援事業所への助言を行ったりする重層的支援会議の実施や、支援会議の開催調整等を行います。 ・支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成し、支援関係機関と連携しながら、プランに基づき支援を行う体制を構築します。 ・地域の身近な相談員である民生委員・児童委員の役割や活動内容等について広報誌などを活用して周知に努めます。また、情報提供や研修等により、民生委員・児童委員の活動を支援します。
(2)	生活困窮者への支援の充実と周知啓発
主な担当課・担い手	生活支援課
内容	・生活に困窮する世帯が抱える複合的な相談を受け止め、包括的な支援を進める上で、重層的支援体制整備事業にもとづき各関係機関と連携を図りながら、適正かつ専門的な相談対応と自立支援を行います。 ・複雑化・多様化した課題に対して、本人の意思を十分に確認した上で、具体的な支援プランを作成し、自立に向けて寄り添いながら支援を行います。 ・離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人に対し、就職に向けた活動を条件に住居確保給付金による家賃の支援を行います。 ・住居を持たない等の不安定な住居形態の人に、一時生活支援事業にて一定期間、宿泊場所を提供し、その後の自立支援を行います。

(3)	専門的な相談の充実と周知啓発
主な担当課・担い手	市民福祉課、介護保険課、こども政策課、こども支援課
内容	・引きこもりやヤングケアラー、ダブルケア等、従来の相談体制では支援につながりにくい複雑化・複合化した課題に対応するため、包括的支援体制の構築を進めるとともに、研修の開催等により各種相談員のスキルアップを図ります。 ・どこに相談したらよいかわからない課題を丸ごと受け止めるくらし丸ごと相談室や地域包括支援センター、生活困窮者への支援など、各種専門的な相談支援の充実を図り、周知啓発を行います。

民の取組

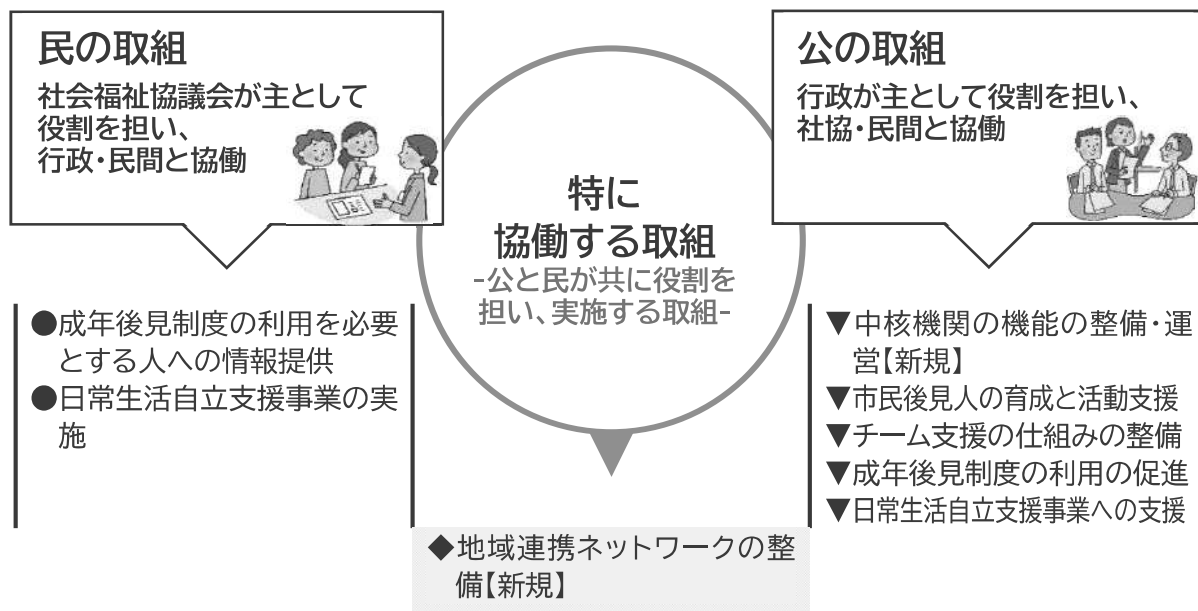
(1)	相談支援の多機関連携の推進
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、地域包括支援センター、校区（地区）福祉委員会、自治会、市民公益活動団体、民間企業
内容	・相談支援機関や事業所、地域の活動者等、分野や世代を超えて民間の担い手同士それぞれの強みを生かした多機関連携を進めます。 ・市が進める横断的な相談支援体制づくりに積極的に参画し、ともに共生の地域づくりを進めます。
(2)	社会福祉法人による公益的な取組の推進 重点
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、社会福祉法人
内容	・社会福祉施設が地域の貴重な社会資源としての役割を果たせるよう、社会福祉協議会が核となり、社会福祉施設と地域活動との連携を推進します。 ・施設の地域開放、施設利用者の地域活動への参加促進、専門性をもった職員の地域活動への協力を推進します。 ・社会福祉施設の専門性を生かし、地域課題に対して結束して取り組むため、「社会福祉施設連絡会」を開催します。

基本施策2 権利擁護の推進【成年後見制度利用促進基本計画】

平成28年に「成年後見制度利用促進法」が定められ、市町村における成年後見制度の利用促進に関する取組の推進が求められています。本市では、成年後見制度の利用促進を含む市民の権利擁護に関する施策をより一層推進するため、「基本施策2 権利擁護の推進」を「阪南市成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけます。

本市では、すべての人々が自己実現と自己決定の権利をもち、それが尊重される社会をめざして、権利擁護の取組を進めています。認知症や障がい等を理由に、意思の決定や実現に困難を抱えている人については、本人の意思に基づく決定ができるよう支援するための制度として、成年後見制度の利用を促進します。

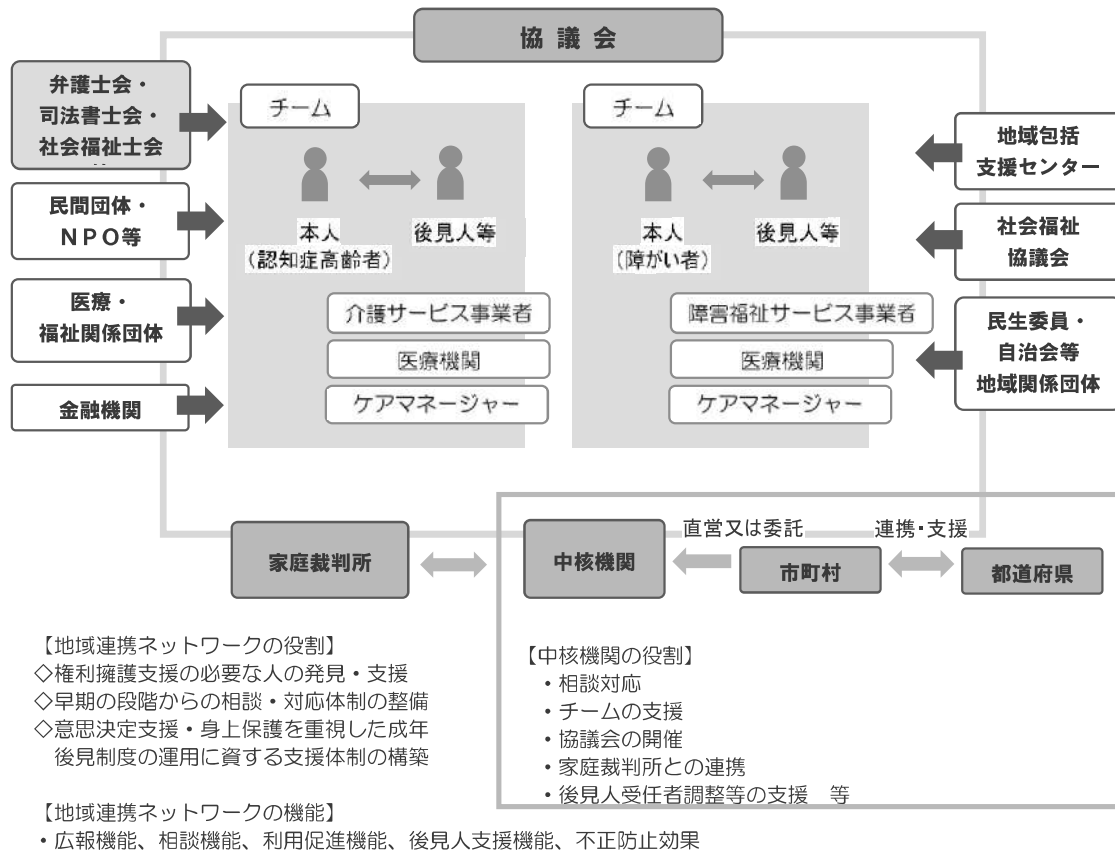
取組の全体像



特に協働する取組

(1)	地域連携ネットワークの整備【新規】
主な担当課・担い手	【公】 市民福祉課、介護保険課 【民】 社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会、自治会
公の役割	・ 市民、行政、家庭裁判所、社会福祉協議会等が一体的に連携・協力し、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につなげるための体制づくりを行います。このために、チーム（本人の支援を行う親族、福祉・医療・介護、地域の関係者と後見人等）、チームを支援する協議会、中核機関、その他成年後見制度の利用に関わる事業者等により、権利擁護支援のネットワークを構築します。
民の役割	・ 各種地域福祉活動や相談支援を通して、権利擁護を必要とする人を発見した場合、専門機関につながります。 ・ 地域連携ネットワークに参画し、専門職とともに権利擁護を必要とする人を地域で見守り、支援します。

■地域連携ネットワークのイメージ



公の取組

(1)	中核機関の機能の整備・運営【新規】
主な担当課・担い手	市民福祉課、介護保険課
内容	・地域連携ネットワークの中核となり、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進」「後見人支援」の4つの機能を有する（仮称）阪南市権利擁護（成年後見）支援センターの設置に向けた取り組みを進めます。 ・（仮称）阪南市権利擁護（成年後見）支援センターを中核とし、地域連携ネットワーク内での司令塔としての役割、協議会を運営する事務局としての役割、チーム支援の進行管理を行います。
(2)	市民後見人の育成と活動支援
主な担当課・担い手	市民福祉課、介護保険課
内容	・成年後見制度のニーズが高まる中、新たな担い手の確保が課題となっており、身近な市民による社会貢献活動としての市民後見人の必要性が高まっています。そのため、本市では市民後見人の普及啓発と養成に取り組めます。 ・後見人等となることに関心を持つ市民に対し、後見人等としての視点や姿勢、必要な知識等を習得するための講座を実施するとともに、専門職等によるバックアップ体制を確立し、市民後見人と共働による権利擁護支援を進めます。 ・市民後見活動に対する関係者の理解を深めていきます。
(3)	チーム支援の仕組みの整備
主な担当課・担い手	市民福祉課、介護保険課
内容	・支援を必要とする人本人が、その人らしい生活を送れるよう、本人により関わりの深い専門職団体や関係機関が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う「チーム」による支援の仕組みを整備します。 ・困難ケースにも適切に対応できる体制整備、多職種間での更なる連携強化等のため、（仮称）阪南市権利擁護（成年後見）支援センターが「チーム」への適切な支援や助言を行います。

(4)	成年後見制度の利用の促進
主な担当課・担い手	市民福祉課、介護保険課
内容	・判断能力が低下し、制度利用が必要と考えられる人を確実に結び付け、権利擁護を図ります。また、成年後見人制度への移行調整の仕組みを整備します。 ・成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できずに、市長申立てを行った人に対し、申し立て費用の負担や後見人報酬費の助成を行います。 ・広報誌等での啓発や民生委員児童委員協議会等での情報提供など、必要な方に情報が届くよう市民が成年後見制度に関する情報を頻繁に目にする機会をつくります。
(5)	日常生活自立支援事業への支援
主な担当課・担い手	市民福祉課、介護保険課、生活支援課
内容	・日常生活自立支援事業の適切な利用促進を図るための支援をします。

民の取組

(1)	成年後見制度の利用を必要とする人への情報提供
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、地域包括支援センター
内容	・日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の利用者で、判断能力が低下し、制度利用が必要と考えられる人に、社会福祉協議会、地域包括支援センター、CSW等が相談の中で適切に情報提供をします。
(2)	日常生活自立支援事業の実施
主な担当課・担い手	社会福祉協議会
内容	・日常生活自立支援事業の周知啓発に努め、対象者を把握し、適切な利用促進を図ります。

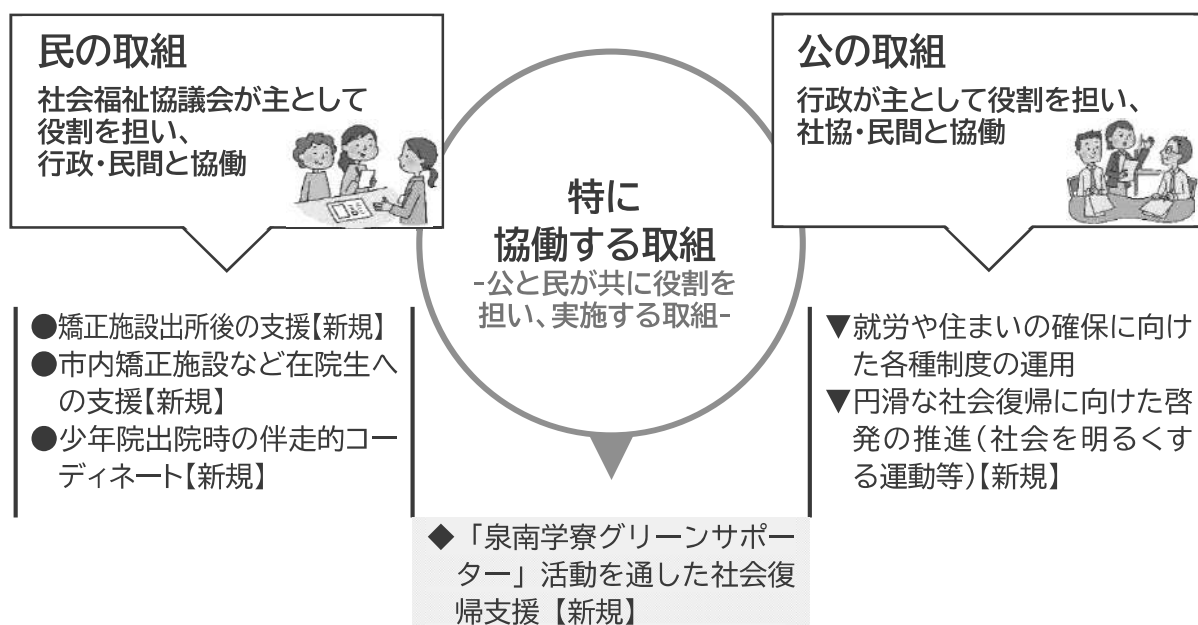
基本施策3 再犯防止対策の充実【再犯防止推進計画】

平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、市町村における「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(地方再犯防止推進計画)」の策定が努力義務とされるとともに、地域福祉との一体的な展開が求められています。

本市では、阪南市に所在する少年院「泉南学寮」によるボランティア団体「泉南学寮グリーンサポーター」活動等をサポートしています。少年院在院者の「役立ちたい」という思いを尊重しながら社協がキャッチした地域ニーズを基にボランティア活動を行うことで、達成感ややりがいを感じ、自信を持つきっかけが生まれています。

今後も、刑期を終えて出所したものの、生活のしづらさを抱え、支援を必要とする人等に寄り添い、円滑な社会復帰を支援して共生のまちづくりを推進します。また、犯罪による被害を受けることなく、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会の実現をめざして、更生支援の取組を推進します。また、「泉南学寮グリーンサポーター」活動を通し、在院生の再非行防止の取組を進めます。

取組の全体像



特に協働する取組

(1)	「泉南学寮グリーンサポーター」活動を通じた社会復帰支援【新規】 重点
主な担当課・担い手	【公】生活支援課 【民】社会福祉協議会
公の役割	・泉南学寮、市、社会福祉協議会が連携して設立したボランティア団体「泉南学寮グリーンサポーター」に賛助会員として参加し、在院者の社会復帰を支援する活動を行います。
民の役割	・少年院在院者の「役立ちたい」という思いを尊重し、「泉南学寮グリーンサポーター」の活動を推進し、院内でのボランティア学習や、少年たちと地域課題、活動者とのコーディネートを行います。



泉南学寮グリーンサポーター

阪南市にある少年院「泉南学寮」の在院者による全国初の地域ボランティア団体「泉南学寮グリーンサポーター」では、生徒が自分たちに何ができるか等をグループワークで話し合ったり、ボランティア活動を通して地域住民と交流しています。感謝の言葉をかけられることで、達成感ややりがいを感じ、自分に自信を持つきっかけが生まれています。



府営住宅での買い物支援
ボランティア



漁港でのボランティア

公の取組

(1)	就労や住まいの確保に向けた各種制度の運用 重点
主な担当課・担い手	生活支援課
内容	・ 適当な住居が確保されないまま刑期を終え、出所した人の再犯率の高さを踏まえ、対象となる人を生活困窮者自立支援制度に基づく各制度や生活保護制度の利用に適切につなげます。 ・ 出所者の安定した就労の確保に向けて、障害者就業・生活支援センターや生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業・就労訓練事業、生活保護受給者等就労自立促進事業等の制度利用に適切につなげます。
(2)	円滑な社会復帰に向けた啓発の推進(社会を明るくする運動等) 【新規】
主な担当課・担い手	生活支援課
内容	・ あらゆる犯罪や非行の防止、罪を犯した人の更生活動への理解促進のため、保護司等の地域団体に構成される「社会を明るくする運動実施委員会」を開催し、市民への啓発活動を行います。 ・ 矯正施設所在自治体会議を通して、全国の加盟自治体と再犯防止策等にかかる情報交換を行うとともに、国及び都道府県への政策提言や要望を行います。 ・ 市役所内に更生保護サポートセンターを設置し、再犯防止などの相談窓口として保護司の活動を支援します。 ・ 市内の矯正施設(少年院)である和泉学園の視察委員会委員として適正な施設運営に資するための協議を行い、法務大臣に報告書を提出します。 ・ 保護司会、更生保護女性会が中心となって、市内の市立中学校に運動のシンボルである「黄色い羽根」を配布するほか、「阪南TV」の活用や啓発ポスターの掲示を通して、「社会を明るくする運動」の周知・啓発を行います。 ・ 保護司会、更生保護女性会などの更生保護活動を行う民間ボランティア等について、各種地域活動を通じて地域に周知・啓発します。

民の取組

(1)	矯正施設出所後の支援【新規】 重点
主な担当課・担い手	保護司会
内容	・保護観察になった人への助言や指導、刑務所や少年院、矯正施設に入っている人が出所した後の生活環境の調整や日常生活にかかる相談にのるなど、再犯防止のための活動に取り組みます。
(2)	市内矯正施設など在院生への支援【新規】 重点
主な担当課・担い手	更生保護女性会
内容	・和泉学園・泉南学寮で行われる院生たちの誕生会への参加や、泉佐野市にある更生施設の泉州寮で学生と一緒に食事づくりなどを通じて、少年たちの更生を支援する取組を行います。
(3)	少年院出院時の伴走的コーディネート【新規】 重点
主な担当課・担い手	社会福祉協議会
内容	・各地域の社会福祉協議会と連携し、在院者が出院後も地域とのつながりを持てるよう、サポートします。

基本目標4

未来を切り拓くための地域福祉の計画的・開発的推進

基本施策1 福祉文化の創造と地域福祉人材育成の推進

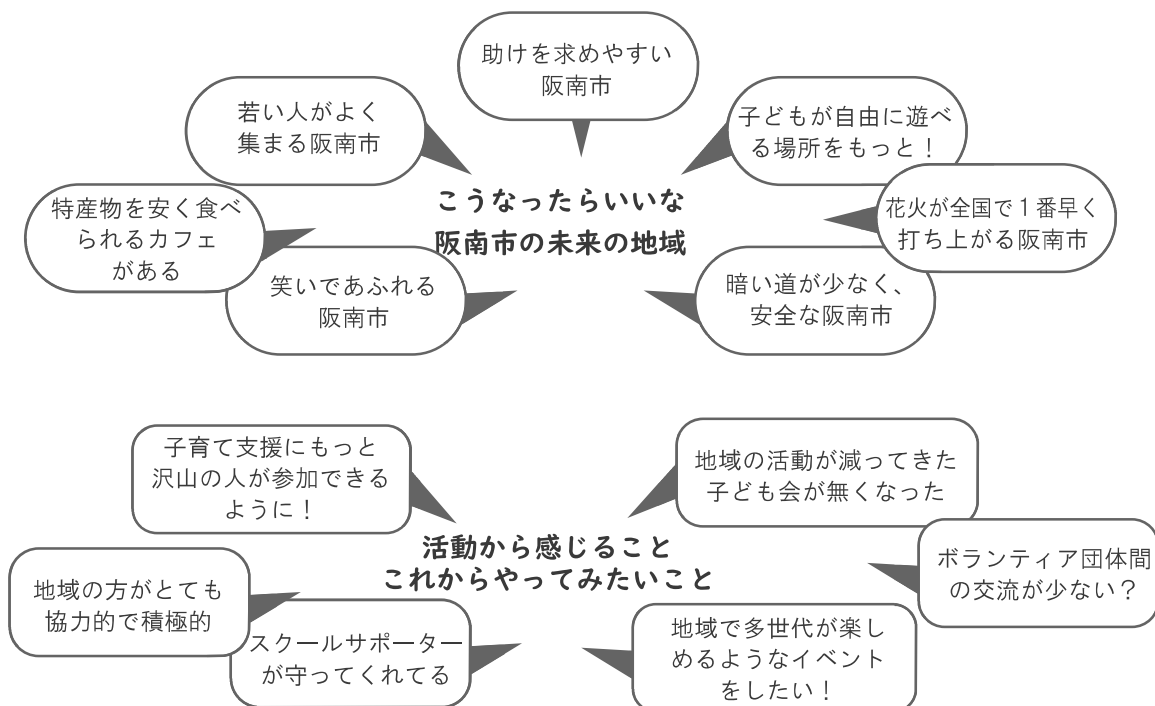
本市では、校区(地区)福祉委員会をはじめ、多様な主体が地域で活躍していますが、担い手の確保、育成が共通の課題となっています。

市民一人ひとりが、自分事として地域や福祉の課題に対する意識・関心を高めるとともに、意識・関心がある人を具体的な活動へと結びつけるよう、多様な場・機会の充実にに向けた支援に取り組めます。また、子ども・若者に地域や福祉に親しんでもらえるような環境づくりなどを推進することで、引き続き、多方面から担い手の発掘や育成を推進していくとともに、様々な地域福祉活動が継続的に実践できるよう環境整備に取り組めます。

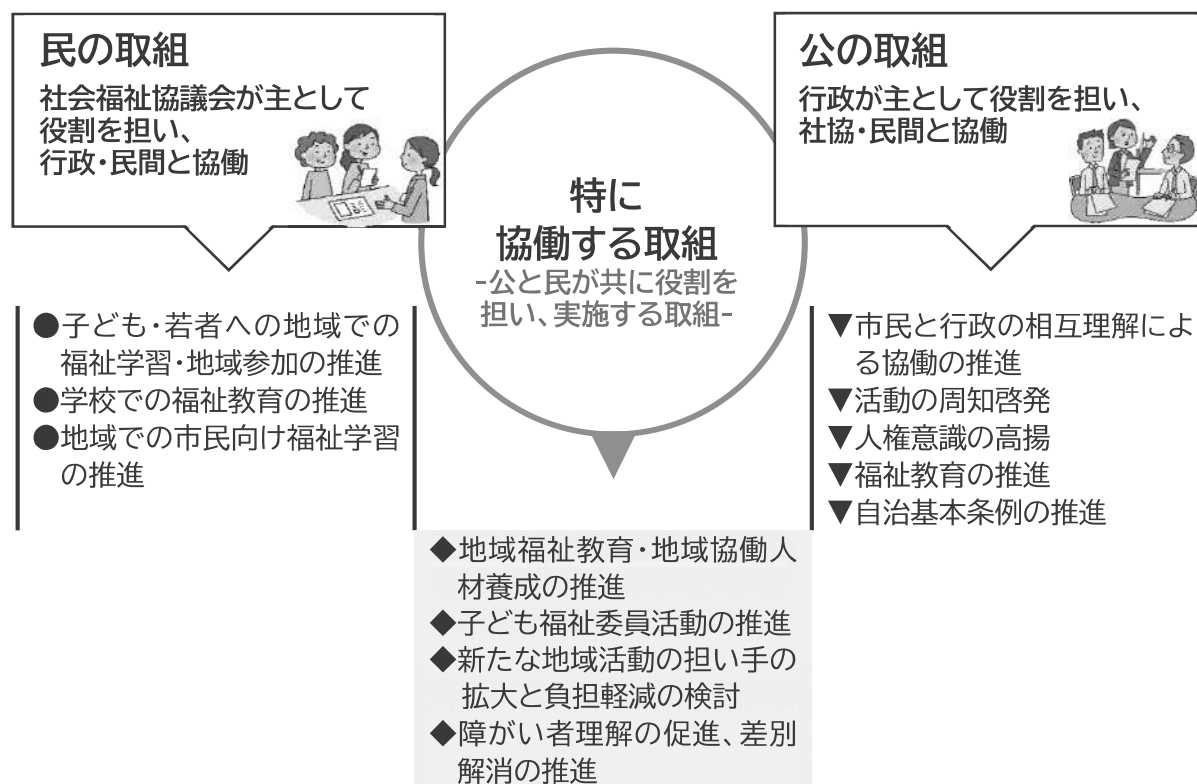
また、障がいの有無、ジェンダー、LGBTQに関わらず、一人ひとりの人格と個性を尊重し、誰もが安心して参加できる機会が平等にある地域を推進していきます。

はんなん やさしさツナグ交流会 (子ども若者世代交流ワークショップ) より

次世代の地域福祉人材育成を進めるにあたり、今阪南市で活動している、これから活動したいと考えている若者世代の意見を把握するとともに、子ども同士の交流を深めるため、「はんなん やさしさツナグ交流会」を開催しました。交流会で挙がった意見の一部をご紹介します。



取組の全体像



特に協働する取組

(1)	地域福祉教育・地域協働人材養成の推進
主な担当課・担い手	【公】 市民福祉課、 【民】 社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会
公の役割	・ 庁内連携会議や各種研修機会を活用して、市や地域での地域福祉に関する取組や包括的支援体制に関する取組、行政に求められる役割等を紹介し、行政全体の地域福祉意識の醸成に努めます。 ・ 行政職員が地域に出向く、参加型・体験型の研修を実施します。
民の役割	・ 専門職を対象とした各種会議や研修機会を活用して、市や地域での地域福祉に関する取組や専門職に求められる地域での役割等を紹介し、地域における専門職との連携協働を促進します。 ・ 校区（地区）福祉委員会等と連携し、地域活動者の人材育成を進めるとともに、民主的な運営で地域の活動や組織をまとめ牽引できるリーダー育成を進めます。

(2)	子ども福祉委員活動の推進
主な担当課・担い手	【公】 市民福祉課 【民】 社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会
公の役割	・新たな地域活動の担い手として活動する「子ども福祉委員」について、子どもの自主的な活動が拡充するよう、学校等との連携のもと支援します。
民の役割	・小中学生を中心に子どもが地域での自主的なボランティアとして活動する「子ども福祉委員」を立ち上げます。 ・「子ども福祉委員」活動の実施にあたり、メンバーの定例会を通してボランティア活動や地域課題について学習を深めるとともに、子どもの自主的な思いが育つよう支援します。 ・高齢者などの困りごとや、まちづくりの課題などと子どもの思いをマッチングさせ、必要に応じて地域の活動者や関係者への調整を行い、地域全体の活性化につなげます。 ・学校等や保護者へ活動の様子をフィードバックし、子どもの学びや成長を支援します。
(3)	新たな地域活動の担い手の拡大と負担軽減の検討
主な担当課・担い手	【公】 市民福祉課 【民】 社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、市民活動センター
公の役割	・持続可能な地域活動をめざし、既存の活動者や活動団体の負担軽減や、新たな活動者の拡大方策について検討や支援を進めます。
民の役割	・既存の活動者の負担や課題に耳を傾け、ともに今後の活動のあり方を模索し、負担なく多くの人々が地域活動に携わることができるよう検討を進めます。 ・20 歳代～50 歳代等、様々な世代に地域活動に関わってもらえるよう、情報発信や活動のあり方等、新たな創意工夫を進めます。

(4)	障がい者理解の促進、差別解消の推進
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課、人権推進課、学校教育課 【民】社会福祉協議会
公の役割	・就労支援事業所等で作成した製品の展示や販売ができるスペースの確保、出店が可能な行事等の情報提供など、安定した収入の確保と市民との交流、障がい者理解の促進が図れるよう支援します。 ・障害者差別解消法に基づいて、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的な配慮」を提供するなど、差別をなくするための取組を推進します。
民の役割	・身近な地域で、障がいを理由とする差別を解消していくための学びの機会をつくれます。 ・障がい等の有無に関わらず、誰もが参加・交流できる機会をつくれます。



子ども福祉委員

住民懇談会での提案をもとに第3期計画に明記し、平成29年から創設しました。社会福祉協議会の支援のもと、小中学生が地域の担い手として、自主的な活動を行っています。高齢者や障がい者宅の困りごと支援、地域清掃イベントの企画、サロンのお手伝いなど多岐に亘り活躍し、令和元年度パナソニック教育財団「子どもたちのこころを育む活動」全国大賞を受賞しました。



若い世代から福祉に関わる仕組み



子どもたち自身の成長にもつながっています

公の取組

(1)	市民と行政の相互理解による協働の推進
主な担当課・担い手	政策共創室、社会福祉協議会
内容	・市民と行政の協働・共創によるまちづくりを推進するため、市民協働施策を推進します。 ・市民協働推進委員会や市民協働庁内推進会議において、協働に関する共通認識や相互理解を深める研修等を行い、市民や活動団体と交流しながら、市民協働施策推進体制の強化を図ります。 ・福祉分野だけではなく、まちづくりや産業等多様な分野との連携を強化するため、各種事業を通して、市職員の地域活動への理解を促進します。
(2)	活動の周知啓発
主な担当課・担い手	市民福祉課、政策共創室
内容	・広報誌等により、社会福祉協議会の活動を周知し、地域福祉活動への市民参加を促します。 ・自治会活動等の周知及び加入促進を図るため、広報誌の活用や転入時におけるチラシの配布などの啓発に努めます。

(3)	人権意識の高揚
主な担当課・担い手	人権推進課、生涯学習推進室、こども政策課
内容	・人権を考える市民の集い、ヒューマンライツセミナーや出張講座等の機会を通して、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の人権3法の周知啓発を行い、市民の人権意識の確立と高揚を図ります。 ・市民との協働による啓発講座の開催、女性総合相談事業やDV防止施策事業等により、男女共同参画社会の実現と性の多様性を受け入れる地域社会づくりを推進します。 ・婦人会や青少年指導員等、社会教育団体指導者に対して人権研修を実施します。 ・各団体の活動に則した人権課題を取り上げ、活動の中で人権を考える機会を創出するなど人権意識の高揚を図ります。 ・就学前教育保育施設（保育所・幼稚園等）では、子どもが男女共生、ジェンダー平等への関心を持ち、人権意識の芽生えを育んでいけるような教育保育・環境を日々の生活に取り入れていきます。
(4)	福祉教育の推進
主な担当課・担い手	市民福祉課、介護保険課、健康増進課、学校教育課、生涯学習推進室
内容	・社会福祉協議会や校区（地区）福祉委員会、CSW、社会福祉施設等と連携し、小中学校での福祉出前授業や体験型講座を開催するとともに、子どもと地域の高齢者や障がい者等との交流会を実施するなどの福祉教育を推進します。 ・小・中学校で実施している職業体験学習において、高齢者施設、障がい者支援施設や病院等と連携し、子どもが福祉の現場を経験する機会をつくり、介護や支援について一層の理解を深めます。 ・高齢者施設や障がい者支援施設などを訪問し、交流活動などを通して理解を深め、子ども自身が自分にできることを考え、行動できるようにします。
(5)	自治基本条例の推進
主な担当課・担い手	政策共創室
内容	・自治基本条例の検証や推進について、公募委員を含む「自治基本条例推進委員会」において検討します。

民の取組

(1)	子ども・若者への地域での福祉学習・地域参加の推進 重点
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、ボランティアセンター（社会福祉協議会）
内容	・子ども福祉委員、泉南学寮グリーンサポーター、夏休みボランティアDAY等、子ども・若者が主体的に地域と交流し、地域における支え合い活動の大切さについて学ぶとともに、担い手として役割をもって地域に参画する機会をつくります。
(2)	学校での福祉教育の推進
主な担当課・担い手	ボランティアセンター（社会福祉協議会）、地域包括支援センター
内容	・昔のあそび、昔のくらし等、学校や地域での世代間交流事業を推進します。 ・「福祉」「ボランティア」等をテーマにした授業への出前授業や情報提供等の支援を行います。 ・学校教職員や地域の福祉活動者、当事者など福祉教育に携わる担い手の研鑽や連携づくりに取り組みます。
(3)	地域での市民向け福祉学習の推進
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、専門機関、事業者
内容	・すべての人が、地域の中で生きがいやつながりを持ちながら、自分らしく生活できる環境づくりの大切さを学ぶことができるよう、地域での福祉学習を推進します。



ゼロコロナフレイル^{ゼロ}運動～地域活動の再開へ向けて～

コロナの影響で自宅にいる時間が増えた結果、筋力の低下や地域で学ぶ機会が減少し、体力や気力が低下してしまう状態をコロナフレイルと呼んでいます。

阪南市民全住民のコロナ前の元気を取り戻すため、地域活動者、医師会、介護事業所、社協、包括、行政が協働した取り組みが進んでいます。



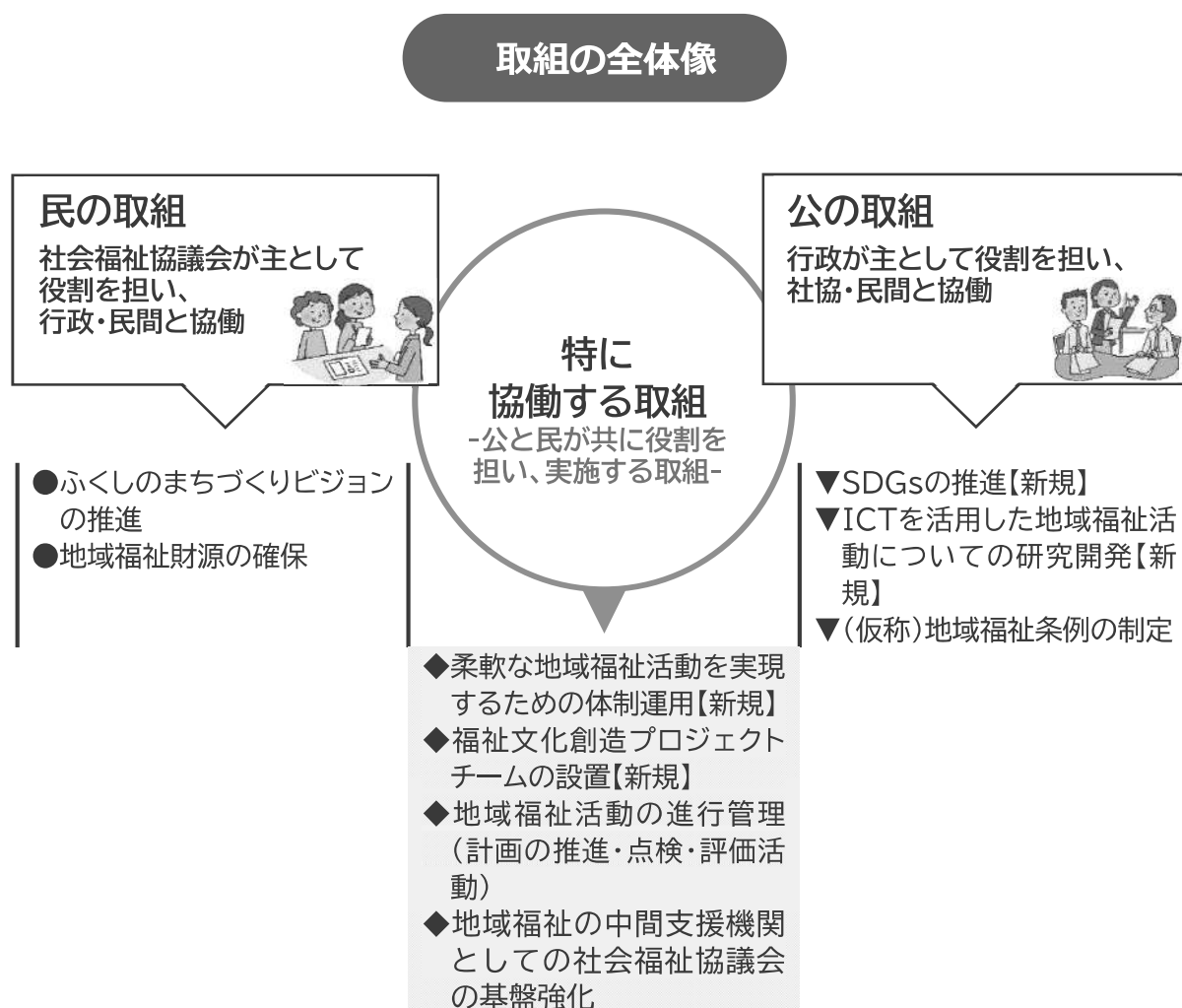
医師や理学療法士、介護福祉士が地域へ出向き、運動習慣づくりや学習会など

基本施策2 計画的・開発的な地域福祉活動の推進

本計画に掲げる「包括的支援体制の構築」を着実に推進するためには、従来の地域福祉計画で取り組んできた事業や活動の点検だけではなく、「地域づくり」「参加支援」「包括的相談支援と多機関協働」のための仕組みが効果的に機能しているか、より本市の実態に即したものに改善の余地はないか、という視点で点検・評価・見直しを図り、開発的かつ柔軟な地域福祉の仕組みを展開していくことが必要です。

そのため、行政と社会福祉協議会は、より柔軟な地域福祉活動を展開するための体制運用に取り組み、地域福祉の着実な推進をめざします。

また、各事業や活動についても、適応性や目標達成度、有効性の観点から点検・評価を行い、かつ、市民の意見の把握・反映等に努め、次年度以降の進行管理及び取組の見直しを行っていきます。



特に協働する取組

(1)	柔軟な地域福祉活動を実現するための体制運用【新規】	
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課 【民】社会福祉協議会	
公と民の役割	・本計画に掲げる「地域づくり」「参加支援」「包括的相談支援と多機関協働」の仕組みが本市の包括的支援の仕組みとして効果的に機能するよう、社会福祉協議会や関係機関と連携して毎年度仕組みの点検・評価・見直しを行います。 ・重層的支援体制整備事業を着実に推進するため、官民の関係機関チームが毎年度事業の点検とそのフィードバックを行い、次年度以降の事業の改善や取組の見直しを行います。	
(2)	福祉文化創造プロジェクトチームの設置【新規】	重点
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課 【民】社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会、各種団体	
公と民の役割	・市民一人ひとりが多様性を認め合い、共生し、福祉を自分の問題として認識して身近な地域で行動していく福祉文化の創造に向けて、子どもや市民、市職員等に対し、体系的なプログラムで地域福祉研修を実施します。	
(3)	地域福祉活動の進行管理（計画の推進・点検・評価活動）	
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課 【民】社会福祉協議会	
公と民の役割	・阪南市地域福祉推進連絡協議会において、計画に基づく事業の進捗状況を把握・点検します。	
(4)	地域福祉の中間支援機関としての社会福祉協議会の基盤強化	
主な担当課・担い手	【公】市民福祉課 【民】社会福祉協議会	
公の役割	・社会福祉協議会が、市民や行政、企業等との協働を推進する等、地域福祉推進の中核として充分機能できるよう支援します。	
民の役割	・事務局の管理体制や財源の確保等、運営基盤の強化を図ります。 ・組織や事業をわかりやすく市民に伝え、市民の信頼と参加を得られるよう努めます。 ・地域福祉推進の中核としての機能が発揮できるよう、適正な人員配置に取り組みます。	

公の取組

(1)	SDGsの推進【新規】
主な担当課・担い手	市民福祉課
内容	・「誰一人取り残さない」インクルーシブな地域共生社会の実現をめざして、SDGsの17の目標のうち特に「3 すべての人に健康と福祉を」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」を目標として、地域福祉施策を推進します。
(2)	ICTを活用した地域福祉活動についての研究開発【新規】
主な担当課・担い手	市民福祉課、介護保険課
内容	・新型コロナウイルス感染症の流行拡大のように、対面でのつながりづくりが困難な状況においても、地域福祉活動が展開できるよう、ICTを活用した先進的な地域福祉活動の事例等について、調査研究を進めます。
(3)	(仮称) 地域福祉条例の制定
主な担当課・担い手	市民福祉課
内容	・共生の地域づくり推進事業を推進する中で、必要に応じて地域福祉条例の策定を検討します。

民の取組

(1)	ふくしのまちづくりビジョンの推進
主な担当課・担い手	社会福祉協議会、校区（地区）福祉委員会
内容	・校区（地区）福祉委員会を中心に地域の様々な団体・個人が参加して「ふくしのまちづくりビジョン」を策定し、随時進捗管理を行います。
(2)	地域福祉財源の確保
主な担当課・担い手	市民福祉課、社会福祉施設、共同募金会
内容	・商工会や障がい者団体等、社会福祉法人等と連携し、地場産業や就労支援事業所等と連携した商品開発や、サービス対価としての有償化の検討等を行います。 ・「地域をつくる市民を応援する共同募金への転換」をめざした改革の方向性に沿って、共同募金運動（赤い羽根運動）をはじめとする寄附を促進する仕組みを検討し、寄附文化の醸成を図ります。 ・遺贈等の新たな寄附の仕組みづくりを進めます。

別章 ふくしのまちづくりビジョン

計画の概要

校区（地区）福祉委員会をはじめとする地域福祉活動は、様々な地域住民の声を反映させながら実施しています。

ふくしのまちづくりビジョンにおいては、福祉委員会はもとより、関わった各種団体や個人が持ち帰り、自分たちの活動や行動に反映させていくことが必要となっています。計画づくりは地域みんなで考え、自分たちのまちの将来のビジョン（夢）を描き、行動に変えていく作業であり、出来上がった計画は私たちのまちの進む方向性を示す指針となります。

この計画では、そういった様々な人と共に現在の活動を見つめ直し、さらに今後5年間の小地域の長期計画を立てていきます。

（１）位置づけ

ふくしのまちづくりビジョンは、第4期阪南市地域福祉推進計画（公民協働策定）の内部計画として策定しています。

（２）計画期間

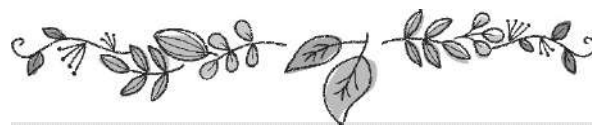
5年間（令和5年4月～令和9年3月まで）

（３）策定主体

各校区（地区）福祉委員会を中心に、地域内のできるだけ幅広い団体や当事者、事業者、個人等が参加し、話し合いを重ね、策定しています。

東鳥取校区

ふくしのまちづくりビジョン（概要版）



1 校区の概況

人口	9,783 人	世帯数	4,269 世帯
14 歳以下人口	1,218 人	65 歳以上人口	2,768 人
／年少人口率	12.5%	／高齢化率	28.3%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

地区内には、鳥取中、自然田1、自然田2、自然田3、自然田4、石田、桑畑さつき台の8つの自治会があります。古くからの街並みに加え、新興住宅地や古くからの地域内の小開発により、新たな世帯が転入してきています。

また、歴史ある神社やお寺があり、伝統ある秋祭り等を通じて、さまざまな世代が交流し、伝統の継承が図られている一方で、新たに加わった一部住民が自治会に加入しない等、新旧住民の交流が課題になることがあります。

地区内には、小学校、公民館等の公共施設がありますが、旧東鳥取小学校跡の活用が地域内でも注目されています。また、スーパーマーケットや商店、飲食店等が点在しますが、高齢の住民にとっては、住まいから商店が少し離れていると買い物に支障があることは、他の校区（地区）と変わらない課題です。



これまでの積み重ね

1. 高齢者部会の活動

- ①独居高齢者誕生月会活動
- ②友愛訪問活動（高齢者施設入所者対象に訪問活動）
- ③くらしの安心ダイヤル活動（拠点から電話の声掛け活動）
- ④いきいき健康教室（阪南市立保健センター協働での介護予防事業）
- ⑤ひとり暮らし高齢者食事会（独居・高齢者世帯対象の食事会）
- ⑥地域リハビリ活動（高齢者施設理学療法士による介護予防活動）
- ⑦ミニデイサービス（高齢者対象にクリスマス会の実施）



2. 子育て部会の活動

- ①世代間交流活動（小学校や幼稚園との世代間交流）
- ②どんぐり文庫運営支援（文庫活動の運営支援）
- ③子育て相談活動（拠点での子育て相談受付）
- ④児童登下校時等安全啓発（旗を作成。協力家庭に配布・掲示）



3. 地域美化部会

- ①「地域美化」啓発活動（まちなか美化活動実施）
- ②ペットの排せつ物の持ち帰りを啓発（啓発する看板を作成・設置）
- ③花壇設置活動への支援（地区内で花壇等の整備を行っている団体への支援）

4. 企画部会

- ①地区福祉委員会・地区ボランティア研修、東寿会との交流事業
- ②認知症の啓発と予防の取組

5. 編集部会

- ①地区福祉委員会だより「話・和・輪」発行に向けた調整

6. その他の活動

- ①福祉委員会役員会・各部会の会議開催
- ②社会福祉協議会事業への参加
- ③地区定期総会の開催（年1回開催）
- ④声かけ見守り活動（小学生登校時に各種団体と協働で声かけ見守り活動）
- ⑤東鳥取まちなかカフェ開催（地区内3カ所で近隣住民を対象として開催）
- ⑥歌う交流センターの開催（拠点で唱歌等を通じた交流活動を実施）
- ⑦いきいき百歳体操の開催
- ⑧スマホ教室、介護者の声の会、私サイズの小物づくり（サロン）



1 福祉委員会活動を知ってもらう

現在、年1回程度東鳥取地区福祉委員会広報紙「話・和・輪」を発行し、福祉委員会活動の周知に努めてきました。

事業によっては、参加者の固定化や参加人数の減少が生じてきていることから、今後は紙媒体だけでなく、SNSの活用など多様なツールを用いて情報を幅広い方々に発信していくことで福祉委員会活動への理解や行事参加を促し、将来の担い手にもつなげたいと思います。

2 誰もがより参加しやすい活動の推進

現在、福祉委員会は、拠点においてカフェやサロン活動、子育て相談活動、住民センターにおいて高齢者の食事会や茶話会等を展開していますが、地区が広いため、開催場所が遠くて参加できない場合もあります。新たに参加していただくための周知や実施についてICTの活用等工夫するとともに、他の福祉委員会で取り組まれていることから学び、将来的には移動支援も含め、誰もが参加しやすい活動の推進を図ります。

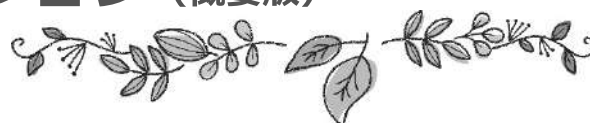
3 各種団体との連携

市内に12ある校区（地区）福祉委員会の中で、最も広いエリアを有し、人口が多い福祉委員会にあたるため、校区（地区）福祉の推進には各種団体や関係者との連携は欠かせません。これまでも、特に地区内の環境美化の整備に係る活動について、積極的に様々な団体との連携を図ってきました。今後も、ごみ収集や花植え活動など積極的な美化運動に努め、美しく住みよい地区を目指して各機関と連携を取っていきたいと思います。

また、要援護者への支援等のマニュアルを作成し、市や社協、各自治会、民生児童委員やCSW等各種団体や関係者とのつながりを大切にしつつ、より連携を推進していきます。

上荘校区

ふくしのまちづくりビジョン（概要版）



1 校区の概況

人口	6,146 人	世帯数	2,913 世帯
14 歳以下人口	704 人	65 歳以上人口	1,897 人
／年少人口率	11.5%	／高齢化率	30.9%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

尾崎駅から山手に広がる本市の中心街に位置する校区であり、市役所、消防署、保健センター等の公署や大型店舗があります。また、古くからの住民と新しい住民が混在した、昔ながらの街並みが残る地域です。



これまでの積み重ね



お弁当、マスク等のお届け



下出公園の花植え



食事会後の世代間交流



あそぼうディ



芋苗植え



餅つき

1 基本方針

上荘校区福祉委員会は、災害時要配慮者（災害時要援護者）をはじめ地域に住まわれる高齢者等に安心・安全の手を差し伸べるとともに、将来の社会を担う子ども達が心身ともに健やかに育つよう「子どもを地域で育む」をひとつの柱として学校や地域での活動を行うことを目的とした事業を行います。

さらには、自治会、地域住民並びに老人会さらには本市内の福祉活動団体との連絡を密にし、支え合う心を高め、地域の安心・安全に努めます。

2 目指すものと取組

目指すもの

みんなでつくる住みよい上荘

(1) 高齢者等の安心・安全の確保

一人暮らしの高齢者、高齢者世帯は、外に出る機会も減少し、人とのかかわりや関係性が希薄になってゆく社会の中で、生活の不安や困りごとを抱える日々が多くなってゆくことを感じざるを得ません。

そのため上荘校区福祉委員会では、高齢者等の不安や困りごと解消の一助となるように安心ダイヤルによる声掛けや茶話会等の行事を行います。

また、市役所、社協等の関係機関と連携を図り事業の充実に努めます。

(2) 子どもを育む

戸外で元気に遊ぶ子ども達の姿を見られることが少なくなってきました。

一方で、交通量の増加や狭い道への車の進入は子ども達を危険にさらしています。また、不審者による事件も他人ごとでは無くなってくる心配も抱えます。こうした状況を無くするため子どもと接する機会を増やし、地域のみなさんとのコミュニケーションを図りながら見守っていきましょう。

(3) 関係機関との連携

新規ボランティア加入者が少なく、会員の減少と高齢化は益々進行しています。こうした状況は事業の継続はもとより、災害時要配慮者等から求められる要望に対応できない状況が生じてきます。

このため、自治会、市・社協の強力な指導により昔の良き環境であった「向こう三軒両隣」にみられるような関係の構築を期待するものであります。

朝日校区朝日地区

ふくしのまちづくりビジョン（概要版）



1 校区の概況

人口	4,623 人	世帯数	2,079 世帯
14 歳以下人口	500 人	65 歳以上人口	1,626 人
／年少人口率	10.8%	／高齢化率	35.2%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

阪和自動車道の阪南インターチェンジがあり、和歌山への車でのアクセスは便利ではありますが、市内中心街への交通アクセスが不便な地域で、勾配が急な住宅においては、買い物や移動の問題があります。

自治会をはじめとする各種団体、朝日校区福祉委員会、また各種サークルや個人などが地域のつながりづくりに取り組んでいます。



これまでの積み重ね

◆グループ援助活動

活動名	頻 度	内 容
高齢者食事会	年 4 回	高齢者を対象とした食事会(状況に合わせ配食に変更)。
いきいきサロン (朝日会)	月 1 回	地域で気軽に集まれるサロン。地域に暮らす高齢者等が和泉鳥取住民センターで交流する。
いきいき健康教室	年 4 回	高齢者を対象に保健センターの協力を得て健康体操、健康講座の実施。
のびのび体操教室	年 12 回	音楽にあわせた体操やゲーム。
YMCA こつこつ ゆうゆう体操教室	年 10 回	高齢者ができるだけ介護を要さず、元気を続けられるよう、ストレッチや頭をつかう体操教室。
世代間交流	随時	はあとり幼稚園や朝日小学校の児童とセタや高齢者食事会等での交流。
ワークセンター ぽけっととの交流	随時	利用者さんと一緒にカラオケ交流会の実施。 作業のお手伝い。
桜ヶ丘サロン	月1回	桜ヶ丘住民センターに於いて地域に暮らす高齢者等が交流をはかる。
えん JOYCOCO モーニングカフェ	月2回	緑ヶ丘住民センターにおいてラジオ体操やボッチャ、モーニングカフェを実施し住民同士の交流をはかる。



市の専門職の方からの健康づくりのお話が聞けるいきいき健康教室



社会状況に合わせて食事会の代わりに配食を実施

『みんなでつくる安心・安全、元気な街づくり』

同じ地域で暮らす者同士が、福祉を増進するため、協力し楽しい活動を目指す。

1 楽しい交流

普段から住民同士がふれあえるよう、身近な場所で世代を超えて、気軽に楽しく集まれる場を設ける。また、会場に出向いて参加することが難しい、高齢者等への行事参加の機会づくりを工夫する。世代間交流も引き続き行い、多世代での交流を図り、将来的な担い手につなげる。

2 暮らし安心

高齢者や障がい者等の要援護者の災害時等に備え、自治会をはじめとした各種団体等と連携を図り、要援護者への平時からの関わりづくりや災害時等の支援を行う。

3 元気な地域

住民が元気で楽しく地域で暮らし続けるために、介護予防教室等が年間を通じて開催されるよう引き続き取り組む。

また、住民が通いやすいよう、身近な場所（各住民センター等）での開催を検討する。

波太校区

ふくしのまちづくりビジョン



1 校区の概況

人口	1,154 人	世帯数	728 世帯
14 歳以下人口	64 人	65 歳以上人口	572 人
／年少人口率	5.5%	／高齢化率	49.6%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

石田住宅と呼ばれる大阪府営の団地群で構成されています。団地が建設された当時から「福祉住宅」という性格をもっています。集会所を拠点に、まちなかサロン・カフェや学生向けの学習支援等、様々な活動を多様な主体が実施しています。



これまでの積み重ね

居場所づくり

5 棟集会所にて、誰もが気軽に集える「ほっとサロンはた」を毎週1回開催。サロンでは、コーヒーだけでなく、季節に応じて抹茶等も提供します。

また、ボランティアさん手作りのお惣菜や農園で採れた新鮮なお野菜も販売。参加者は「サロンでお買い物もできる」と喜ばれています。

サロンでは、障がい者スポーツの「ボッチャ」イベントや専門職による介護予防体操をすることもあり、参加者が楽しめる工夫を毎月行っています。



見守り活動

波太地区独自の見守りとして「ネットワーク台帳」を使った見守りを行っています。登録者は約 300 名。緊急連絡先の把握をするだけでなく登録者への「タオル配り」などで見守りも行っています。



子どもの居場所づくり・学習支援

ボランティアグループ「波太学習方法研究会」が38 棟集会所で学習支援と子ども食堂を行っています。

塾講師や子どもの居場所支援の経験のあるボランティアさんが、一人ひとりに寄り添って学習をサポートしています。



買い物支援・生活支援

自分で品物を見て購入できる「買い物便」の取組を、5 棟集会所前で大阪いずみ市民生活協同組合や株式会社松源と協働で実施しています。

また、福祉的な視点ももった地元の美容室と送迎付きの散髪を行うなど、日常生活の支援を多様な主体が協働しながら実施しています。



『波太地区から孤独死をなくそう！』

1 重点ビジョン

「ほっとサロンをもっと楽しい空間に」

毎週1回開催「ほっとサロンはた」をより魅力的なものにしていくため、防災ゲームや専門職による講演を内容に取り入れるなど、学習の場づくりを進めます。

また、参加者が手芸の先生になるなど、「得意なこと」や「強み」を活かす工夫も考え、誰もが参加できる場づくりを進めていきます。

2 目指すふくしのまちづくり活動

- ①ささいな相談をキャッチできるように、CSWや包括、社協と協働しサロンでの「ほっこり相談」を継続的に実施します。
- ②男性の一人暮らしの方が参加しやすい活動の工夫を続けていきます。
- ③災害時の見守り体制やルールを明確にするため、波太地区の災害対応マニュアルを作成します。
- ④孤独死をなくしていくため、「ネットワーク台帳」と「くらしの安心ダイヤル」の2種類の見守りの仕組みが互いに連携します。



朝日校区山中溪地区

ふくしのまちづくりビジョン（概要版）



1 校区の概況

人口	705 人	世帯数	348 世帯
14 歳以下人口	43 人	65 歳以上人口	288 人
／年少人口率	6.1%	／高齢化率	40.9%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

紀州の本陣跡や文化財の旅籠がある歴史街道です。

公共施設や買い物の施設が市内中心部に集中しているため、生活に不便を招いています。

地理的環境や歴史文化もあり、地元での地域のつながりは強い一方で、山間部にある地域のため、大雨・土砂等による災害の危険性が非常に高い地域です。



これまでの積み重ね

◆グループ援助活動

活動名	頻 度	内 容
高齢者食事会	年 4 回	高齢者を対象とした食事会。
ワークセンターぼけつと料理教室	年 1 回	ぼけつとに関わる人と一緒に料理を楽しむ。
いきいき健康教室	年 4 回	保健センターによる健康体操や健康講座の実施。
いきいき体操	週 1 回	元気を続けるための体操教室。
百歳体操	週 2 回	生活に必要な手足の筋力を鍛え、けがや転倒の予防を図る。
絵手紙教室	年 6 回	一般住民を対象にした絵手紙講座。
歌のサロン	年6回	歌の会の実施。なつかしい音楽に合わせて童謡や唱歌等を歌う。
さくらカフェ	月 1 回	地域に住む様々な人が集い、お話しをして交流できる「居場所」
手芸の会	月 1 回	手芸を通して交流する「居場所」



体操で体を動かすことは介護が必要な状態になることを事前に防ぎます。

『旅は道連れ、世は情け』

「旅では道連れ同士が助け合い、世渡りでは互いに同情をもって仲良くやるのがよい」

（広辞苑より）

同じ時期に同じ地域で暮らす者同士がごく普通に協力し合う、そんな足腰の強い、しなやかさを備えた地域社会の育成を目指す。

1 くらし安心

高齢者等が、日常の安心を得られるよう普段からの支援に努めるとともに、災害時等の非常時においては、地区福祉委員会として可能な支援を行う。誰もが安心して過ごすことができる山中溪にしていくには、どんな支え合い活動が必要か、どのような工夫が必要かアンケート等によりニーズ調査をきっちりとしていく。

2 楽しい交流

住民が協力し合うには、住民相互の交流が有効なことから、世代を超えた多くの人々が、気軽に参加でき、楽しめる様々な交流の場を設ける。

3 新たな連携

地区福祉活動をより効果的なものとするため、自治会や地域包括支援センターをはじめとする地域の各種団体等との連携に努める。

尾崎校区尾崎地区 ふくしのまちづくりビジョン



1 校区の概況

人口	2,645 人	世帯数	1,268 世帯
14 歳以下人口	253 人	65 歳以上人口	836 人
／年少人口率	9.6%	／高齢化率	31.6%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

地理的には市内中心部に近く、南海尾崎駅があり、昔からの街並みが残る地域です。

子どもの遊び場が少ないという地域課題もあり、多様な主体同士が協働した子どもの居場所づくりが求められています。

まちの中心部という利点や伝統的な行事と組み合わせながらの居場所づくり、まちづくりが期待されます。



子ども向け夏まつり

夏には、住民センターを使って「おざきっ子夏まつり」を実施。スライムづくりや流しそうめん等のイベントに子どもから大人まで多くの方が参加しています。



居場所づくり

毎月1回まちなかカフェ「おざきカフェ」を開催し、尾崎地域の人々の憩いの場となるよう運営しています。

また、コロナ禍でもつながりを絶やさないよう、手作りパーティーションを利用するなど、工夫を重ねて活動を続けてきました。



見守り活動

コロナ禍での三密を防ぐ見守り活動の一環として、高齢者の食事会を訪問型の配食に切り替えて実施しました。また、80歳以上の方を対象にカステラを配ることもあります。

久しぶりの再会にみなさん大変喜ばれ、そこでの会話や訪問が安否確認にもつながっています。



世代間交流

地域の歴史を勉強する「町たんけん」や「昔の遊び体験」などの世代間交流を進めています。

また、民生委員や福祉委員による登下校の見守り活動も実施しています。



『夢と希望と笑顔いっぱいのまちづくり』

1 重点ビジョン

「尾崎地区に住むみんなが担い手に」

福祉委員会やボランティアの担い手が高齢化しており、若い世代に担い手になってもらいたいと考える。そのためには、子ども向けのイベントを企画し、子どもの親世代も福祉活動に関心をもってもらおう活動を行っていききたい。

2 目指すふくしのまちづくり活動

- ①C S W等の専門職との連携し、子どもから高齢者までひきこもりを防ぐ活動を進めていきます。
- ②自主防災の意識を高めてまいります。
- ③使わなくなった公共施設や空き家を活用について市役所と検討を進めていきます。



尾崎校区福島地区 ふくしのまちづくりビジョン



1 校区の概況

人口	3,830 人	世帯数	1,904 世帯
14 歳以下人口	369 人	65 歳以上人口	1,331 人
／年少人口率	9.6%	／高齢化率	34.8%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

地理的には泉南市と隣接している地区です。公営・公団住宅地域と工業地域からなっています。福島地区の生活課題として、安心して歩ける歩道が少ないことと公共施設を結ぶ交通手段が不便であることがあげられます。



これまでの積み重ね

見守り活動

安心ダイヤル登録者のうち希望される方には見守り電話を実施。福祉委員が拠点から当番制(火・木・土)で安否確認の電話をしています。

また、「お元気ですか？」と直接、訪問したり、専門職と一体となって見守りが必要な方については CSW 等の専門職情報共有を定期的に行っています。

安心ダイヤル登録者全員の所在が一目でわかるマップを作成し、担当支援者がいつでも対応できるようにファイルで管理しています。



居場所づくり

まちなかカフェを 4 地区の住民センターで地区別開催しています。開催にあたっては他の団体等と協力・協働して実施することもあります。

また、メンズモーニングや一人暮らし高齢者の食事会など多様な居場所づくりが進んでいます。



子どもとのふれあい活動

小学校との世代間交流や子ども NPO はらっぱと協働して子育てサロンを実施しています。

また、通学路における見守りを行っており、子どもへの声掛けを通じて、子ども達の成長を感じられます。



介護予防

健康のため介護予防体操を実施しています。またシニアクラブでは「ボッチャ」を使ったスポーツ交流も行い、いつまでもイキイキと過ごせるための地域づくりも進めています。



『ふれあいの絆で安心・安全のまちづくり』

1 重点ビジョン

「災害時・日常の見守り支援の具体化」

安心ダイヤル登録者ごとの避難場所や避難方法を見える化していきます。また、実際に災害が起きたらどのような流れで支援していくのかをより具体的にシミュレーションしていきます。

2 目指すふくしのまちづくり活動

①CSW等の専門職との連携、協働した日常からの見守り支援を進めます。

②災害時の見守り体制構築及びルール化を進めます。



西鳥取校区

ふくしのまちづくりビジョン



1 校区の概況

人口	3,144 人	世帯数	1,475 世帯
14 歳以下人口	280 人	65 歳以上人口	1,021 人
／年少人口率	8.9%	／高齢化率	32.5%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

鳥取（東西南北）と新町の旧村とシーサイド貝掛から成り、本市でも古い歴史のある地域です。

波の音や土の香りが身近に感じられ、自慢の自然を活かした取組も多く展開されています。地元住民の方々を中心に農家や漁師等が地域活動でも活躍されています。



これまでの積み重ね

居場所づくり

身近な地域で誰もが集えるまちなかカフェ「にしの日カフェ」や映画を観て交流する「日曜映画劇場」が住民センターで実施されています。



見守り活動

西鳥取校区に住む高齢者への見守り活動の一環として、80歳以上の方で希望される方を対象にお祝い品を配布しています。



世代間交流

西鳥取小学校の生徒さんと「もちつき」「昔の遊び」「大根炊き」などの行事で交流しています。

介護予防

健康のため百歳体操を実施している地域もあり、介護予防活動が盛んです。また、オリジナルのぼり旗を作成し介護予防活動のPRにも力をいれています。

農福連携・漁福連携

西鳥取の校区内では畑や田んぼ、漁港などで誰もが集える活動を行っています。

畑では、地域のみんなで野菜を育て、日ごろの情報交換。田んぼでは子どもから高齢者まで障がいのあるなし関係なく交流できるイベントを開催しています。

また、漁港では多様な主体が協働した地域食堂や海イベントを開催しています。



1 重点ビジョン

「子どもの活躍の場づくり」

子どもから大人までみんなが集える居場所づくりと合わせて、子ども自身もボランティア活動や地域活動のお手伝いをするといった活躍の場づくりも進めます。

2 目指すふくしのまちづくり活動

- ①「ボランティア活動は楽しく！」の気持ちを大切に、ボランティアをする側もされる側も関係なくみんなが楽しめる活動を展開していきます。
- ②災害時・平時の見守り体制構築及びルール化を進めます。



舞校区

ふくしのまちづくりビジョン



1 校区の概況

人口	7,220 人	世帯数	3,499 世帯
14 歳以下人口	472 人	65 歳以上人口	3,359 人
／年少人口率	6.5%	／高齢化率	46.5%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

急な坂道が多い地域で高齢化率が年々上昇していることから、高齢者や障がいのある方にとって移動や買い物が深刻な問題となっています。

一方、あたごプラザ（拠点）を中心に多くの住民が福祉活動に参加しており、生活支援活動や居場所づくりを進めています。



これまでの積み重ね

移動支援・生活支援

舞校区では福祉有償運送の資格を福祉委員会で取り移動支援を行っています。

「スーパーに行って自分の手で商品を選びたい」「散髪に行きたい」といった声に答えるため、ほとんど毎日活動。多くの人に喜ばれています。

また、移動支援と合わせて庭の草刈りや電球の交換といった生活支援も行っています。



居場所づくり

身近な地域で誰もが集えるまちなかサロン・カフェ活動が住民センター等で実施されています。



子どもへの支援

夏休みに子ども達が集まり宿題をおこなう「宿題デー」を実施。また「子どもとはっぴいデー」にも参加しています。



介護予防

舞校区独自で健康体操を実施。

また、1人暮らし高齢者食事会でも体操を取り入れ、介護予防を進めています。



『笑顔で挨拶の交わすまち、誰もが安心して
健康に暮らすまちづくり』

1 重点ビジョン

「舞校区 子ども福祉委員の創設」

舞校区で活動する「子ども福祉委員」を立ち上げ、大人と子どもが一緒にまちづくりを進めていきます。

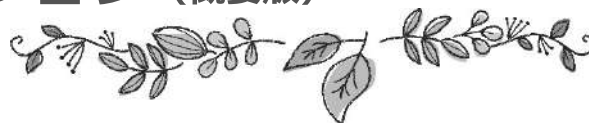
2 目指すふくしのまちづくり活動

- ①多様な主体が協働し、地域の総合力を高めていきます。
- ②障がいや認知症の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ③活動の周知に力を入れ、様々な年齢の方が「ふくし」に関心をもってもらえるよう働きかけます。
- ④朝市やモーニングなどの新たな集いの場づくりや、福祉の相談窓口を設置するといった活動を展開し、安心感のある地域づくりを進めます。



多様な主体が話し合う「舞ミライ会議」
が令和4年度からスタート

下荘校区下荘地区 ふくしのまちづくりビジョン（概要版）



1 校区の概況

人口	3,591 人	世帯数	1,790 世帯
14 歳以下人口	339 人	65 歳以上人口	1,348 人
／年少人口率	9.4%	／高齢化率	37.5%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

下荘地区は歴史的な神社仏閣が残る古くからの農漁村地域と、30～40 年前に丘陵を開発した新興住宅地域とで構成されています。

市内中心部から南西に離れた海や山などの自然に恵まれた地域です。しかしながら、高齢化が進む中、買い物施設等も少なく、様々な生活課題が生じてきています。



これまでの積み重ね

【高齢者分野】

- お元気ですか訪問
- 一人暮らし高齢者等食事会
- 小地域食事会
 - ・貝掛 ・住金 ・万葉台
- こつこつゆうゆう体操教室
- 福祉委員とケアマネージャー等との連携会議

【子ども分野】

- すくすく塾
- 世代間交流
- 登下校児童の見守り活動

【全般】

- まちなかサロン・カフェ
 - ・住金 ・万葉台
- くらしの安心ダイヤル活動
- 美化活動(茶屋川・箱作駅ロータリー)
- 広報誌「こだま」の発行



小学校での世代間交流(昔の暮らし)



すくすく塾



まちなかカフェ(住金住宅)



茶屋川での美化活動

1 困りごとを見逃さずしっかり受け止めるまち

- ・課題を抱えた人を、支援のネットワークにつないでいきます。
- ・地域包括支援センターや地域内の介護福祉事業所等と連携し、支援が必要な対象者等の情報把握に努めます。

2 人と人がつながりあい自分らしく暮らし合えるまち

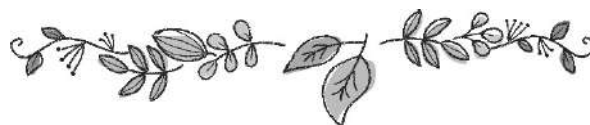
- ・高齢者になっても、障がいがあっても、子育て中でも、その人らしく、いきいきと暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。
- ・自治会や関係団体とともに、「小地域食事会」や「まちなかカフェ」等、より身近な場所での活動を進めていきます。
- ・災害が起こっても要援護者を支え合えるよう、地域の関係団体との連携に努めていきます。
- ・くらしの安心ダイヤル登録者の情報更新や、お元気ですか訪問などを通じ、普段からの見守り活動を行います。

3 様々な団体個人が参加し力を合わせて活動するまち

- ・福祉委員会への参加を促し体制の強化に努めていきます。
- ・福祉委員も高齢化している中、地域の関係団体と積極的に連携・協働しそれぞれの特徴を生かしていきます。
- ・活動面での連携だけでなく、事業のあり方や企画・振り返り等、必要に応じて話し合いの場を設けます。
- ・広報誌等を活用し、多くの住民に活動の意識を広げます。

下荘校区箱作地区

ふくしのまちづくりビジョン（概要版）



1 校区の概況

人口	4,450 人	世帯数	2,106 世帯
14 歳以下人口	355 人	65 歳以上人口	1,723 人
／年少人口率	8.0%	／高齢化率	38.7%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

箱作地区は、西側を岬町と隣接し、北に海、南に山があり、比較的包配のある地域が多くあります。一部の古くからのまちに加え、近年開発された新興住宅地が点在しており、そのほぼ中心に阪南市立下荘小学校（旧日箱作小学校）を据え、地区を南北に分割するように国道26号線が東西に走っています。

また、主要な公共施設（市役所、保健センター、市民病院等）から離れており、それをつなぐ駅までが遠く、食料品や生活用品を購入できる商業施設も限られています。

一方で、ウミボタルが観察できる海水浴場があるせんなん里海公園等、様々な世代が日常的に豊かな自然と接することができる環境にあります。



これまでの積み重ね

【多世代】

○まちなかサロン・カフェ

- ・いずみが丘
- ・東和苑鴻の台
- ・箱の裏

【高齢者分野】

○くらしの安心ダイヤル

○小地域食事会

○のびのび体操教室

【子ども分野】

○登下校児童の見守り

○世代間交流

【地域】

○美化活動(花植え)

【地域の様々な取組】

○いきいき百歳体操



まちなかカフェ(鴻和)



のびのび体操教室(箱の浦)



小学校での世代間交流(なかよしフェスタ)



住民センター等にプランターを設置

『ちょっといい感じの故郷へ』
～心と身体を健康に維持するために～

1 くらしの安心ダイヤル事業のすそ野を広げる活動

災害時に助け合えるための「くらしの安心ダイヤル」事業に、必要な人が登録していただけるよう、事業のすそ野を広げる取り組みを進めます。

2 地域全住民を対象とした活動の企画推進

福祉活動に限られた対象だけにならないよう、全住民を対象に多くの人が関われる活動の企画・推進を行います。

3 身近な地域での居場所づくり・健康づくりの活動

1 か所で集まりにくい地域性を踏まえ、できるだけ身近な地域で気軽に集まれる居場所や健康づくりの活動を広げます。

4 社会や暮らしの課題に対応した福祉活動・学習活動の展開

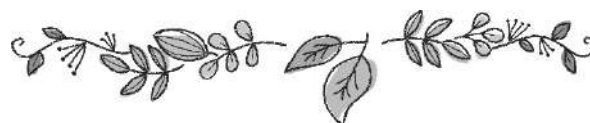
新型コロナウイルス感染拡大や社会情勢の変化など、暮らしを取り巻く状況や課題の変化に対応した柔軟な活動や、地域での暮らしに役立つ学習活動などを進めます。

5 福祉委員の知識アップ研修と活動拠点の確保

拠点確保や委員研修など、福祉委員会の基盤強化を図ります。

桃の木台校区

ふくしのまちづくりビジョン（概要版）



1 校区の概況

人口	4,652 人	世帯数	1,692 世帯
14 歳以下人口	813 人	65 歳以上人口	787 人
／年少人口率	17.5%	／高齢化率	16.9%

令和4年3月末

2 地域類型と特長

平成8年から開発された市内で最も新しい校区です。自然豊かで景観も美しい校区ですが、問題点として校区内に医療機関や公共施設が少ないことが挙げられます。

すべて戸建ての住宅で転入者が継続的にあるため、必要とする人への情報提供や住民同士の交流を進める必要があります。



これまでの積み重ね

◆主な福祉委員会活動

活動名	頻 度	内 容
健口 DE 笑歌～♪	月 1 回	ボランティア講師のアコーディオンで楽しく歌う。
桃の木カフェ	月 1 回	みんなの居場所。コーヒー喫茶や楽しい催し。
ビビッドカフェ	年 6 回	若い世代親子の集いの広場。季節に合わせた催しなど。
ながつきの会	年 1 回	高齢者のお楽しみ交流の場。
チャリティーフェスティバル	年 1 回	全住民を対象とした行事。バザーや出店、催しなど。
プチ・ももっこ	年 6 回	子どもNPOはらっぱと共催。乳幼児や親の交流の場。
子ども福祉委員 「夢かなえ隊」支援	随時	中学生による校区住民の身近な困りごと解決活動を福祉委員会として支える。
いきいき!!百歳体操	月 2 回	介護予防を目的として通年継続した筋力体操。
のびのび体操	年 6 回	市介護予防事業として身近な地域での体操教室。



アコーディオンの音色に合わせて歌う
「健口 DE 笑歌～♪」



クリスマスにひとり暮らし高齢者宅を訪問する
「子ども福祉委員」

1 居場所づくりの充実

- ・若い世代向けは東住民センター、シニア向けは西住民センターなど、地域性に合わせたプログラムを実施します。
- ・幅広い世代が参加できる催しを検討します。
- ・桃の木カフェについて、将来的に、頻度を増やした定期的な開催をめざします。

2 地域の担い手の拡充

○福祉委員

- ・福祉委員の趣旨賛同者を拡充します

○子ども福祉委員

- ・子ども福祉委員「夢かなえ隊」活動を推進します
- ・地域住民向けに活動の周知PRを進めます

3 住民向け学習会・講座の開催

- ・専門職と連携し、介護のこと、健康のことなど、地域住民の関心のあるテーマでの学習会を開催します。

4 地域住民への効果的な情報発信

○広報活動

- ・全戸配布チラシで、福祉委員会活動をPRします

○SNS等の活用

- ・LINE、Instagramなど、世代や対象に合わせて新たな情報発信ツールとして、導入を検討します。

資料編

1 統計からみる本市の現状

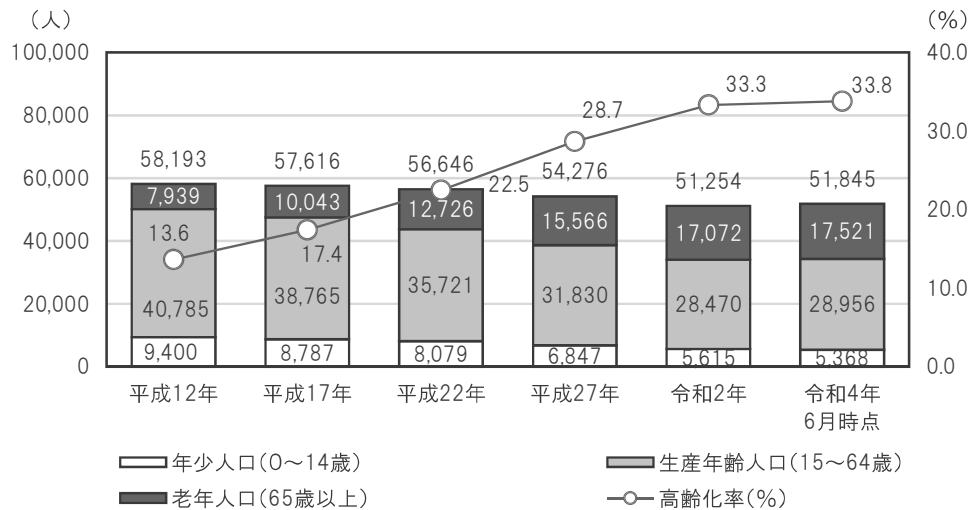
(1) 人口の推移と推計

①年齢3区分別人口の推移

年齢3区分人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は大きく増加しており、令和4年の老年人口は、平成12年の老年人口の約2.2倍となっています。

そのため、高齢化率も上昇し、令和4年における高齢化率は33.8%と、約3人に1人が高齢者となっています。

◆年齢3区分別人口の推移

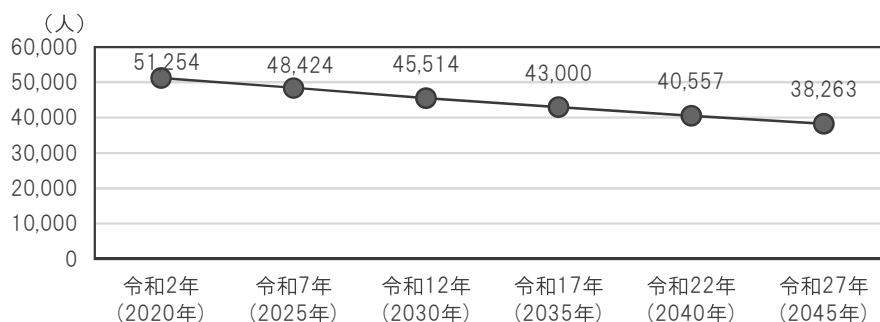


資料:国勢調査(令和4年のみ住民基本台帳人口)

②総人口の将来推計

総人口の将来推計をみると、今後も減少傾向で推移し、令和17年には43,000人、令和27年(2045年)には40,000人を下回ると推計されています。

◆総人口の将来推計



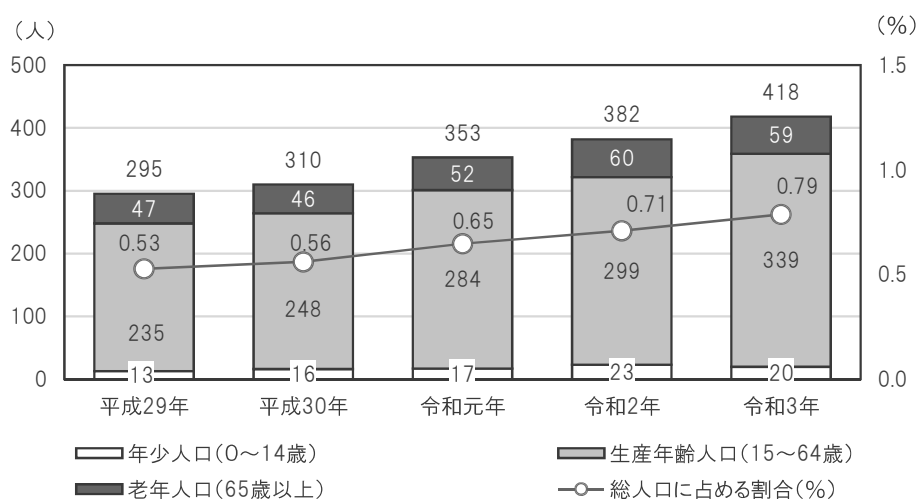
資料:国勢調査(令和2年)、阪南市総合計画(令和7年以降)

③外国人人口の推移

外国人人口の推移をみると、平成29年以降年々増加しており、令和3年には418人と、平成29年の約1.4倍となっています。また、日本人を含む総人口に占める割合も、年々上昇し、令和3年で0.79%となっています。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口は平成29年から令和3年にかけて、104人増加しています。

◆外国人人口の推移



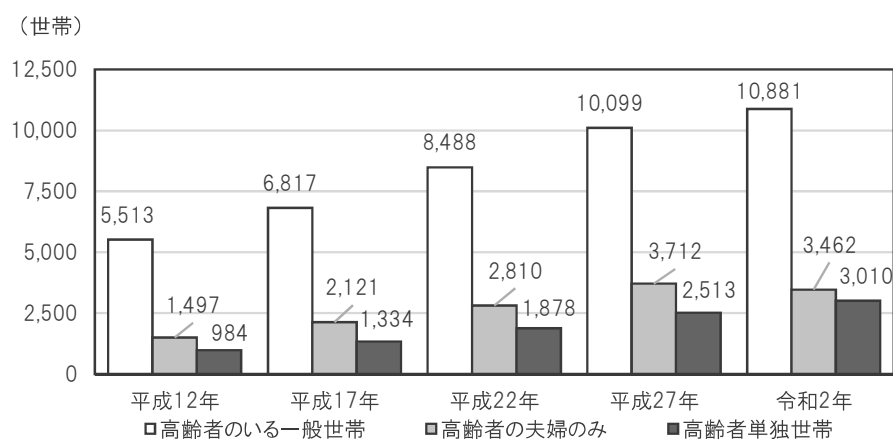
資料：住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

(2) 世帯数の推移

①高齢者のいる世帯数の推移

高齢者のいる一般世帯数は急激に増加しており、平成12年から令和2年で約2倍となっています。中でも、高齢者の夫婦のみの世帯、高齢者単独世帯の増加が激しく、平成12年から令和2年で、高齢者の夫婦のみの世帯は約2.3倍、高齢者単独世帯は約3.1倍となっています。

◆高齢者のいる世帯数の推移

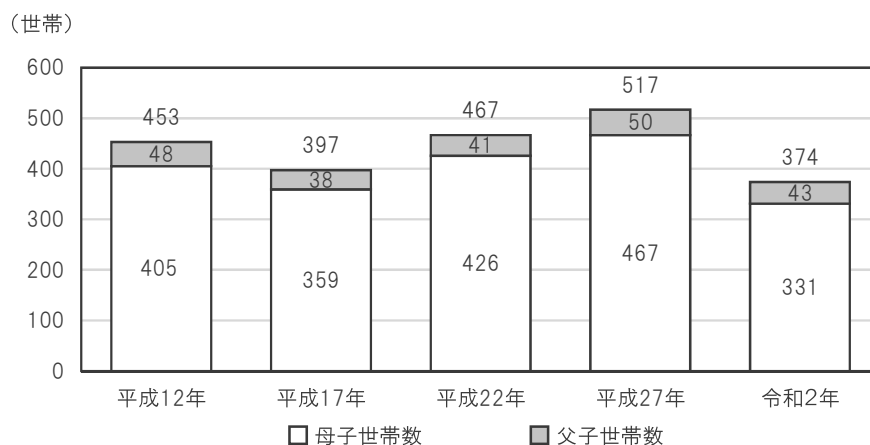


資料：国勢調査

②ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、年によって増減を繰り返しており、平成 27 年には 517 世帯となっており、母子世帯、父子世帯ともに平成 12 年以降最も多く、令和 2 年には 374 世帯と平成 12 年以降最も少なくなっています。

◆ひとり親世帯数の推移



※平成 12 年は未婚の 18 歳未満の子どものいる世帯、平成 17 年以降は未婚の 20 歳未満の子どものいる世帯

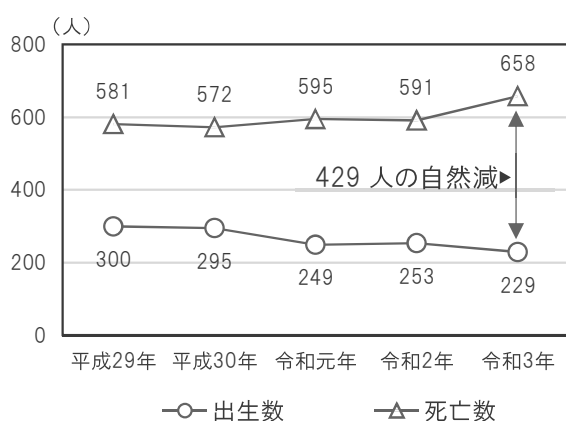
資料:国勢調査

(3) 人口動態

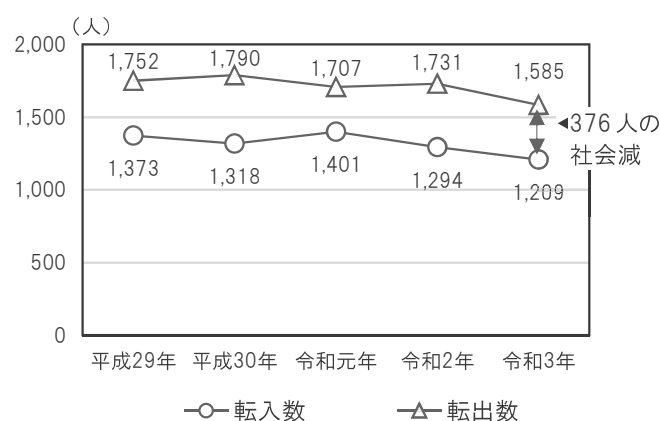
出生数・死亡数の推移をみると、いずれの年も死亡数が出生数を上回る、自然減で推移しています。死亡数は令和 2 年まで 600 人弱で推移し、令和 3 年で 658 人、出生数は年々減少傾向にあり、令和 3 年では 229 人の自然減となっています。

転入数・転出数の推移をみると、いずれの年も転出数が転入数を上回る、社会減で推移しています。転出数は令和 2 年まで 1,700 人台で推移し、令和 3 年で 1,585 人、転入数は令和元年以降減少し、令和 3 年では 376 人の社会減となっています。

◆出生数・死亡数の推移



◆転入数・転出数の推移

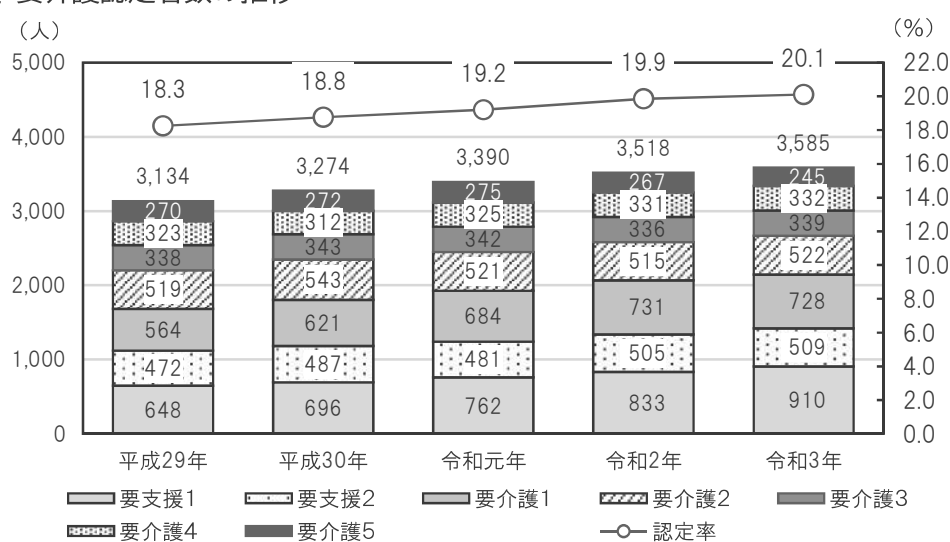


資料:住民基本台帳人口(各年 1 月～12 月の計)

（４）要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると年々増加しており、平成 29 年と令和 3 年を比較すると、要支援 1 が 262 人、要介護 1 が 164 人増加し、要介護 5 は 25 人減少しています。認定率（第 1 号被保険者（65 歳以上）に占める認定者数の割合）は、年々上昇し、令和 3 年で 20.1%となっています。

◆要支援・要介護認定者数の推移

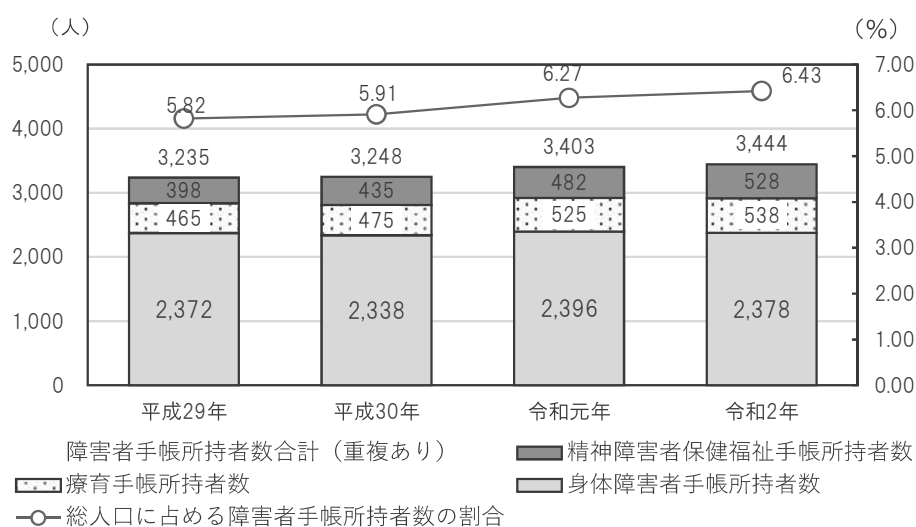


資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末）

（５）障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると年々増加しており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 29 年から令和 2 年にかけて 130 人の増加となっています。総人口に占める手帳所持者の割合も年々上昇しており、令和 2 年では、人口の 6.43%が障害者手帳所持者となっています。

◆障害者手帳所持者数の推移



資料：第 4 次阪南市障がい者基本計画及び第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画

2 アンケート調査からみる現状

本計画の策定にあたり、「地域のつながり」や「日常の困りごと」を把握し、「相談支援」の充実などを図るべく、市民を対象としたアンケート調査を実施しました。

◆調査対象の設定方法：阪南市内在住の18歳以上2,000人より無作為抽出

◆調査方法：郵送による配布・回収

◆調査期間：令和3年5月31日から6月11日まで

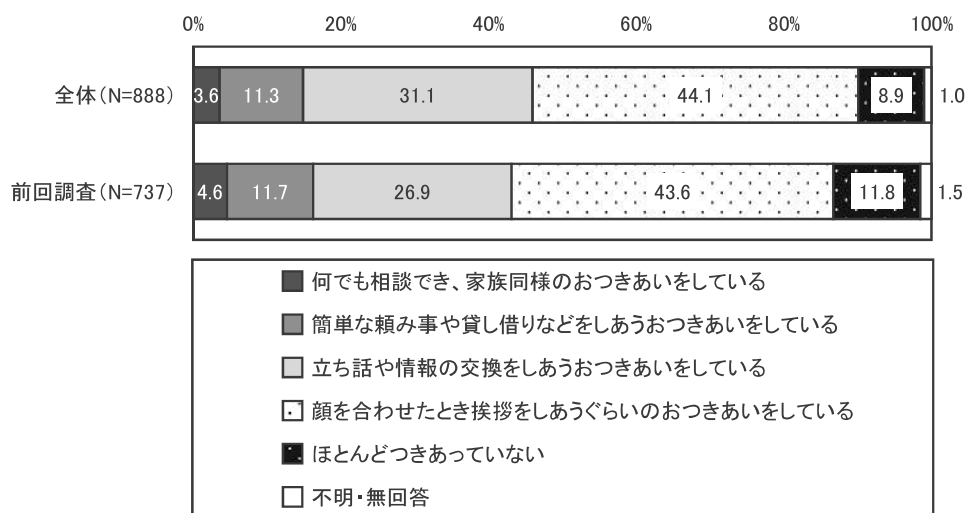
◆回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000 通	888 通	44.4%

(1) ご近所付き合いの程度

近所づきあいの程度については、「顔を合わせたとき挨拶をしあうぐらいのおつきあいをしている」が44.1%と最も高く、次いで「立ち話や情報の交換をしあうおつきあいをしている」が31.1%、となっています。

前回調査と比較すると、「立ち話や情報の交換をしあうおつきあいをしている」が4.2ポイント増加しています。



(2) 必要と思われる市民同士の助け合い活動

必要な市民同士の助け合い活動については、「声かけやあいさつ」が 69.6%と最も高く、次いで「災害時の避難誘導・助け合い」が 42.9%、「見守り・安否確認」が 40.2%となっています。

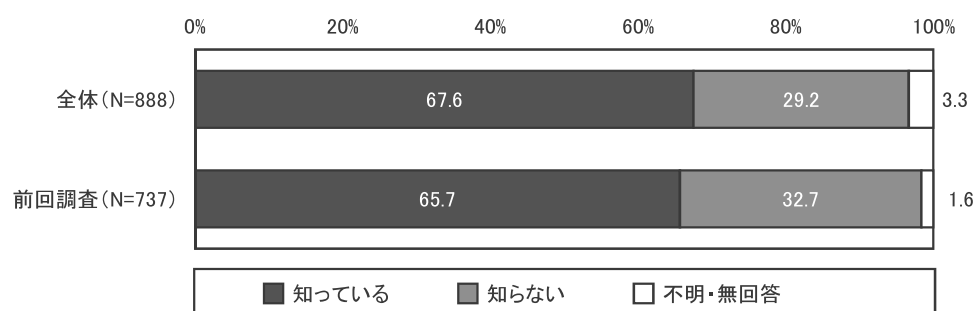
前回調査と比較すると、「見守り・安否確認」が 14.2 ポイント減少しています。

	全体 (N=888)	前回調査 (N=737)
見守り・安否確認	40.2	54.4
声かけやあいさつ	69.6	73.0
サロン・カフェ活動	14.2	17.2
高齢者や障がい者などへの身の回りの手伝い	17.1	20.2
高齢者や障がい者などへの外出支援	16.9	16.6
食事配達サービス	13.0	14.1
買い物に困っている人への買い物支援	25.7	27.5
認知症高齢者への声かけ・見守りなどの支援	25.7	26.2
子どもの預かりや子育ての相談	14.0	18.6
子育て期の親や子との交流	13.7	16.4
障がい者(児)との交流	7.4	8.7
災害時の避難誘導・助け合い	42.9	44.9
防犯活動	35.9	44.6
地域の福祉について話し合う機会をもつ	9.1	10.0
スマートフォンやインターネット回線を活用した活動	10.8	
特になし	4.7	2.4
その他	1.6	0.1
不明・無回答	3.8	2.6

(3) 災害時の避難先の認知度

発災時どこに避難すればいいかを知っているかについては、「知っている」が 67.6%と、「知らない」の 29.2%を上回っています。

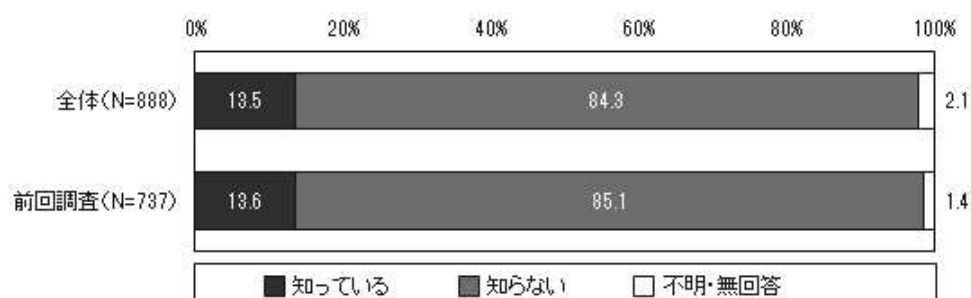
前回調査と比較すると、大きな差異はみられません。



（４）災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）の認知度

災害時要援護者登録制度の認知度については、「知らない」が84.3%と、「知っている」の13.5%を上回っています。

前回調査と比較すると、大きな差異はみられません。



（５）災害時要援護者にできる支援

災害時要援護者にどのような手助けや対応ができるかについては、「安否の確認や情報伝達などの声かけ」が50.8%と最も高く、次いで「避難所での身の回りの世話や声かけ」が40.4%、「避難が必要な要支援者の避難の手助け」が36.7%となっています。

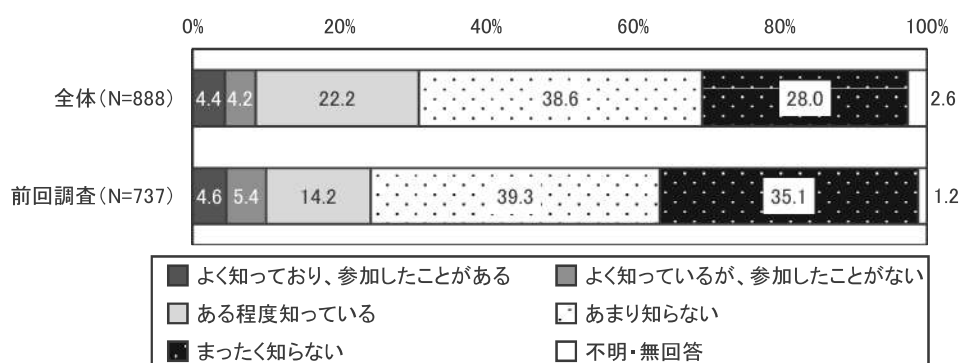
前回調査と比較すると、「避難が必要な要支援者の避難の手助け」が4.7ポイント、「避難所での身の回りの世話や声かけ」が4.6ポイント減少しています。

	全体 (N=888)	前回調査 (N=737)
避難が必要な要支援者の避難の手助け	36.7	41.4
安否の確認や情報伝達などの声かけ	50.8	49.1
避難所での身の回りの世話や声かけ	40.4	45.0
その他	9.2	5.4
不明・無回答	9.8	11.7

（６）校区（地区）福祉委員会（小地域ネットワーク活動）の役割の認知度

校区福祉委員会の役割を知っているかについては、「あまり知らない」が 38.6%と最も高く、次いで「まったく知らない」が 28.0%、「ある程度知っている」が 22.2%となっています。

前回調査と比較すると、「ある程度知っている」が 8.0 ポイント増加しています。



（７）新型コロナウイルス感染症の流行前との暮らしの変化

感染症の流行前との暮らしの変化については、「外出時の制限」が 70.0%と最も高く、次いで「交流機会が減少した」が 40.8%、「運動・スポーツの機会が減少した」が 27.4%となっています。

	全体 (N=888)		全体 (N=888)
収入が減少した	20.3	介護の負担が増加した	3.2
支出が増加した	12.5	地域活動の停滞	17.0
失業した	1.8	文化芸術にふれる機会が減った	27.0
過重労働に陥った	1.9	運動・スポーツの機会が減少した	27.4
働き口がない	2.3	交流機会が減少した	40.8
働き方の変化による負担	8.6	外出時の制限	70.0
健康悪化(身体・精神)	11.7	その他	2.1
学習機会・学力低下	5.0	特にない	8.4
子どもの預け先確保	0.7	不明・無回答	1.7

(8) コロナ禍の状況で大切だと感じたもの・こと

コロナ禍の状況において、大切だと感じたもの・ことについては、「家族の存在」が 62.5%と最も高く、次いで「健康な心身」が 59.5%、「医療」が 50.3%となっています。

	全体 (N=888)			全体 (N=888)
家族の存在	62.5		お金	29.8
友人や知人の存在	27.8		医療	50.3
近所や地域とのつながり	12.7		福祉	6.9
健康な心身	59.5		特にない	2.6
趣味を楽しむ時間	20.9		その他	1.5
睡眠時間	6.4		不明・無回答	1.0

(9) 地域活動や学習・教養活動の参加状況

個人・団体として参加している地域活動や学習・教養活動については、「地域活動に参加していない」が 46.7%と最も高く、次いで「自治会・隣組活動」が 38.0%、「文化・スポーツ活動」が 7.0%となっています。

前回調査と比較すると、「自治会・隣組活動」が 26.6 ポイント減少しています。

	全体 (N=888)		前回調査 (N=737)	
自治会・隣組活動	38.0		64.6	
婦人会等の活動	0.9		0.9	
保護者会・PTA活動	5.6		8.7	
青年団活動	0.9		1.4	
子ども会活動	1.7		2.4	
老人クラブ活動	5.3		4.1	
ボランティア活動	4.8		6.0	
公民館活動	3.2		4.6	
文化・スポーツ活動	7.0		5.8	
消防団・自主防災組織	1.2		0.3	
市民の健康を増進する活動	1.6		1.6	
障がい者等市民の人権を守る活動	0.3		0.3	
環境を保護する活動	0.8		0.5	
青少年を非行等から守る活動	0.1		0.1	
民生委員・児童委員や校区(地区)福祉委員など地域の福祉を豊かにする活動	1.2		1.2	
市民活動やNPO、まちづくりなどの活動	1.4			
その他	0.5		0.5	
地域活動に参加していない	46.7		45.0	
不明・無回答	3.3		3.4	

(10) 地域活動や学習・教養活動に参加できる条件

地域活動や学習・教養活動に参加できる条件については、「そもそも参加するつもりがない」が41.7%と最も高く、次いで「きっかけさえあれば」が26.0%となっています。

前回調査と比較すると、ほとんどの項目において減少しています。

	全体 (N=415)	前回調査 (N=332)
きっかけさえあれば	26.0	35.5
出勤前などの短時間であれば	3.9	4.2
自宅の近くでできることであれば	14.7	22.6
研修を受けられたら	1.7	2.7
近所の人など、顔見知りの人の手伝いであれば	4.6	13.6
近所でない、知らない人の手伝いであれば	1.4	0.6
お金の負担がなければ	9.2	14.5
少しでも報酬がもらえるのであれば	7.0	11.7
そもそも参加するつもりがない	41.7	
その他	8.7	16.6
不明・無回答	3.4	9.3

※選択肢「近所でない、知らない人の手伝いであれば」は前回調査では「近所でない、知らない人の手伝いであれば過去に参加」

(11) 地域活動に参加するうえで、支障になること

地域活動に参加するうえで、支障になることについては、「仕事を持っているので時間がない」が38.4%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」が22.5%、「人間関係がわずらわしい」が19.4%となっています。

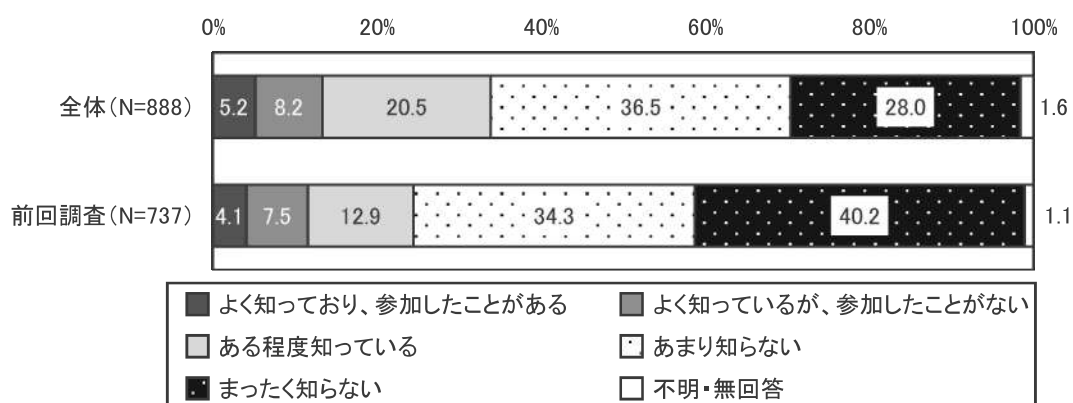
前回調査と比較すると、「仕事を持っているので時間がない」が8.7ポイント減少しています。

	全体 (N=888)	前回調査 (N=737)
仕事を持っているので時間がない	38.4	47.1
家事・育児に忙しくて時間がない	9.7	11.0
家族の支持・理解がない	1.6	0.8
家族のなかに病気の方、要介護者、障がいのある方がいて介護や介助等で時間がない	6.6	6.1
健康や体力に自信がない	22.5	18.6
どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない	17.3	22.5
人間関係がわずらわしい	19.4	14.5
子どもをみてる人や施設がない	1.2	2.4
身近なところに活動の場がない	5.2	5.2
興味のもてる活動が見つからない	17.3	14.2
その他	5.6	2.4
不明・無回答	8.8	10.9

(12) まちなかサロン・まちなかカフェの活動

まちなかサロン・まちなかカフェの活動について知っているかについては、「あまり知らない」が 36.5%と最も高く、次いで「まったく知らない」が 28.0%、「ある程度知っている」が 20.5%となっています。

前回調査と比較すると、「まったく知らない」が 12.2 ポイント減少しています。



(13) 希望する活動の拠点

活動の拠点としてどのようなところを活用するのがよいかについては、「住民センター・集会所」が 57.5%と最も高く、次いで「公民館等の社会教育施設」が 10.5%、「小・中学校」が 6.9%となっています。

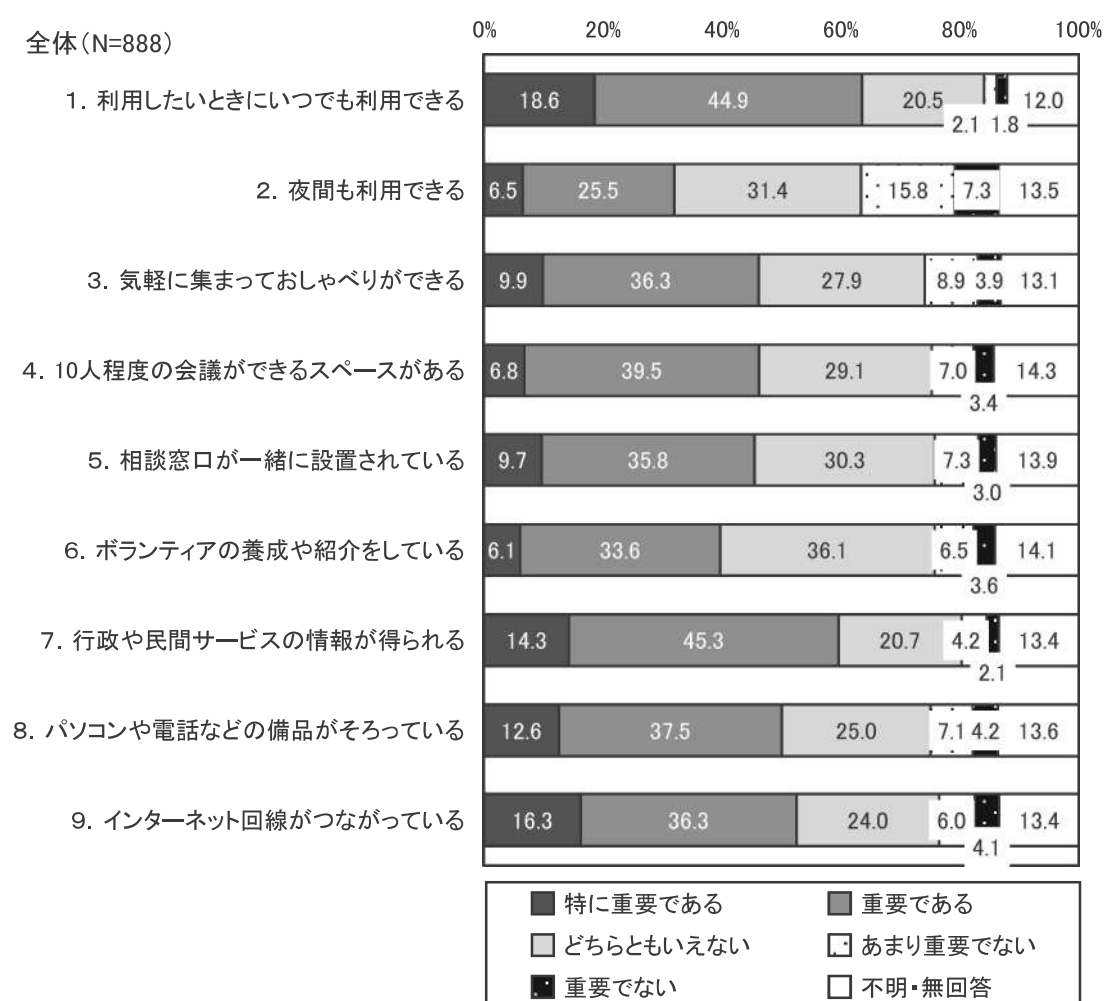
前回調査と比較すると、「住民センター・集会所」が 10.7 ポイント増加しています。

	全体 (N=888)	前回調査 (N=267)
住民センター・集会所	57.5	46.8
保育所(園)・幼稚園	1.2	1.1
小・中学校	6.9	10.9
介護保険関係施設	1.7	0.4
障がい者福祉関係施設	0.6	0.7
空き家・空き部屋	5.0	3.7
商店街の空き店舗	1.5	3.0
公民館等の社会教育施設	10.5	17.2
その他の公共施設	3.7	1.9
その他	3.0	3.4
不明・無回答	8.4	10.9

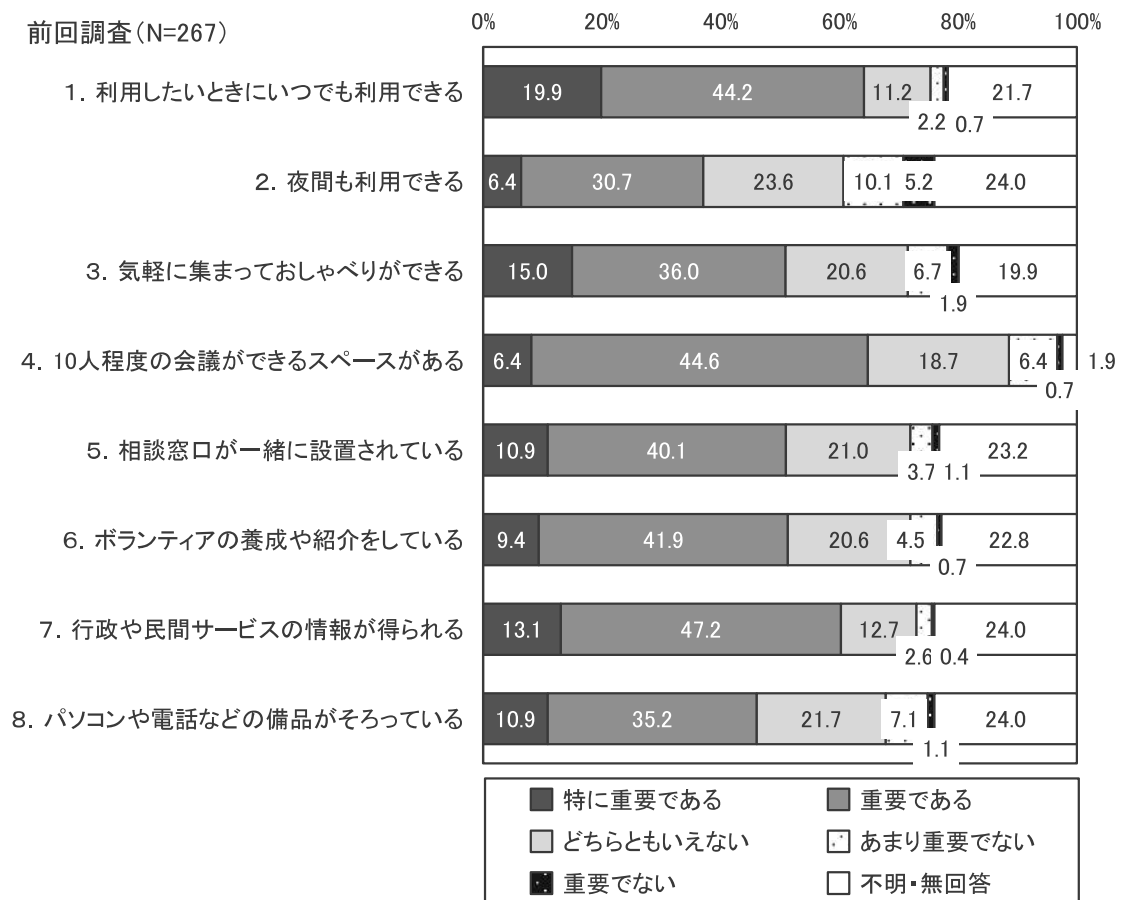
(14) 地域活動やボランティア活動の拠点の条件

小学校区での地域活動やボランティア活動の拠点としてどのような条件が望ましいと思うかについては、「1. 利用したいときにいつでも利用できる」、「7. 行政や民間サービスの情報が得られる」で『重要』（「特に重要である」と「重要である」を合わせたもの）が高くなっています。

前回調査と比較すると、「6. ボランティアの養成や紹介をしている」で『重要』が11.6ポイント減少しています。



【前回調査】

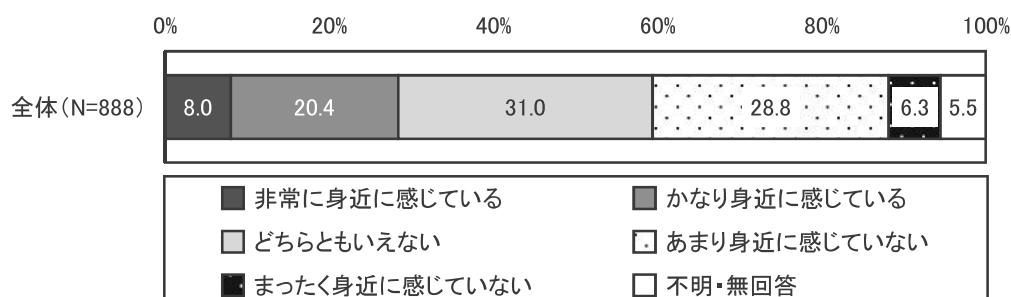


※前回調査は、問『市民が地域活動やボランティア活動をするために、どのような支援が必要だと思いますか』で、選択肢「活動の拠点となる場所の提供」を選んだ方の回答

※利用条件「9. インターネット回線がつながっている」は今回調査のみの選択肢

(15) 「人権」という事をどの程度身近に感じられるか

人権という事をどの程度身近に感じられるかについては、「どちらともいえない」が31.0%と最も高く、次いで「あまり身近に感じていない」が28.8%、「かなり身近に感じている」が20.4%となっています。



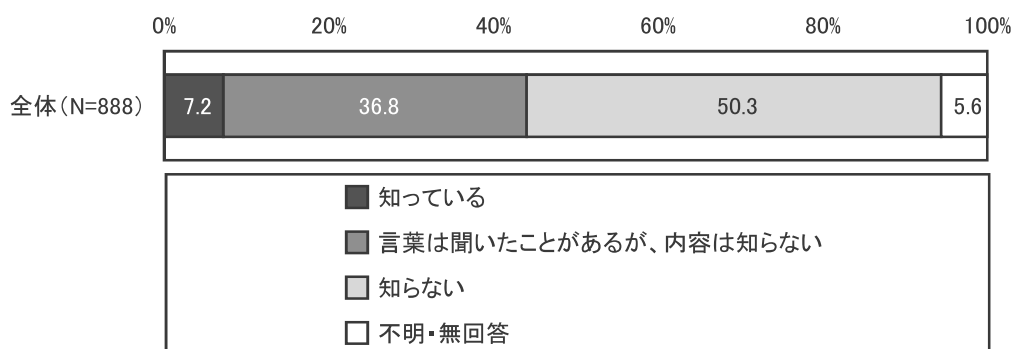
(16) 関心のある人権問題

関心のある人権にかかわる問題については、「新型コロナウイルスに感染した人や医療従事者に関する問題」が47.9%と最も高く、次いで「高齢者に関する問題」が40.9%、「インターネットによる人権侵害の問題」が37.3%となっています。

	全体 (N=888)
女性に関する問題	28.7
子どもに関する問題	30.7
高齢者に関する問題	40.9
障がいのある人に関する問題	35.1
外国籍住民に関する問題	15.4
部落差別(同和問題)に関する問題	12.3
アイヌの人々に関する問題	4.5
刑を終えて出所した人に関する問題	8.3
犯罪被害者に関する問題	13.6
エイズ患者・HIV(エイズウイルス)感染者に関する問題	4.4
ハンセン病患者・回復者に関する問題	4.1
インターネットによる人権侵害の問題	37.3
ホームレスに関する問題	6.4
性的マイノリティに関する問題	12.8
新型コロナウイルスに感染した人や医療従事者に関する問題	47.9
その他	2.7
不明・無回答	7.7

(17) 「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」の認知度

再犯の防止等の推進に関する法律を施行し、再犯防止を推進していることを知っているかについては、「知らない」が50.3%と最も高く、次いで「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が36.8%、「知っている」が7.2%となっています。



(18) 刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるように支援すること

刑務所や少年院を出た人が円滑に社会復帰できるように支援することへの考えについては、「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が39.1%と最も高く、次いで「市役所など行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が33.1%、「一般住民として生活できるよう事業所や市民への啓発が必要だ」が30.2%となっています。

	全体 (N=888)
住民の協力を得て社会全体として積極的に支援すべきだ	24.0
市役所など行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ	33.1
少年院からの出所や認知症・障がいのある人の出所については積極的に支援すべきだ	18.4
一般住民として生活できるよう事業所や市民への啓発が必要だ	30.2
地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ	39.1
特別な支援や配慮は必要ない	7.2
関心がない	6.6
その他	3.2
不明・無回答	5.5

3 福祉関係団体ヒアリング、作業委員会ご意見からみる現状

福祉に関わる活動を展開している市内 11 団体の日頃の活動状況や活動上の課題等について把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的に、福祉関係団体ヒアリングを実施しました。

本計画の策定にあたって開催している地域福祉推進作業委員会からのご意見と併せて、キーワードを抽出し、概要をまとめています。

引きこもり	8050世帯
●情報キャッチ ・虐待、孤独死のケースが見えにくい。地域と専門職とのより一層の連携、話し合う場づくりが必要。 ・近所づきあいも必要 ・幼少期からのケア ●居場所、出口づくり ・支援団体を含めた支援体制の周知	●情報キャッチ ・課題を見つけるためにも身近な地域での相談窓口（まちなかほっこり相談）の充実 ・地域の見守り ●モノの多い世帯 ・8050 問題を抱えている可能性が高い。 ⇒積極的な介入が必要
認知症・介護予防	買い物支援・移動支援
●当事者の活躍 ・地域とのつながり作り。 ・仲間意識を持ってもらい、福祉委員会と当事者が一緒に何か関わりを持つことができれば互いに分かり合える。 ・相談する側ではなく、相談を受ける側になれる場所があればいい。 ●介護予防 ・身近な地域で開催する体操への参加者が増えている。	●買い物支援・生活支援 ・「生協」や「とくし丸」などの移動スーパーとの協働 ・身近なエリアでのニーズ調査が大切。そこから支援の輪がひろがっていく。 ・地域からの支援ニーズがある。障がいがある人への生活支援や見守り活動も大切。 ・注文や買ったものを届ける等の支援を地域でできればよい。 ●移動支援 ・免許を手放した後の代替え手段が課題 ・交通が不便で、コミュニティバスを増便するなど便利にしてほしい ・公共交通のあり方を議論する際、福祉側の意見を反映させる必要がある。 ・総合事業で市民が主体となった支援の主な対象者は要支援の方だが、要介護者や身体障がいのある人も必要とされている声をよく聞く。障がいのある方等を支援しても総合事業の補助金対象にもなるよう市も検討してほしい。 ・移動支援は市街地にもニーズがある。高齢者にとって隣の住民センターでも遠い。 ・有償ボランティアによる支援。 ⇒対象者が増え、限界が近づいている。
多世代・居場所	
●高齢者だけでなく多世代 ・カフェに障がい者、子ども、高齢者が参加している。障がい者は一般の喫茶店に行きにくいので貴重な場になっている。もっと市内に広がれば。 ・祭りなどイベントを利用 ●居場所づくり ・身近な場所での開催で来る人が増えた活動だけでなく、行きたいと思える学習の場も必要 ・子どもの居場所づくりも必要。子ども食堂等。 ・男性の独居高齢者の増加から男性の居場所の必要性。若い世代との交流。 ・コロナ禍でカフェ等の実施が出来ず。ほっこり相談だけでも実施できれば。	

若い世代のまちづくり	子どもの参加
●30 歳代～50 歳代がターゲット ・自治会に 40～50 代の役員もいて活動に協力的。出産祝い金などを渡し若い世代とつながるようにしている自治会もある。つながれば多世代で活動できる。地域を挙げてイベントが出来れば若い世代の意見も聞ける。 ・ボランティア活動に繋がる活動 ・同じメンバーばかりでなく、新しい人への声掛け ●楽しい要素 ・農作業・漁業などこれまで福祉とつながることの少なかった「まちおこし」の活動とも連携していく ・やぐらの文化と福祉活動がうまく連携できれば。 ・スケートボードができる場所やドローンの学校などをつくる。	●子ども福祉委員 ・子ども福祉委員は地域の高齢者からも「助かっている」の声あり ・子ども福祉委員活動に、もっと校区福祉委員会も協働していこう ・ボランティア学習としても有意義。ぜひ続けていきたい。 ・クラブ活動や教育カリキュラムへの組み込み等、学校教育からの支援が必要。 ・子ども福祉委員会を立ち上げたい ●子どもの地域活動参加・学習 ・学校を巻き込んだ活動 ・子どもへの支援(子ども食堂など)、関わりに力を入れてほしい。 ・障がいのある人との関わりが持てるように小学校から手話などのカリキュラムを組んでもらえたら良い。 ・子どもとの交流として昔の遊びやモノづくりなどの行事や、逆にダンスなど子どもたちが得意なことを教えてもらう機会を作りたい。 ・拠点の壁画づくりや拠点を使った子どもの居場所づくりを考えたい。 ・子ども福祉員など早くからボランティア活動に参加することも必要。 ・家族みんなで参加できるイベント
拠点	コロナ禍・孤立
●空き家、住民センター、統廃合跡地など ・使われていない住民センターを福祉委員会の拠点として使いたい ・小学校跡地を福祉活動の拠点にできないか。 ・常時あいていて、相談や活動ができる拠点がほしい。 ・住民センターを地域へ委譲する方法は維持費、管理費がネック。行政も一緒に考えていかなければならない。 ・閉鎖した住民センターや幼稚園、廃校の跡地を活用できるようにしてほしい。団体に貸し出してほしい。 ・廃校等を活用する場合の財政面の課題、耐震・基準の変化をどうクリアするか。 ・福祉委員会の活動も広がりを見せているため、事業ごとに拠点づくりをすることも検討 ・いつでも気軽に集まれる活動拠点として利用したい。 ・空き家については、所有者との交渉等が難しい。	●今後の活動のあり方 ・対面型のイベントの開催が難しい。大人数が集まることも難しい。 ・新しいことを始めるよりも、現在止まっていることや達成できていないことを整理して、取り組む。 ・イベントの開催方法の検討 ・孤立しがちな高齢者に情報を届けるシステムづくり。“声掛けパートナー”。情報をポストに入れるだけでも良い。つながりレターや包括通信など、社協の動きとも協働していきたい。 ・地域のつながりを絶やさないということは大切にしながら、コロナ禍やコロナ終息後の活動を見据えて活動する必要がある。 ●孤立 ・狭間にある人をどう見つけるか。近所のことをよく知る住民を巻き込みたい ・社協・包括・CSW の支援の対象となる人をもっと市役所が見つける動きが大切。 ・コロナで活動が減り、「寂しい」という声を聞く。
相談支援	
●市民と専門職のつながり ・相談窓口が増えて分かりづらい。今後は活動者が学習し、一般の人に周知する役割を担おう ・専門職が、地域活動を理解していないと感じる ・福祉委員とケアマネの意見交換会を定例で実施でき、情報共有が進んだ。こういう場は必要。	

地域組織の課題

●担い手不足

- ・校区福祉委員会における次の担い手をどう作っていくか。現実を踏まえたうえで何か対策を考える必要がある。
- ・各団体の活動者の顔が同じ。新たな担い手をどう見つけるか
- ・担い手発掘のためには、活動の可視化、周知が大事
- ・若い人々を活動に巻き込むには有償ボランティアを考える時代にきている。
- ・若い人を巻き込むための仕掛けが必要。
- ・土・日・祝日等ピンポイントの活動なら参加してもらえるかもしれない。

●団体間連携

- ・老人クラブが活発なところは福祉委員会活動を役割を分けると良い
- ・民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティアが連携した見守り体制が必要

●組織課題・新たな組織の検討

- ・自治会への加入の促進。自治会も魅力ある組織になればいい。
- ・老人クラブ、自治会の脱退が増えている。役の負担。負担を背負い合う意識が薄れている。
- ・将来の福祉委員会そのものの存在がどうなっているかの不安が大きい状況で、新たな活動の拡充は難しいと感じる。
- ・福祉委員会の加入者も減っている。10 年後の福祉委員会がイメージできない。次の担い手が不足。仕事に出ている人が多く活動に参加してもらえない。
- ・各自治会に福祉委員やボランティアがおらず、内情がわからないので関わりにくい。

災害

●くらしの安心ダイヤル

- ・「日頃の見守り」という意味で、役割を果たしている。
- ・高齢化が進み、登録者数が増えると、民生委員等の負担が大きくなる。
- ・この制度が地域任せになっていないか。民生委員の負担を感じる。
- ・自力で避難できない人をどう把握するか

●地域での防災活動

- ・必要であるという認識は高いが、自主防災組織にまで体制を整えるのは、難しい。
- ・自主防災組織が大切。組織があれば避難訓練等の実施がしやすい。
- ・地域ごとの災害時対応マニュアルが必要ではないか。
- ・自治会、民生委員・児童委員、福祉委員が互いに連携した安否確認の体制づくりが必要。
- ・前もって避難できるような体制づくりが必要。

●個別避難計画

- ・安心ダイヤルに登録されている方のそれぞれの避難計画が必要ではないか。
- ・避難する際、福祉避難所が良いのか学校等の避難所が良いのか一人一人合う合わないがあると思う。把握することが大切。
- ・高齢者の福祉施設への避難について、協定や契約を交わし避難しやすいようにしてほしい。

4 第3期計画の評価と課題まとめ

第3期計画の内容を振り返り、各基本目標に対する具体的な取組内容の進捗や成果、課題を取りまとめ、本計画を策定する上での課題を以下のとおり整理しました。

基本目標1 “話し合いのススメ” ～様々な人が話し合う機会・場の充実～

基本目標1 “話し合いのススメ” では、公民協働の取組として課題別プロジェクトチームを設置しました。また、市民と市役所の協働によるまちづくりや自治会など地域住民組織への活動支援、校区（地区）福祉委員会の設置・運営と基盤強化などに取り組んできました。

アンケート調査結果	○ご近所づきあいの程度については、前回調査と同程度。 ○良好な関係性を近隣住民と築いている場合、いざというときに手助けしてくれる人がいる、情報・制度について知っていることが多いなど、安心した地域生活につながっている傾向。引き続き地域のつながりづくりを進めていくことが重要。
作業委員会でのご意見	○「相談しづらい」と感じている当事者や家族がつながりを持てる場の重要性。 ○本市の自然を生かした場や、ボランティア活動など役に立てる場、自分の好きなことに気づいたり、人とのつながりが大事に思える、あらゆる参加の場があることも重要。

基本目標2 “日常時も災害時にも安心なまち”

～要介護者を把握し共に助け合える体制づくり～

基本目標2 “日常時も災害時にも安心なまち” では、くらしの安心ダイヤル事業（災害時要援護者登録制度）の推進について重点的に取り組みました。そのほか、個別支援計画の策定や自主防災組織の設立・育成の支援、防災意識の高揚により災害時における支援体制の整備を図り、防犯対策や交通安全対策の充実などに取り組んできました。

アンケート調査結果	○全体の7割近くが災害時の避難先を知っていると回答。前回調査と同程度。 ○災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）の認知度は、前回同様依然として低い状況。より丁寧な周知が必要。
作業委員会でのご意見	○地域内で指揮を執る役割の方に30歳代～50歳代が少なく、高齢化が進む。リーダーシップのある方を発掘することが必要。 ○日頃の付き合いが大切なのは大前提。その上で、行政、専門職や団体、福祉委員等の役割を整理し、要配慮者を支援していくことが大事。 ○ケアマネ等専門職と活動者の連携も必要。

基本目標3 “つなぐ、つながる”

～困りごとを受け止め支え合う地域福祉のネットワークづくり～

基本目標3 “つなぐ、つながる” では、重点事業として小地域ネットワーク活動事業の推進やC S Wの配置、介護予防・日常生活支援総合事業の実施、生活困窮者自立支援の推進などに取り組み、地域福祉のネットワークの構築を推進しました。

アンケート調査結果	○校区福祉委員会の認知度は、前回調査よりも上昇。一方で、認知度には地区ごとで差が生じており、引き続き地域への浸透に取り組んでいくことが重要。 ○コロナ禍を通じて、生活で大切だと認識したこととして「近所や地域のつながり」「福祉」の回答は特に低い。 ○自助だけでなく近所や地域とのつながりによる互助・共助をうまく機能させていくためにも、コロナ禍でもつながり、共に活動することのできる新しい活動のあり方を検討していくことが重要。
作業委員会でのご意見	○民生委員等の地域の要となる人同士がつながってもらうことが必要。ケアマネ等の関係機関等との集まりが定期的に持てたら良い。 ○自治会や隣組に入りたがらない市民がいるという現状を理解した上で、課題が生じた際にどうアプローチをするか、検討が必要。

基本目標4 “みんなが担い手に” ～地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり～

基本目標4 “みんなが担い手に” では、買いもの支援推進事業や様々な世代や男性が参加できる地域福祉活動の場づくりなどに取り組んできました。また、地域活動の継続のために市民活動センターによるボランティアやN P O、当事者団体への支援を行いました。

アンケート調査結果	○健康や体力に自信がないことが参加の支障となるなど、活動参加者の高齢化が影響している。人間関係がわずらわしいと活動自体を忌避する回答が前回よりも高い。 ○一人ひとりの能力や価値観、ライフスタイルの尊重は前提としつつ、地域福祉の重要性の浸透と、一人ひとりができる範囲で取り組めるような活動のあり方について検討が必要。
作業委員会でのご意見	○定年後も就労を続ける人が多く、地域活動への参加が難しく、自治会も限界。働きながら地域活動できるよう負担を減らすことが大事。 ○より若い世代や外国籍市民など、次世代の担い手・子どもや親世代の地域参加が重要。

基本目標5 “出会う・過ごす・活躍する” ～より身近な多機能型の居場所づくり～

基本目標5 “出会う・過ごす・活躍する” では、まちなかサロン・まちなかカフェ推進に対して支援しました。より身近な多機能型の居場所づくりのため、公共施設や空き家など既存施設の有効活用、校区（地区）福祉委員会の拠点確保などに取り組み、一人ひとりの個性が輝く居場所づくりの充実を図りました。

アンケート調査結果	○まちなかサロン・まちなかカフェの認知度が、前回調査よりも上昇。 ○活動の拠点として、住民センターや集会所を使用すべきであるという意見が前回調査よりも多い。拠点に求める条件として、利用したいときにいつでも利用できる、サービスの情報が得られるという回答が特に多い。 ○地域の身近な場所で、活動と情報入手が気軽にできる環境づくりがより一層求められている。
作業委員会でのご意見	○ある居場所は、様々な属性の人を受け入れていて、場の活性化にもつながっている。いろんな特技をもった人が活躍できる場が増えればいい。 ○手話カフェは市外からの参加も多い。障がいのある人の居場所は、今とても求められているように感じる。 ○「ほっこり相談」など、カフェ等の場に行政が参加することで、市役所を訪ねてまでは相談しにくい、漠然とした不安も気軽に相談でき、実際の支援につながった。

基本目標6 “「他人事」から「私事」に” ～『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり～

基本目標6 “「他人事」から「私事」に” では、福祉出前授業や体験型講座などを実施し、福祉教育を推進しました。また、障がいを理由とする差別解消の推進、人権啓発・人権学習の推進などに取り組み、人権意識の高揚を図りました。

アンケート調査結果	○人権問題については、全体の3割弱の方が身近に感じると回答。特に関心のある分野として、新型コロナウイルスに関する人権問題、高齢者・障がい者の人権問題、インターネットによる人権問題が挙がる。 ○「刑を終えて出所した人に関する問題」や「犯罪被害者に関する問題」など、地域の理解や福祉的支援を必要とする人権問題に対しての関心は低い傾向。地域社会の理解と協力を得られるよう、広報・啓発の推進が必要。
作業委員会でのご意見	○ボランティア前後の感想で、「自分事」として捉えている回答が増加するというデータがある。(当事者として)体験してみることが最も効果的。 ○少年院ボランティアや子ども福祉委員等、ボランティアを通して、他者に対する自分の行動に対し、「ありがとう」という気持ちが言葉や態度で返ってくる経験は、人生の1つのステップになる。

5 阪南市重層的支援体制整備事業実施計画の詳細

※阪南市重層的支援体制整備事業実施計画の詳細に記載のある事業所は令和5年3月31日時点となります。

1 重層的支援体制整備事業の実施方針・体制

重層的支援体制整備事業では、身近な拠点の設置とアウトリーチ活動による相談、多機関による包括的な相談支援、市民が主体的に地域の課題を解決するためのつながり力の向上のための参加支援と地域づくりをしていきます。

各事業の実施体制は下記のとおりです。これらの事業は個別に行うのではなく、「第2章 2 阪南市の包括的な支援体制の仕組み」に示す本市の包括的支援体制の中で、一体的に展開します。

(1) 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

各分野の相談支援事業について、現行の相談体制を維持し連携を図り、各相談機関が分野を越えた断らない相談支援に取り組みます。

◆実施体制

主な対象	事業	相談支援機関・窓口(主な圏域)	設置数	設置形態 運営形態	
高齢者	地域包括支援センター	社会医療法人生長会(尾崎・東鳥取)	1	基本型	委託
		社会福祉法人阪南市社会福祉協議会 (西鳥取・下荘)	1	基本型	委託
障がい者	相談支援事業	基幹相談支援センター(市内全域): 健康福祉部市民福祉課	1	基本型	直営
		障害者相談支援事業(市内全域): 社会福祉法人日本ヘレンケラー財団	1	基本型	委託
子ども・保護者	利用者支援事業	母子保健型(市内全域): 健康福祉部健康増進課	1	基本型	直営
生活困窮者	自立相談支援事業	自立相談支援機関: 社会福祉法人阪南市社会福祉協議会	1	基本型	委託

（２）参加支援事業（同項第２号）

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行い、多様な社会参加の実現をめざします。

◆コーディネート機能を担う体制

担当機関	実施方法
市民福祉課 各包括的相談支援 事業及びまつのき 園障害者相談支援 事業	[相談支援の流れ] 相談受付→プラン作成→重層的支援会議(対象者の決定)→支援→終結※つながった先との関係性が安定時 [取組] ①利用者ニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング ②社会参加に向けた支援メニュー開拓 ③利用者への定着支援、受け入れ先(企業等)へのフォローアップ等 ④プラットフォーム等中間支援組織への協力

◆参加支援を行う際に利用可能な社会資源、想定される連携先

- ・地域活動支援センターまつのき園(地域活動支援センター:受け入れ先)
- ・ひきこもり・地域の居場所づくり支援 草の根ネットワーク(プラットフォーム:中間支援組織)
- ・市内NPO(ひきこもり支援を行う)
- ・他 新規に資源開発を行う

（３）地域づくりに向けた支援事業（同項第３号）

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、交流・参加・学びの機会を生み出すために、介護、障がい、子育て、生活困窮の分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を重層的支援体制整備事業において一体的に実施し、各事業拠点が属性に関わらず、地域住民を広く対象としつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

また、下記に示す事業のほか、市民福祉課・生活支援課・介護保険課・健康増進課・こども支援課及び阪南市社会福祉協議会など各委託事業者と連携し、地域づくり支援のための調整を行います。

◆コーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制

事業	実施主体	設置数	運営形態
地域介護予防活動支援事業	各委託事業者	4	委託
	市介護保険課	1	直営
生活支援体制整備事業	阪南市社会福祉協議会	1	委託
地域活動支援センター機能強化事業	(社福)日本ヘレンケラー財団	1	委託
地域子育て支援拠点事業	こども支援課・(特活)子どもNPOはらっぱ	1	委託
共助の基盤づくり事業	市民福祉課	1	直営

◆地域づくり支援の拠点

分野	地域づくり支援の拠点		箇所数	設置形態	主な内容
高齢者を含む全世代	介護予防拠点[共生型]	おざきエーライン(尾崎)	1	委託	地域の居場所及び介護予防普及啓発
		いきいき交流センター(東鳥取)	1	委託	
		遊ゆう倶楽部(西鳥取)	1	委託	
		はこつくりエーライン(下荘)	1	委託	
	地域介護予防活動支援事業	校区での介護予防教室	1	委託	介護予防普及啓発を目的に地域の会場で実施
		いきいき百歳体操	1	直営	
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター及び協議会	-	委託	第1層:市全域の社会資源開発のコーディネート機能 第2層:身近な生活圏域での社会資源開発やニーズと活動のマッチング機能等
障がい者等	地域活動支援センター機能強化事業[I型事業]		-	委託	障がい者やその可能性のある人、参加支援事業利用者を対象に医療や福祉、地域社会とのつながりを強化するための調整を実施
子ども・保護者	地域子育て支援拠点事業[一般型(5日型)]	阪南市子育て総合支援センター	-	委託	地域における子育て親子の交流促進、育児相談等の子育て支援を実施

◆その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業

事業	拠点・取組名	内容	設置・実施箇所数
小地域ネットワーク活動等推進事業	まちなかサロン・カフェ	各地域の校区福祉委員をはじめボランティアが取り組む、誰もが自由に参加できる場	40
新しいつながりづくりコーディネーター配置事業	こども福祉委員	社会福祉協議会がコーディネートし、小学校高学年から中学生で福祉活動に興味がある児童生徒のボランティア活動	4小中学校
	地域貢献プロジェクト	社会福祉協議会がコーディネートし、市内少年院「泉南学寮」の少年のボランティア活動等支援	-
	農福連携、漁福連携	社会福祉協議会による地域の活性化等で福祉農園や漁協との連携	-
地域包括支援センター運営事業	ほっこり相談	一部の「まちなかサロン・カフェ」にコミュニティソーシャルワーカーなどが訪問し、地域住民の身近な総合相談を行う	13

（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同項第４号）

おおむね中学校区に１人ずつ、地域の福祉相談員であるコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域のあらゆる年齢層からの、生活上の相談や福祉サービスの利用に関する相談や訪問支援等を行い、関係機関等と連携しながら、解決に向けて取り組むとともに、要援護者の見守りのため、関係機関や地域住民の活動とのネットワークを構築するなどの地域活動を支援します。

◆実施体制

事業	担当機関	配置人員
コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業	社会医療法人生長会 (尾崎・東鳥取地域包括支援センター)	2
	社会福祉法人阪南市社会福祉協議会 (西鳥取・下荘地域包括支援センター)	2

◆主な実施内容

- ①各相談支援機関や地域住民、重層的支援会議などの連携等による情報把握
- ②各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な家庭訪問、同行支援等（全世代型対応）
- ③ほっこり相談：市内のサロン・カフェのうち、13か所を訪問し、生活に身近な総合相談を受ける。
- ④地域における要援護者に対する見守り・相談・つながりのセーフティネット体制づくりのための校区（地区）福祉委員会をはじめ各種会議への参加
- ⑤専門職間と連携しての個別支援の会議や研修会の開催
- ⑥地域福祉推進計画作業委員会の出席等、地域福祉の計画的な推進のための協力

【アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業】※本事業対象外

アウトリーチ支援員を1人配置し、ひきこもり状態など、支援に時間がかかる方に対して、訪問などを重ね、初期のつながりをつくり、信頼関係を構築した上で、関係機関への相談同行などの支援を通して、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者に支援を届けます。

◆実施体制

事業	担当機関	配置人員
生活困窮者自立相談支援事業	アウトリーチ支援員	1

(5) 多機関協働事業（同項第5号）

既存の相談支援機関や地域の関係団体などと連携し、市全体で包括的な支援体制を構築するとともに、複雑化複合化した課題を抱える世帯の支援などで、単独の相談支援機関では対応が難しい相談について、支援関係機関の役割分担を図り、世帯の支援の方向性の整理等を行うなど、重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たします。

◆実施体制

担当機関	配置人員	運営形態
健康福祉部市民福祉課(総合調整)	1	直営

◆主な実施内容

①断らない相談支援の実施

くらし丸ごと相談室において、本人や家族、庁内各関係部局、様々な関係機関からの相談を受け、いわゆる「タテ割り」や「たらい回し」を防ぎ、市行政内の各課の連携や民間の関係機関など多機関が連携協力し、問題解決のための支援を実施

②プラン作成(同項第5号)

支援関係機関間の円滑な連携体制のもと、複雑化・複合化した支援ニーズを有する人やその世帯へ必要な支援を提供するため、アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを作成

当該プラン作成にあたっては、重層的支援会議で、役割分担や支援の目標・方向性について協議を実施

また、参加支援事業を利用する場合も、本プランで参加支援事業の利用を明記し、重層的支援会議で支援決定を受けた後で参加支援事業につなぐことを基本

③共生の地域づくり庁内連携推進会議

行政の縦割りを解消し、市庁内の連携の推進により、市民相談に横断的に対応できる体制及び地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供できる体制をつくることを目的として、庁内連携の現状、事例検討、情報共有など本市関係課職員が委員として参加する会議

年6回開催のうち、3回は包括的相談支援事業者をはじめとする外部の関係機関も参加し、本市全体の包括的支援体制を構築

④重層的支援会議

重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために、複雑化・複合化した相談に対し、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するために開催

⑤支援会議(法第106条の6)

各参加機関及び各会議参加者に守秘義務を設け、会議参加者同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報共有等を行うことにより、地域で関係機関等がそれぞれ把握していながらも、支援が届いていない個々の事案の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするために開催

◆各種会議の実施体制

会議体	開催 頻度	内容・役割	参加機関
共生の地域づくり庁内連携推進会議	年 6回	庁内連携の現状、事例検討、情報共有	庁内関係課 包括的相談支援事業者
重層的支援会議	年 12回	支援プランの適切性の協議と共有及び参加支援事業の利用適否判定、支援プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討	市民福祉課 生活支援課 自立相談支援機関 コミュニティーソーシャルワーカー及び事例に関係する関係機関
支援会議 ※重層的支援会議と併催	年 12回	気になる事案の情報提供・情報共有、見守りと支援方針の理解、緊急性がある事案への対応	

6 阪南市地域福祉推進連絡協議会設置要綱

令和3年6月23日決裁

(設置)

第1条 少子・超高齢化社会を迎え、市民の多様な生活上の問題を解決し、すべての市民が安心安全に暮らせるまちづくりをめざし、市の保健福祉施策をはじめとする行政施策と地域での主体的な市民活動がより統一的、計画的、効果的に実施されるよう、社会福祉法の規定に基づき、地域福祉推進計画を見直し推進するため、市及び社会福祉協議会の公民協働で阪南市地域福祉推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 地域福祉推進計画（保健福祉各個別計画を含む）の見直し、推進に関すること。
- (2) 地域福祉推進計画についての調査、研究及び提言に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本要綱に定める目的を達成するために必要な事項

2 前項の地域福祉推進計画は、市「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」で構成する。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者で組織し、市長及び市社会福祉協議会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 地域福祉に関する団体の代表者
- (4) 市行政職員
- (5) 社会福祉協議会の代表者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長及び市社会福祉協議会長が認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、協議会委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
(会議の特例)

第7条 会長は、緊急の必要があり協議会を招集するいとまがない場合、その他やむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を協議会の委員に送付し、その意見を聞き、または賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の場合において準用する。
(意見の聴取)

第8条 会長が必要と認めたときは、協議会委員以外の者に会議の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。
(作業委員会)

第9条 協議会は、作業の円滑な推進を図るため、作業委員会を置くことができる。

- 2 作業委員会は、別表に掲げる者で組織する。
- 3 作業委員会に、作業委員長を置く。
- 4 作業委員長は、作業委員会の会議を掌理する。
- 5 作業委員会の会議は、必要に応じて作業委員長が招集し、作業委員長がその議長となる。
- 6 作業委員会は、必要あるときは作業委員以外の者に会議の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。
- 7 作業委員長は、緊急の必要があり作業委員会を招集するいとまがない場合、その他やむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を作業委員会の委員に送付し、その意見を聞き、または賛否を問い、作業委員会の会議に代えることができる。

(庶務)

第10条 協議会及び作業委員会の庶務は、市健康福祉部市民福祉課及び市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年8月18日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される協議会は、第6条の規定にかかわらず、市長及び市社会福祉協議会長が招集する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第9条関係）

区分
(1) 学識経験者
(2) 市民
(3) 地域福祉に関する団体の代表者
(4) 市行政職員
(5) 社会福祉協議会の代表者
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長及び市社会福祉協議会長が認めた者

7 阪南市地域福祉推進連絡協議会委員名簿

令和4年12月1日現在

(1)学識経験者	関西学院大学教授	◎ 藤井 博志
(地域福祉推進計画)	大阪千代田短期大学准教授	本田 和隆
(高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)	桃山学院大学准教授	村橋 功
(子ども・子育て支援事業計画)	常盤会短期大学教授	卜田 真一郎
(障がい者基本計画・障がい福祉計画)	大阪千代田短期大学准教授	宮本 直美
(2)市民	公募市民	岩井 俊子
	公募市民	古家 久枝
	公募市民	四至本 悟
	公募市民	古市 馨士
	自治会連合会会長	草竹 靖典
(3)地域福祉に関する団体の代表者	連合婦人会会長	吉田 美智子
	民生委員児童委員協議会会長	北野 和子
	老人クラブ連合会会長	吉岡 護昭
	障がい者(児)団体連絡協議会会長	清水 勝士
	泉佐野泉南医師会代表	松若 良介
	泉佐野泉南歯科医師会代表	中道 一範
	泉南薬剤師会代表	八田 守也
	阪南市人権協会代表	福岡 賢次
	阪南市商工会会長	奥野 英俊
	社会医療法人生長会 阪南市民病院院長	○ 藤本 尚
	校区長・事務長会議代表	小菅 弘夫
	ボランティアセンター運営委員会代表	玉置 多美子
	特別養護老人ホーム 玉井泉陽園施設長	有岡 孝太郎
(4)市行政職員	総務部長	魚見 岳史
	未来創生部長	松下 芳伸
	市民部長	森貞 孝一
	健康福祉部長	穴道 厚治
	こども未来部長	重成 陽介
	生涯学習部長	伊瀬 徹
(5)社会福祉協議会の代表	大阪府社会福祉協議会地域福祉部長	叶井 泰幸
	社会福祉協議会理事	前田 厚子
	社会福祉協議会理事	田中 千余子

(◎会長 ○副会長 敬称略、順不同)

8 阪南市地域福祉推進計画作業委員会委員名簿

令和4年11月1日現在

(1)学識経験者	大阪千代田短期大学准教授	◎ 本田 和隆
(2)市民	公募市民	岩井 俊子
	公募市民	古家 久枝
	公募市民	四至本 悟
	公募市民	古市 馨士
(3)地域福祉に関する団体の代表者	自治会連合会代表	出口 守市
	連合婦人会代表	坂口 久美
	民生委員児童委員協議会会長	野頭 拓子
	老人クラブ連合会会長	吉岡 護昭
	障がい者（児）団体連絡協議会会長	清水 勝士
	阪南市母子寡婦福祉会代表	瀧口 平子
	阪南市PTA協議会代表	平野 慎治
	阪南市青少年指導員協議会代表	石田 宗一
	阪南市介護者（家族）の会代表	田中 千余子
	社会医療法人生長会 阪南市民病院代表	藤原 真由子
	阪南市ケアマネジャー連絡会代表	坂元 里江
	阪南市商工会代表	出口 尚暢
	東鳥取地区福祉委員会代表	大野 恵子
	上荘校区福祉委員会代表	小菅 弘夫
	朝日地区福祉委員会代表	安井 嘉一
	波太地区福祉委員会代表	槇埜 勝美
	山中溪地区福祉委員会代表	池宮 孝一
	尾崎地区福祉委員会代表	浮田 明
	福島地区福祉委員会代表	富岡 弘
	西鳥取校区福祉委員会代表	平岡 龍己
	舞校区福祉委員会代表	槐島 文生
	下荘地区福祉委員会代表	百々 信行
	箱作地区福祉委員会代表	三田村 玲子
	桃の木台校区福祉委員会代表	藤本 恵津子
	ボランティアセンター運営委員会代表	小菅 美知子
	コミュニティソーシャルワーカー（尾崎圏域）	林 峻大
	コミュニティソーシャルワーカー（東鳥取圏域）	根木 勇樹
	コミュニティソーシャルワーカー（西鳥取圏域）	尾崎 翔麻
	コミュニティソーシャルワーカー（下荘圏域）	茂野 咲紀

	尾崎・東鳥取地域包括支援センター	宮本 佳子
	西鳥取・下荘地域包括支援センター	熊抱 潤
(3)市行政職員	総務部 危機管理課	中泉 拓也
	未来創生部 政策共創室	御坊谷 隆
	総務部 人権推進課	波戸元 佐和子
	市民部 生活環境課	佐々木 春信
	未来創生部 まちの活力創造課	筑紫 千里
	こども未来部 こども政策課	前 恵
	健康福祉部 生活支援課	栗山 桂子
	健康福祉部 生活支援課	工藤 健二
	健康福祉部 介護保険課	中嶋 貴司
	健康福祉部 健康増進課	佐藤 麻侑
	生涯学習部 学校教育課	花元 英夫
	生涯学習部 生涯学習推進室	山千代 明日香

(◎作業委員長 敬称絡、順不同)

事務局	健康福祉部市民福祉課職員
	社会福祉協議会事務局職員

9 第4期阪南市地域福祉推進計画の策定経過

実施日	会議名・策定工程	内容
(令和3年) 5月31日 ～6月11日	市民アンケート	計画書 115～125 ページ参照
9月7日 ～10月29日	校区(地区)福祉委員会・ 関係団体ヒアリング	計画書 126～128 ページ参照
11月17日	令和3年度第1回阪南市地 域福祉連絡協議会	①第3期地域福祉推進計画の進捗状況について ②共生の地域づくり推進事業について (1)生活困窮自立支援事業の状況について (2)多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (3)地域力強化推進事業 ③第4期地域福祉推進計画策定期間の延期について ④重層的支援体制整備事業について
12月21日	令和3年度第1回地域福祉 推進計画作業委員会	①第4期地域福祉推進計画策定期間の延期について ②グループ討議 「次の5年でみんなで取り組みたいこと」について
(令和4年) 3月25日	令和3年度第2回地域福祉 推進計画作業委員会	グループ討議 「様々な人が話し合う機会・場の充実」について 「要援護者を把握し共に助け合える体制づくり」について
5月26日	令和4年度第1回地域福祉 推進計画作業委員会	グループ討議 「困りごとを受け止め合う地域福祉のネットワークづく り」について 「地域の福祉活動を支える多様な担い手づくり」につい て
7月4日	令和4年度第2回地域福祉 推進計画作業委員会	グループ討議 「より身近な多機能型の居場所づくり」について 「『共に暮らす』を育む福祉のまちづくり」について
8月22日	令和4年度第1回阪南市地 域福祉連絡協議会	①第3期地域福祉推進計画の進捗状況について ②第4期地域福祉推進計画の骨子について ③令和4年度重層的支援体制整備事業実施計画(案)に ついて
11月7日	令和4年度第3回地域福祉 推進計画作業委員会	グループ討議 第4期地域福祉推進計画の素案について
12月19日	令和4年度第2回阪南市地 域福祉連絡協議会	第4期地域福祉推進計画の素案について

用語解説

【あ行】

●アウトリーチ

行政や支援機関などが積極的に地域へ出向くこと。個人に対し必要な情報や支援を届ける訪問支援や、地域づくりのために地域の会合等に参加するものがある。

【か行】

●協議体

地域住民や団体、専門職等、多様な主体による協議の場のこと。定期的な情報共有や地域生活課題解決にむけた地域づくりの議論を様々なエリアで行う。本市では、生活支援や介護予防に関する協議エリアを1層～3層に分けており、市域全体を対象エリアとするものを第1層、小学校区や自治会などの身近なエリアを第2層、生活支援活動を進める団体を第3層と位置づけている。

●漁福連携

漁業と福祉が連携し、まちづくりを行うこと。本市では、生活困窮者の就労先として漁業分野が受け皿となったり、釣りのイベントに認知症の高齢者や学校に行きづらい学生が参加するなど、社会参加の場にもなっている。

●くらしの安心ダイヤル

高齢者や障がいのある人などを対象に、市役所、社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員協議会、校区(地区)福祉委員会、CSWなどの関係団体・機関が連携し、日常の見守り・声かけ活動を大切にしながら、地震などの災害時に安否確認等を行う事業。

本市では、平成22年3月から、登録者全員を災害時要援護者とする「災害時要援護者登録制度」に位置づけている。

●校区(地区)福祉委員

身近な生活圏域を単位とし、自治会や民生委員などの地域の関係団体や趣旨に賛同する個人など地区内に住む住民で構成される。住民が主体となって、地域の課題にあわせ、見守りや居場所づくりなど幅広い福祉活動を行う組織。社会福祉協議会の内部組織で、本市では12の旧小学校区に設置している。

●コミュニティワーカー(地域支援担当職員)

校区(地区)福祉委員会などの住民組織化の支援や、介護者(家族)の会、ひとり暮らし高齢者の会などの当事者組織化の支援、また地域内での各関係団体・機関同士や個人と団体をつなぐ役割などを担い、住民が主体となった福祉の組織づくりや活動づくりなどの地域支援にあたる専門職。本市では、社会福祉協議会に配置している。

【さ行】

●災害ボランティアセンター

主に災害発生時、被災地の支援ニーズを把握し、災害支援ボランティアが効果的に活かされるよう活動を調整、支援する組織。災害発生時には、阪南市防災計画にもとづき、市が社会福祉協議会に設置を要請する。

●ジェンダー

男性・女性であることに基づき定められた社会的属性や機会、女性と男性、女兒と男児の間における関係性、さらに女性間、男性間における相互関係のこと。

●自主防災組織

地域住民が自主的に協力連携して「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にたって、日頃から災害に備えた取り組みを行うとともに災害時は、被害を最小限にする活動を行う団体(組織)。

●自治会

市内において、その地域の住民によって組織される、地域自治のための組織

●市民公益活動団体

市民(住民)一人ひとりの自発的な意志にもとづき、地域社会を住みよくする活動や他者を支える活動などの社会的活動等に携わるグループや団体。

●市民後見人

一般の市民による後見人のこと。家庭裁判所から選任され、専門組織による養成と活動支援を受けながら、地域における第三者後見人の立場で、市民としての特性を活かした後見活動を行う。

●社会資源

人々のニーズを充足したり、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。

●社会福祉法

社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められた法律。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

●重層的支援体制整備事業

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するもの。

●主任児童委員

民生委員・児童委員の中でも、地域における子育て支援をさらに推進するため、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する委員。担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいる。

●障がい者支援施設

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対し、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設。具体的には、障がいのある人に対し、夜間から早朝にかけては「施設入所支援」を提供するとともに、昼間は生活介護などの日中活動系サービスを行う。

●小地域ネットワーク活動

校区(地区)福祉委員会の主要な活動の一つで、おおむね小学校区を単位として、高齢者、障がいのある人及び子育て中の親子等を対象に、個別支援活動(見守り・声かけ訪問活動など特定の個人を支える活動)やグループ援助活動(ひとり暮らし高齢者食事会や子育てサロンなど集団を支援する活動)を行う等、住民の参加と協力による支え合い・助け合いのネットワークづくりを進める活動。

●自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業及び特定相談支援事業の適切な運営、並びに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

●生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し、包括的な事業の実施を定めた法律。

●生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげる事業。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発を行う。

●生活支援コーディネーター

高齢者などが担い手として生活課題を支え合う地域づくりや介護予防を進める専門職。助け合い活動を生み出すための支援と合わせて、多様な主体による新しい福祉のネットワークづくりや、生活支援の困りごとと解決に向けた活動をつなぐ役割を担う。本市では、社会福祉協議会に配置している。

●生活支援体制整備事業

住民や地域の組織・団体、福祉サービス事業者など様々な主体が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とし、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、支え合いの地域づくりを進めていく事業。

●生活福祉資金貸付制度

社会福祉協議会による低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度。資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。

●生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人(世帯)に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が十分でない人を法的に保護し、支援するための制度。本人にとって必要な契約の締結や財産管理、本人の誤った判断に基づいて不利益な結果を招かないようにするため、家庭裁判所が援助者を選任し、その援助者が本人に代わって手続き等を行う。

【た行】

●ダブルケア

子育てと親や家族の介護の時期が重なり、両方を並行して担わなければならない状態のこと。

●団塊の世代

1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)のベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

●地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

I型:専門職員(精神保健福祉士など)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施している。

II型:地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人へ、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施している。

III型:地域の障がいのある人のための援護対策として、地域の障がい者団体などによる通所の援護事業を実施している。

●地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを進めるための手法のひとつ。本市では、地域ケア会議のことを支えあい会議と呼んでおり、主に、多職種と住民が協働して高齢者の個別課題の解決を図ること(個別支えあい会議)や、地域に共通した課題を明確化し、課題解決に必要な資源開発や地域づくりに関連した政策形成につなげること(地域支えあい会議)を目的としている。

●地域子育て支援センター

安心して子どもを産み育てることができ、子育ての楽しさが実感できるように子育てサロン、乳幼児の年齢・状況に応じた広場事業、出前保育、育児講座、子育て相談、あそぼう会などの事業、子育て情報の提供、及び子育てサークル支援などを実施している施設。また、「地域子育て支援センター」とは、市内の保育所内に開設された同様の機能を有する場。

●地域包括ケアシステム

高齢者を中心に可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組みのこと。本市では、地域住民が主体的に地域づくりを行う地域福祉を軸にし、住民と専門職が協働で地域包括ケアシステムづくりを進めている。

●地域包括支援センター

市町村が設置することができ、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関。業務内容としては、三職種(主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師)を中心に、高齢者の総合相談支援や権利擁護業務のほか、管内の居宅介護支援事業所および関係機関とのネットワークづくりを行う。本市では三職種の他に、認知症地域支援推進員、CSW(コミュニティソーシャルワーカー)が配置されている。

【な行】

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行う事業。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●認知症

脳の病気や障害など様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態をいう。大きく、脳血管性のものと、アルツハイマー病に区別される。

●農福連携

農業と福祉が連携し、まちづくりを行うこと。本市では、地域住民が中心となって農地を耕作し、高齢者や障がい者、学生、外国籍の人など、多世代が集まる居場所になっている。また、畑で採れた農作物は生活困窮者への食糧支援や子ども食堂の食材として活用されており、福祉課題を解決する取組にもつながっている。

【は行】

●避難行動要支援者（名簿）

高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされ、個別避難計画の作成が努力義務と規定されている。

●福祉避難所

災害時などにおいて、高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人が円滑に利用でき、また、相談、助言その他の支援を受けることができる体制の整備された避難所のこと。

●包括的支援体制

小中学校区等の住民に身近な圏域や市域全体で、住民が主体的に地域課題を理解・把握して解決を試みる体制づくりや、課題解決のための連携体制づくりを包括的に整備すること。

●保護司

社会奉仕の精神をもって、犯罪をした人の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努める役割を担う人。具体的には、保護観察所と連携しながら、保護観察(犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための遵守事項を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助けなどを行うこと)や釈放後にスムーズな社会復帰を進めるための生活環境の調整、犯罪予防活動などを行っている。

●ボランティアセンター

社会福祉協議会に設置されているボランティア活動を推進していく機関。「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている人」をつなぐボランティアコーディネーターが配置されている。ボランティアに関する相談、コーディネート、ボランティア講座の開催などを行っている。

【ま行】

●まちなかサロン・カフェ

高齢者や障がいのある人、子育て家庭などが地域の中で孤立した生活を送ることがないように、地域の身近な場所で、いつでも誰でも気軽に集え、出会いや仲間づくり、交流、情報交換などの場づくりを図る活動。手芸や体操など催しを実施する形式のまちなかサロンと、喫茶形式のまちなかカフェがある。

●民生委員児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などを行う。

●民生委員児童委員協議会（民児協）

一定区域ごとに置かれ、すべての民生委員・児童委員が所属する協議会。委員への研修を実施したり、委員活動を通じて把握する地域課題を共有して対応方法を検討するなどの活動を行う。

【や行】

●ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ることもある。

●要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定する制度。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

【アルファベット・数字】

●C SW（コミュニティソーシャルワーカー）

地域において、子どもや高齢者など世代を問わず、様々な問題を抱え、支援を必要とする人に対して、相談支援を行う福祉の総合相談支援員。地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した相談援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度とのつなぎ役等を担う。本市では、2つの地域包括支援センター内に各2名ずつ配置し、ひきこもり支援から災害支援まで、幅広い活動を行っている。

●D V

Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。

●I C T

PC だけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称のこと。

●L G B T Q

Lesbian(レズビアン＝女性同性愛者)、Gay(ゲイ＝男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシャル＝両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー＝心と体の性が異なる人)、Queer／Questioning(クィアまたはクエスチョニング＝性的指向・性自認が定まらない人)の頭文字をつなげた略語で、いわゆる性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の総称のこと。

●N P O（法人）

Non-Profit Organization または Not-for-Profit Organization の略。営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

●S D G s（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

●8 0 5 0（はちまるごーまる）世帯

80 代の高齢の親が、同居する働いていない 50 代の子(ひきこもり等)の生活を支えている状態にある世帯のこと。

第4期阪南市地域福祉推進計画

重層の支援体制整備事業実施計画
成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画

令和5年 3 月

発行 阪南市
社会福祉法人 阪南市社会福祉協議会
編集 阪南市 健康福祉部 市民福祉課
阪南市社会福祉協議会 事務局

【阪南市】

〒599-0292 阪南市尾崎町 35-1
TEL:072-471-5678
FAX:072-473-3504

【阪南市社会福祉協議会】

〒599-0292 阪南市尾崎町 1-18-15
TEL:072-472-3333
FAX:072-471-7900
